



第 5 次大阪府障がい者計画（案）

～人が人間（ひと）として支えあい、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり～

令和 3 年 3 月
大 阪 府

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の目的	1
2. この計画はどのような性格を持っているのか	6
3. 計画の目標時期はいつか	7
4. 計画が実行性をもつために	9
5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか	9
第2章 基本的な視点	
1. 基本理念	1 1
2. 基本原則	1 1
第3章 施策の推進方向	
第1節 最重点施策	1 4
第2節 各場面に応じた施策の推進方向	
Ⅰ 共通場面「地域を育む」	1 6
第3節 生活場面に応じた施策の推進方向	
Ⅰ 生活場面「地域やまちで暮らす」	3 7
Ⅱ 生活場面「学ぶ」	5 4
Ⅲ 生活場面「働く」	6 7
Ⅳ 生活場面「心や体、命を大切にする」	7 8
Ⅴ 生活場面「楽しむ」	8 7
Ⅵ 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」	9 2
第4章 第6期大阪府障がい福祉計画 第2期大阪府障がい児福祉計画の数値目標 及び見込量について	
1. 成果目標等	1 0 6
2. 区域設定	1 1 4
3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	1 1 5
4. 各年度の指定障がい者支援施設 及び 指定障がい児入所施設等の入所定員総数	1 4 1
5. 地域生活支援事業の実施に関する事項	1 4 8
6. （参考）子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たす障がい児数	……
第5章 大阪府における障がい者の状況等	
第1節 大阪府における障がい者数	……
第2節 生活場面ごとの施策等の状況	……

第1章 計画策定にあたって

1. なぜ計画の策定が必要か

- 大阪府においては、平成 24 年度から令和 2 年度末を計画期間とする第 4 次大阪府障がい者計画（以下、「第 4 次計画」という。）に基づき、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきました。第 4 次計画は、平成 29 年度に平成 24 年から平成 29 年度までの 6 年間の総括し、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間の第 4 次計画（後期計画）（以下、「後期計画」という。）として、第 5 期大阪府障がい福祉計画及び第 1 期大阪府障がい児福祉計画と一体的なものとして改定しました。
- 第 4 次計画においては、「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「権利の主体としての障がい者の尊厳の保持」、「社会的障壁の除去・改善」、「障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」、「多様な主体による協働」の 5 つの基本原則のもと、福祉、教育、就労、保健医療、まちづくりなど、障がい者の自立と社会参加に向けたあらゆる分野の取組みを実施してまいりました。
- とりわけ、「地域生活への移行の推進」と「就労支援の強化」、「施策の谷間にあった分野への支援の充実」については、最重点施策として位置付け、具体的な数値目標の達成をめざし、重点的に推進してきたところです。
- 平成 30 年 3 月に後期計画として改定した際、障がい当事者目線での 6 つの生活場面の共通の舞台となる地域全体に横たわる課題への対応や、大阪府域の市町村全体の支援体制の底上げなど、これからの「地域共生社会」の実現を見据え「地域を育む」観点を持って取組みを進めることの重要性が指摘され、新たに「地域を育む施策の推進方向」について現状と課題を整理いたしました。
- また、平成 30 年 4 月には改正社会福祉法が施行され、都道府県の地域福祉計画が、障がい、高齢など各福祉分野の上位計画と位置付けられ、インクルーシブな共に生きる社会の実現に向け、より包括的な地域での支援体制を整備していくことが示されたところです。
- これを受け、大阪府においては、平成 31 年 3 月に第 4 期大阪府地域福祉支援計画を策定し、「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」、「地域のつな

がりの中で、ともに支え、共に生きる地域社会」、「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている社会」といったビジョンのもと、障がい者計画や高齢者計画等との連携・調和を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていくこととしております。

- 一方、今後、地域で障がい者が抱える課題は、障がい者の重度化・高齢化や、障がい者とその家族等が支援につなげられないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050 問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻なものとなることが懸念されています。
- このため、令和2年6月に改正社会福祉法が成立し、国において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援に取り組むこととしており、今後の障がい福祉分野における課題を地域社会が抱える課題の大きな要素の一つとして捉え、地域全体で課題解決に向けた関係機関の連携体制の構築や、ハード・ソフト両面での環境整備等を進めていく必要があります。
- 第4次計画期間中に、障害者虐待防止法や障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者の尊厳を守る法整備がなされてきましたが、いまだ障がい者を取り巻く社会環境のバリアフリー化は道半ばであり、平成28年に発生した相模原市での障がい者殺傷事件や、平成29年に発覚した寝屋川市での障がい者監禁死亡事件など痛ましい事件が後を絶ちません。また、旧優生保護法に基づく優生手術に対する救済も始められたばかりです。
- このような背景も踏まえ、第5次大阪府障がい者計画では、障害者権利条約において明文化されている「全ての政策及び計画において、障がい者の人権の保護及び促進を考慮に入れること」に則り、障がい者の権利と尊厳の保持を大前提に、今後の障がい福祉分野の課題解決に不可欠な地域福祉の充実という観点から、「地域を育む施策の推進方向」について、個々の生活場面との関係性も踏まえ、新たに、共通場面として整理を行うこととしました。
- また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画等」という。）については、市町村における障がい福祉サービスの提供が確保され、各施策が確実に推進されるために必要不可欠なものであり、障がい者計画と不可分の関係にあることから、引続き本計画に含まれるものとして一体的に策定します。

- さらに、大阪府では独自に平成 25 年度に「発達障がい児者支援プラン」、平成 29 年度に「新・発達障がい児者支援プラン」を策定し、発達障がい児者のライフステージに応じた支援の充実をはじめ、様々な取組みを進めてきました。これまでのプランの内容は第 4 次計画にも盛り込まれており、計画期間は令和 2 年度までになっています。発達障がい児者支援施策については、発達障害者支援法の改正（平成 28 年）や障害者差別解消法の施行（平成 28 年）、改正障害者雇用促進法の施行（平成 30 年）など法制度面の整備が行われたことなどにより、他の障がい児者支援施策と並んで取組みが進められるようになってきました。その一方、「8050 問題」や教育と福祉の連携といった発達障がいの人だけでなく、障がいのある人全般に共通した課題も顕在化してきており、発達障がい児者支援施策だけではなく、他の障がい児者支援施策と共通の視点で考えていくことも必要となってきています。このため、令和 3 年度からの発達障がい児者支援施策については、当該新プランの後継となる内容を本計画に位置付けて推進していきます。
- 本計画の策定に当たっては、障がい当事者やその家族が多数参画する「第 5 次大阪府障がい者計画策定検討部会」における議論をもとに、令和 2 年 9 月に大阪府障がい者施策推進協議会が取りまとめた意見具申「第 5 次大阪府障がい者計画の策定について」を最大限尊重するとともに障がい福祉計画等については、国の基本指針（最終改正 令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）を踏まえて取りまとめています。
- 大阪府としては、本計画の推進を通じて、市町村とともに障がい福祉サービスや相談支援などのさらなる整備・充実を図るとともに、教育や就労、まちづくりなど広範囲な施策の推進を図り、真の共生社会の実現に向け、様々な主体が協力しあい、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現を目指してまいります。

障がい者施策にかかる主な法制度等の動向

◎社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月・令和 3 年 4 月施行）

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、住民が地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や住民に身近な圏域において分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制や生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して複合化した地域生活課題を解決するための体制など市町村における包括的な支援体制づくりに努めることとされました。また、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、都道府県及び市町村が策定する地域福祉計画が、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけることとされました。

また、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制ではニーズへの対応が困難であることから、市町村の創意工夫によって、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、属性を問わない包括的な支援体制の構築を円滑に実施できるよう制度化されました。

◎障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成 30 年 4 月施行、一部平成 28 年 6 月 3 日施行）

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。そのうち、医療的ケアを要する障がい児については、当該児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健医療、福祉等の連携促進に努めるものとされました。また、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が実施されました。

◎障害者雇用促進法の一部改正（平成 28 年 4 月施行、一部平成 30 年 4 月施行）

雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務について定められるとともに、事業主に対して、その雇用する障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務化されました。また、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられることとなりました。

◎高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
(平成 30 年 11 月施行)

2021 年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現をめざし、全国でさらにバリアフリーを推進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けた取組みを進めるべく法改正されました。また、令和 2 年 2 月には、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

◎障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律 (平成 31 年 1 月施行)

音訳等を提供できる障がい者の範囲に、改正前から明示されている視覚障がいや発達障がいのために、視覚による表現の認識に障がいのある者に加え、新たに肢体不自由者等が対象となる旨、規定が明確化されました。また、権利制限の対象とする行為について、改正前から対象となっているコピー、譲渡やインターネット送信に加え、新たにメール送信等が対象にされました。

◎障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成 30 年 6 月施行 以下「障害者文化芸術活動推進法」という。)

文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律が施行されました。

◎視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (令和元年 6 月施行 以下「読書バリアフリー法」という。)

視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、基本計画の策定その他の視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定め、国や自治体が果たすべき責務などを明記し、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律が施行されました。

◎2019 年度障がい福祉サービス等報酬改定（令和元年 10 月）

平成 29 年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、人材確保のための取組みを一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、職員の更なる処遇改善を行う報酬の見直し、消費税率の引き上げに伴う報酬改定において実施されました。

- その他、本計画に関する今後のトピックスとして、東京オリンピック・パラリンピック（令和 3 年開催予定）、大阪・関西万博（令和 7 年度開催予定）などがあり、これらの動向を踏まえ、その趣旨等についても、できる限り計画に盛り込んでいきます。
- とりわけ、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」は、2015 年 9 月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された 2030 年までの国際開発目標である SDG s（Sustainable Development Goals。持続可能な開発目標として 17 の目標）が達成された社会の実現をめざすものであり、SDG s の「誰一人取り残さないこと」という理念は、本府の障がい福祉施策を推進する上で重要です。

2. この計画はどのような性格をもっているのか

- 都道府県障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画です。

また、府民が行う障がい者に対する支援活動や市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインにもなるものです。

- 都道府県障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、それぞれ障害者総合支援法第 8 9 条第 1 項と児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項の規定に基づくものであり、国の基本指針に即して、3 年間の障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等（以下、「障がい福祉サービス等」という。）の見込量等を示すものです。

また、都道府県と同時に策定する市町村の障がい福祉計画等の達成に資するため、これらとの整合を図りながら、広域的な観点から具体的な数値目標（成果目標）を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を定めています。

- 本計画は、第 6 期大阪府障がい福祉計画と第 2 期大阪府障がい児福祉計画（以下、「第 6 期大阪府障がい福祉計画等」という。）を含めて一体的に記述しており、障がい

福祉サービス等の見込量等については、市町村の算定したものを集計して設定し、第4章に該当部分をまとめて掲載しています。

- さらに、「将来ビジョン・大阪」、「大阪府人権施策推進基本方針」、「大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府子ども総合計画」、「大阪府高齢者計画」、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」、「大阪府医療計画」、「住まうビジョン・大阪」、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」、「教育振興基本計画」など関係計画等との連携・調和を図っています。

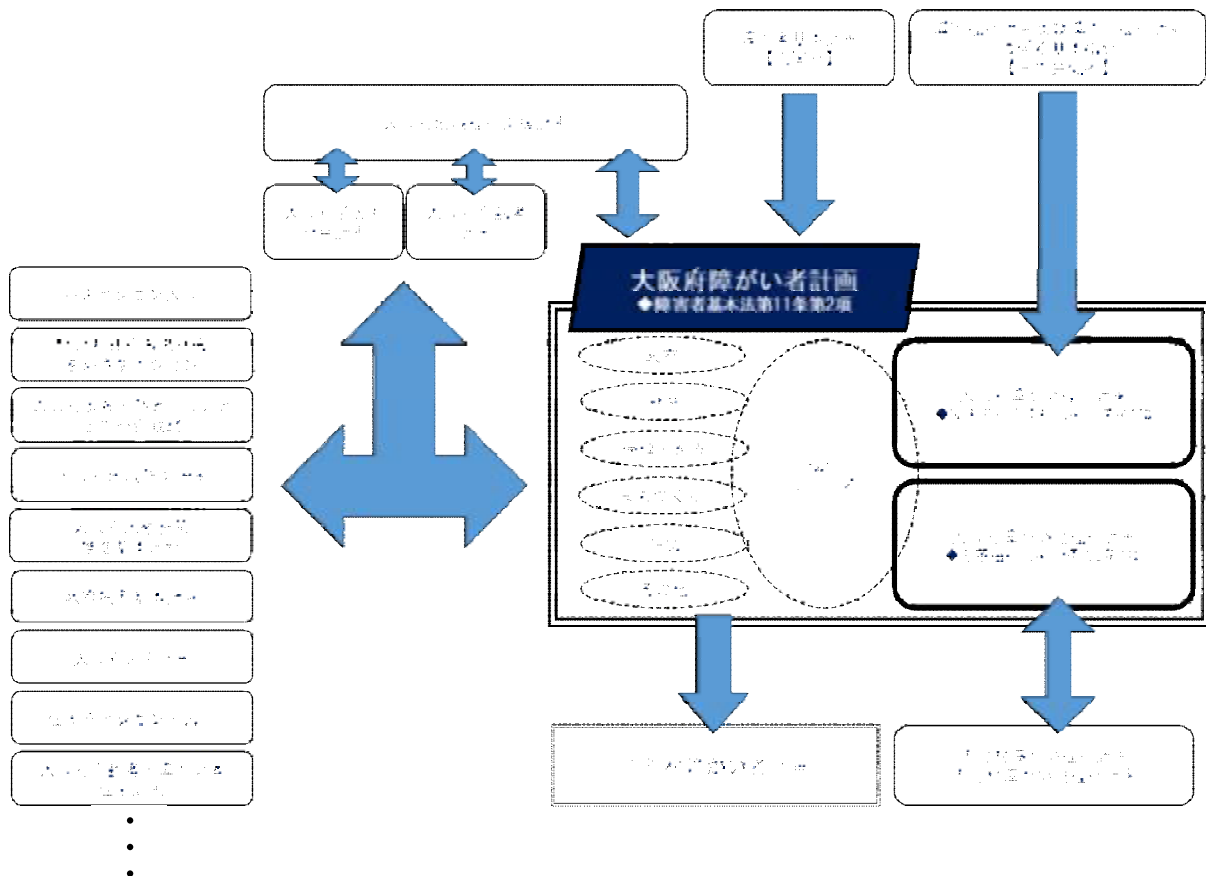
3. 計画の目標時期はいつか

- 昨今の様々な技術革新により、迅速かつ短期的に社会状況は変化しています。このような状況は、今後もより加速していくことが考えられ、障がい福祉分野への影響も、東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博の開催などを契機に、より大きくなってくると考えられます。
- そのような状況を勘案し、計画期間については、社会状況の変化に柔軟な対応ができ、一定期間の取組みの成果の検証ができるような期間が望ましいと考えています。また、本計画の上位計画である国の障害者基本計画及び大阪府地域福祉支援計画の計画期間（いずれも5年間）や、障がい者計画を実行していくための定量的指標が示された障がい福祉計画等の計画期間（いずれも3年間）との整合を図らなければなりません。
- 以上のことから、関係計画との整合を図りつつ、今後の社会状況の変化に柔軟に対応できる計画とするため、本計画の計画期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、障がい福祉計画等は、国の基本指針において、3年を1期として策定することになっており、第6期大阪府障がい福祉計画等は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とします。

図 1：障がい者計画及び関連する計画等の計画期間

年 度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者基本計画 〔内閣府〕		第4次計画(H30-R4)											
大阪府 地域福祉支援計画 〔福祉部 地域福祉推進室〕		第4期計画(R1-R5)											
大阪府 障がい者計画 〔福祉部 障がい福祉室〕	第4次計画(後期計画)(H24-R2)				★ 第5次計画(R3-R8)								
大阪府 障がい福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第5期(H30-R2)			第6期(R3-R5)			第7期(R6-R8)			第8期(R9-R11)		
大阪府 障がい児福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第1期(H30-R2)			第2期(R3-R5)			第3期(R6-R8)			第4期(R9-R11)		

図 2：障がい者計画と関係計画等との概念図



4. 計画が実効性をもつために

- 大阪府では、予算事業だけでなく、予算を伴わない取組みも含めあらゆる手法を用いて、計画に実効性を持たせることが必要であると考えています。具体的な事業や取組みについては、その時々々の要請、状況に応じて検討していくこととし、引き続き、適切な状況把握と効果的な事業実施に向け、最大限の努力をしていきます。
- また、国に対しては、障がい者の自立と社会参加を実現する上で必要な法制度や施策の創設・改正がなされるよう、具体的な要望及び提言を行っていきます。さらに、施策の進捗状況を踏まえ、市町村など関係者との連携を密に図り、目標を達成していきます。

5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか

- 本計画は、大阪府のホームページに掲載し、市町村をはじめ、さまざまな関係者に周知等を図ります。
- 大阪府においては、大阪府障がい者施策推進本部のもと関係部局が連携しながら、本計画を推進し、障がい者施策の充実を図ります。
また、本計画の進捗状況等について、毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会に報告し、点検、評価等を受けるなど、障がい当事者を中心に関係者の意見を大切にしながら本計画の推進を図っていきます。
- なお、第6期障がい福祉計画等については、令和5年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、令和3年度から令和5年度までの各年度の障がい福祉サービス等の各分野における取組みの状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、同計画の目標を実現していかなければならないこととされています。このため、方策等については第3章に反映するとともに、成果目標や活動指標等については第4章において掲載しています。また、「成果目標」と「活動指標」については年1回、その進捗状況の分析・評価等を行い、その結果を公表します。

(大阪府における成果目標と活動指標の相関関係)

(成果目標)

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターの設置

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神病床退院後 1 年以内の地域平均生活日数
- 精神病床における 1 年以上長期入院患者数
- 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月・6 か月・1 年の退院率）

地域生活支援拠点等の機能充実

- 地域生活支援拠点等の整備

福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労定着支援事業の利用者の増加
- 就労定着支援事業の就労定着率の増加
- 工賃の向上

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

発達障がい児者等に対する支援

- 発達障がい児者等への相談支援体制の充実
- 発達障がい児者等及び家族等への支援体制の確保

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援の利用者数・利用時間数
- 短期入所・生活介護の利用者数・利用日数
- 療養介護の利用者数
- 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援の利用者数
- 計画相談支援・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

(都道府県・市町村)

- 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数・参加者数・目標設定・評価の実施回数
- 精神障がい者の地域移行支援の利用者数
- 精神障がい者の地域定着支援の利用者数
- 精神障がい者の共同生活援助の利用者数
- 精神障がい者の自立生活援助の利用者数

(都道府県)

- 精神病床退院患者の退院後の行き先

(都道府県・市町村)

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）の利用者数・利用日数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 就労移行支援事業等の利用者の一般就労への移行者数
- 障がい者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所・障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援の利用児童数・利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数

(都道府県)

- 福祉型障がい児入所施設の利用児童数
- 医療型障がい児入所施設の利用児童数

(都道府県・市町村)

- 発達障がい者支援地域協議会の開催回数※
 - 発達障がい者支援センターによる相談支援件数※
 - 発達障がい者支援センター・発達障がい者地域支援マネジャーの助言・研修・啓発件数※
 - ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の受講者数
 - ペアレントメンターの人数
 - ピアサポート活動の参加人数
- ※市町村は指定都市に限る

第2章 基本的な視点

1. 基本理念

- 第4次計画では「人が人間（ひと）として支えあい共に生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、社会全体が障がい者への必要かつ合理的な配慮を真摯に考え、社会を構成する個々人の支え合いにより合理的配慮の実践が広がっていく社会をめざすとともに、障がい者に対する支援を拡充していくことを通じて、障がいの有無に関わらず、誰もが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として暮らすインクルーシブな社会の実現を目標としていました。
- この基本理念は、国の障害者基本計画における基本理念と共通しており、障がい者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加することを促進し、真の共生社会を実現するために引続き重要な視点であることから、本計画においても大筋で継承し、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を本計画の基本理念とします。
- これは、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、すべての障がい者が分け隔てられることなく、また障がい者やその家族が孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残されない大阪」の実現に向け、地域の多様な主体が互いに理解し合い、支え合うことで、包容力のある地域が育まれ、障がいの有無に関わらず、全ての人間（ひと）が支え合って生きるインクルーシブな社会の実現をめざすことを表現するものであり、障害者権利条約の理念に通じるものです。
- また、障害者権利条約に基づく、あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するという理念に加え、今後の障がい福祉を支える地域を育む視点を盛り込むとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さないこと」や2025年に開催が予定されている大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」をも勘案し、あらゆる主体に向けたメッセージ性のある基本理念にすべきであると考えます。

2. 基本原則

- 基本理念に掲げられた共に生きる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域全体での障がい理解、課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有することが必要

です。

- 加えて、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために、様々な役割を果たしていけるよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪全体の底上げにつながる環境整備に取り組む姿勢が重要となります。この「底上げ」とは、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせるということ、また、地域やあらゆる主体が切磋琢磨し、様々なサービス水準が向上し、支援の質が高まることをめざすものです。
- このような観点から、以下の5つの基本原則を示します。

(1) 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持

障がい者が権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持できる差別のない社会の構築に一層取り組んでいきます。また、社会から孤立した家庭や親をフォローし、適切な支援につなぐことにより、障がい者虐待の防止に向けた取組みを進めていきます。

(2) 多様な主体の協働による地域づくり

多様化する障がい者ニーズに対応し、障がい者の自立と社会参加を実現していくため、行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、NPO、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を推進していく地域を育んでいきます。

(3) あらゆる分野における大阪府全体の底上げ

大阪府や市町村がさらなる連携を図って、あらゆる地域で支援を行き届かせるとともに、地域や多様な主体が切磋琢磨し、あらゆる分野でサービス水準を向上させ、支援の質を高めていきます。

(4) 合理的配慮によるバリアフリーの充実

依然として障がい者に対する差別・偏見が存在しているため、今後も障がい特性を勘案した合理的配慮の周知啓発を図り、ハード面・ソフト面でのバリアフリーの充実に努めていきます。

(5) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会とともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していきます。

第3章 施策の推進方向

第1節 最重点施策

大阪府は、障がい者の自立と社会参加に向け、様々な取組みを進めていきますが、特に次の3つの分野を最重点施策として、引き続き、強力で推進します。

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は、障がい者が地域社会の一員として、地域とつながりを持ちながら豊かに暮らしていく第一歩であり、施設においても地域との連携が進められてきたところです。しかしながら、長期に亘る入所や社会的入院の状態にあった障がい者の多くは、地域での暮らしを知らないことから、地域での生活を具体的にイメージすることができず、その結果、地域での暮らしを希望されない状況であることも考えられます。

行政などからの働きかけがないままに入所等の状態が継続されるのではなく、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージを分かりやすく示しながら、一人ひとりの状態や、今後の希望を適切に把握した上で、地域移行を推進し、地域での暮らしを実現していかなければなりません。

一方で、障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保することが必要です。また、80歳代の高齢者の親と50代の障がいのある子だけで暮らしている、いわゆる「8050問題」などの課題を解消し、障がい者とその家族等が、地域で安心して暮らしていくための環境づくりが重要です。

大阪府では、引き続き、最重点施策として入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を推進しつつ、地域のあらゆる人々が協力し、入所施設をはじめ社会インフラがその役割と機能を発揮し、有機的に連携することにより、地域全体で支えながら障がい者が自ら希望する生活を実現していく社会をめざします。

2. 障がい者の就労支援の強化

障がい者が自ら希望するところで働き、収入を得て、より豊かで充実した暮らしができるようになることは、障がい者の自立と社会参加にとって大変重要です。障がい者の自立やともに生きる社会の実現に向けて、安定した生活を支える大きな要素の一つとなる就労支援は不可欠なものであり、引き続き大阪府の障がい福祉施策における重点施策に位置付け、障がい者が嫌な思いをせずに希望するところで働くことができるような環

境づくりや就労支援を行うとともに、就労後の職場定着や生活の安定に向けた取組みを強化していきます。

とりわけ、大阪府では 20 年以上にわたり、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携の下に、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者等の雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組みとして「行政の福祉化」に先駆的に取り組んできたところであり、今後さらなる充実を図っていきます。

就労支援、就労定着支援においては、障がい種別等に応じた働く上での様々なニーズに対応できる職場環境の確保やサポートの充実が必要です。一人ひとりに寄り添った支援を行い、障がい者が働くことのできる職場の拡大や、通勤・就業時の支援の充実など、幅広く、障がい者の生活の質の向上に寄与する就労施策の推進を図っていきます。

3. 専門性の高い分野への支援の充実

専門性の高い分野への支援の充実については、従来、十分に支援が行き届いていなかった方々も幅広く「障がい者」として捉え、必要な支援を行っていく必要があります。とりわけ高次脳機能障がい者や発達障がい児者、医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等、難病患者などへの支援について引き続き重点的に取り組んでいきます。

発達障がい児者に対するライフステージに応じた切れ目のない支援については、発達障がい児者支援プランを本計画と一体的に整理し、今後さらなる取組みを展開していきます。

また、障がい者の重度化・高齢化や、いわゆる「8050 問題」などの複合化した課題等に対応していくために、障がい福祉と高齢者福祉・介護などの他制度との連携や、福祉と保健医療や教育などの関係部局や関係機関との連携・協働も強化していきます。

なお、第 4 次計画においては、高次脳機能障がい者や発達障がい児者、医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等、そして障害者総合支援法の対象に含まれていなかった難病患者等への支援を対象とした施策として「施策の谷間にあった分野」という表現を用いていましたが、その後の関係法令の改正などを踏まえ、本計画からは「専門性の高い分野」という表現を用いることとしています。

第2節 各場面に応じた施策の推進方向

I 共通場面「地域を育む」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

めざすべき姿

多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる

<現状の評価と課題>

通信技術等の発達により、都市部・地方に関わらず、全国一律のサービス等が享受できるなど、利便性が向上しています。また、国籍や文化、性などの多様性を許容する風潮が浸透し、様々な立場等の人々が自由に生活しやすい環境が生まれつつある一方で、多様性や「個」が受け入れられやすいがために、地域のつながりが希薄化してきている面も否めません。人々の暮らしが便利で豊かなものになる中で、地域において、より個人や家庭が孤立しやすい環境にもなっています。特に、高齢者の親と障がいのある子だけで暮らしている、「8050」問題や「親亡き後」などにおいては、地域において孤立しやすく、必要とする支援が行き届かず、様々な課題や苦しさを抱えながら生活している場合もあります。

このように複合化・複雑化した課題への対応について、地域において十分な体制が確保できておらず、障がい者やその家族等は、将来の生活の見通しが立てられず、不安を抱えながら生活しています。また、今後のさらなる高齢化の進展や地域のコミュニティの希薄化を背景に、こうした問題はより急速に深刻化していくことが予測されており、家族等が元気なうちから地域とのつながりが確保され、必要な支援を行き届かせ、自立した暮らしを実現できる地域づくりが重要です。

国においても、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の地理的条件や地域資源の実態などの地域特性を踏まえつつ、包括的な支援体制の構築に取り組んでいます。

また、近年、相模原市の障がい者施設における殺傷事件や、府内で発生した障がい者

に対する監禁・死亡事件、駅ホームからの転落事故など、様々な形で障がい者の命に関わる痛ましい出来事が相次いで発生しています。それ以外にも、地震や台風、豪雨災害等の自然災害も頻発しており、地域における障がい者の自立生活や社会参加の前提となる、障がい者の安全確保や差別の解消、障がい理解の促進、基盤整備や関係機関の連携は喫緊の課題です。

「共に生きる社会」を実現するためには、障がい者がその存在を脅かされることなく、また、障がいを理由として差別を受けたり、嫌な経験をすることなく、誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として、当たり前前に生きていける地域を育んでいくことが重要です。そのためには、大阪府はもとより、市町村や障がい福祉サービス事業所、当事者や府民などが自らの役割を自覚し、様々な主体が連携し協力・協働して、力を合わせて社会全体で障がい福祉分野における課題解決に向けた取組みを進めていかなければなりません。

大阪府では、障がいの有無に関わらず、誰もが排除されず豊かに暮らす包容力のある地域を育んでいくために、「多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる」ことをめざすべき姿とし、長期的な視点をもって社会全体で課題解決に向けた取組みを進めていきます。

また、入所施設等をはじめ、地域のさまざまな社会資源を活用しながら、障がい者が地域の希望するところで心豊かに安心して暮らし、いきいきと活動できるよう、地域全体で支援体制を構築し、本計画に掲げる「全ての人間（ひと）が支えあい、包容され、ともに生きる自立支援社会」をめざします。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（１）障がい者虐待の防止や差別の解消（「命と尊厳を守る」地域づくり）

- 平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法が、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことにより、虐待防止や差別解消のためのスキームが整備されつつあるところですが、依然として障がい者に対する差別事象や虐待事案が発生しています。そうした中、平成 28 年 7 月には、神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、障がい者殺傷事件が発生したところであり、このような痛ましい事件が二度と繰り返されることの無いよう、障がい者の差別や虐待の防止、障がい理解の促進により強力に取り組まなければなりません。

○ 大阪府では、障がい者虐待の認定件数が全国的に見ても多い傾向にあります。虐待の未然防止、早期発見や迅速かつ適切な対応のためには、市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮し、家族や施設職員などの関係者間の連絡調整が適切に実施される必要があります。大阪府としては、虐待の増減要因等の現状分析、重篤事案の事後検証や終結に至るまでのフォローに努めるとともに、市町村や専門機関との連携協力体制を引き続き確保していきます。また、障がい福祉サービス事業所等において、不適切な支援等から虐待が生じないように、支援力を向上し、権利擁護の取り組みの充実強化を図るための研修等を実施し、障害者総合支援法等の権限を適切に行使するとともに、市町村に対しても、研修等により職員の対応力の向上を図ります。

○ また、障がい者虐待においては、親が虐待者となる事案が多い傾向が見られます。社会における家族構成が大きく変化し、地域でのつながりが希薄化してきた状況の中で、障がいのある子どもを育てながら、様々な悩みを抱える親が、困っていることを発信できずに閉じこもってしまったり、子どもの障がいを受容できずに親子で社会から孤立していく状況が背景に潜んでいます。障がい者と暮らす家庭を孤立させず、既に孤立してしまった家庭や親をフォローし、障がい福祉サービスや成年後見制度の利用など適切な支援に結び付けていくことができるよう取り組んでいきます。

○ 障がい者差別を解消するためには、障害者差別解消法の趣旨や障がい理解を促進するための普及啓発を充実させるとともに、個別具体的な事案に適切に対応するため、市町村における対応力の向上を図ることが不可欠です。また、共生社会を実現するため、障害者差別解消法において、障がい者差別解消支援地域協議会等の設置促進が求められているところであり、大阪府と市町村とが連携しながら、府域における体制の充実強化を図ることが必要です。

大阪府としては、引き続き、広域支援相談員による取組強化を図るとともに、大阪府障がい者差別解消協議会の合議体における分析・検証等を通じて事例の蓄積と課題や対応策などの整理を行い、その成果を踏まえ差別解消の取組みを進めていきます。

○ そのような状況の中で、大阪府では、大阪府障がい者差別解消協議会において令和元年度から「大阪府障がい者差別解消条例」の見直し検討を行ってきました。合理的配慮が当たり前のものとして浸透し、障がい者差別のない社会をつくっていくためには、より多くの府民が社会的障壁の除去に取り組むことが重要です。今回の条例改正により、令和3年度以降は、事業者においても、過重な負担が生じない範囲での合理的配慮の提供が義務化されることから、より一層の心のバリアフリー化を図っていきます。

- また、障がい者が希望する住まいを確保するために、入居差別や地域住民との間での、いわゆる施設コンフリクトなどの問題を解決することも必要です。これらの課題は、障がい理解が十分に浸透していないことが要因として発生するものであり、障がい者が希望するところで安心して暮らすことができるようにするために、住宅部局と障がい福祉所管部局とが連携し、地域住民や関係事業者等への障がい者差別の解消や啓発等に取り組み、障がい者の住まいの確保に努めます。
- 平成 31 年 4 月に、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方々を対象とした救済法が施行されました。これにより過去に障がいを有すること等を理由に、生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられた障がい者の方々に対して、一時金が支給されることとなりました。府では専用窓口を設置し、相談の受付や一時金請求の支援をするとともに、一人でも多くの方に制度を活用していただけるよう制度の周知等を積極的に進めていきます。

（２）関係機関による強固なネットワークの構築（「支援体制と課題解決力」の強化）

- 障がい者一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な支援を実現するためには、必要なサービスに円滑かつ的確につなげていくことが重要であり、そのためには、総合調整機能の充実や社会インフラの整備が不可欠です。また、個々の支援事例を蓄積していくことによって、その地域が抱える課題も浮き彫りになってきます。

このように、障がい者一人ひとりのよりよい暮らしを「地域全体で支える」体制と、個別支援を通じて課題を抽出し、対応策を講じることで「より良い地域に作り変えていく」仕組みを構築していくことが必要です。
- 障がい者やその家族では、ひきこもりや貧困、社会での孤立など社会的な課題を抱えているケースも多いことから、潜在的に支援を必要としている方々を把握し、手を差し伸べ、適切な支援につなげていくことが重要です。

すぐに支援を必要としている人が、どこに相談すれば良いかわからなくて困っていたり、「8050 問題」や「親亡き後」といった複合的な課題を抱えているケースも含め、基幹相談支援センターを核とした相談支援体制の充実を図るとともに、緊急時の対応ができる地域生活支援拠点等の整備を促進します。
- 相談支援体制については、まだ基幹相談支援センターが未設置の市町村があり、引き

続き設置に向けて市町村に働きかけていきます。さらに、個々の相談支援事業所で解決が難しい課題に直面した際に、関係機関が連携して対応できるようネットワーク強化を図ることにより、個別支援の充実に取り組んでいきます。

- 地域生活支援拠点等についても、徐々に広がりを見せているものの、未だ府内全域で整備できておらず、引き続き、大阪府としても、地域生活支援拠点等について府内市町村の整備状況を把握し、整備に向けて働きかけます。また、既に整備されている市町村においては、地域生活支援拠点がしっかりと運営され、障がい者の地域での暮らしを支えるセーフティネットとしての機能を十分に発揮していけるよう、各自治体における好事例や課題やノウハウなどを共有し、緊急時の受入れなど居住支援のための機能の充実を図ります。
- また、市町村の自立支援協議会についても、好事例の情報共有や個別事例の情報交換等により、課題を抽出し、関係機関による対応策の検討等が適切に実施されるよう、協議会の中核としての役割が期待される基幹相談支援センター等も併せて、市町村の取組みを支援します。さらに、今後は、医療機関や教育機関等との連携体制を構築することで、より地域における協働の取組みを促進します。
- このように、関係機関の連携により障がい者を支える仕組みとして、定期的な協議の場である自立支援協議会や、障がい者の重度化・高齢化や「8050 問題」「親亡き後」も見据えた相談支援、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の仕組みが構築されており、これらを市町村が地域の実情に応じて整備し、有効に機能させていくことが必要です。また、その際には、障がい者だけではなく、家族や支援者等をサポートしていくことも視野に入れつつ、関係機関の協働の核となる人材等を中心に各機関がそれぞれの役割分担に応じて、適切に連携することが重要です。
- 障がい者やその家族が抱える課題は、多岐に亘るものであり、障がい福祉だけではなく、地域福祉や高齢介護、教育や労働、保健医療及び危機管理などの関係機関とも連携して課題解決に向けて取り組むことで、障がい者のライフステージに沿った切れ目のない支援をより強化していきます。
- 具体的には、行政の福祉化などに基づく障がい者雇用の促進に向けた学校と事業者とが連携した取組みや、福祉と防災部局との連携による平常時からの災害対策など、様々な主体の連携による取組みを進めていく必要があります。また、今後想定される大規模な自然災害で、障がい者が命を落とすことのないよう、避難場所の確保や避難支援の取

組みについて関係機関、地域住民、事業所等が連携して検討を進めていきます。

(3) 人材の確保と育成（「担い手」の強化）

- 今後、少子高齢化・人口減少社会の進展に伴い、生産年齢人口（15～64 歳人口）は減少する一方で、障がい者一人ひとりのニーズが高度化・多様化し、今以上に障がい福祉サービスの量と質の需要が高まってくることが想定され、グループホームの世話人、訪問看護師、相談支援専門員などの人材確保がますます困難になることが懸念されます。
- このような中、大阪府では、福祉人材を量・質ともに安定的に確保していくため、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」をとりまとめ、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチにより、オール大阪で取組みを進めています。
- 「参入促進」については、介護職のイメージアップやマッチング力の向上、若者や社会人経験者、地域の障がい者や高齢者等、幅広い層の参入促進を図り、幅広く活躍できる人材の確保を推進します。「労働環境・処遇の改善」については、介護ロボットの導入促進、ICT を活用した業務効率化の他、実態に見合った報酬改定も含めた国への要望等を通じて労働環境や処遇の改善を図るとともに、地域の障がい福祉サービス事業所と連携した職場体験や、実地訓練、専門研修等を実施し、大阪府全体で施設職員やサービス従事者の「資質の向上」に向けて取り組んでいきます。
- 特に、個々の障がい特性やニーズを踏まえつつ、「8050 問題」「親亡き後」強度行動障がいや高次脳機能障がいなどの複合的または専門性の高い課題に応じた支援やサービス提供につなげていくためには、的確な見立てが必要であり、より専門的なスキル・ノウハウが求められます。今後、好事例の横展開を図るとともに、サービス従事者のアセスメント・モニタリングの質を向上させる研修の充実や府立施設等の取組みを活用した障がい者の地域生活を支える人材の育成等に取り組んでいきます。
- 発達障がいについては、個々の特性に応じた専門的な支援が求められるため、発達障がい児を支援する通所支援事業所に対して適切な支援ノウハウを提供したり、発達障がい児者の多様なニーズに対応する支援機関へのコンサルテーションを行うことで地域の支援力の向上に努めます。
- また、障がい者が、支援者として障がい福祉サービス事業所で働くことができるよう

になることも考えられます。そのような場所で積極的に障がい者が活躍できるよう、サービス従事者になるために必要となる研修や資格取得等において、障がい特性に応じた情報保障や移動支援等の合理的配慮の提供に関する取組みも進めていきます。

（４）障がい理解の促進と合理的配慮の浸透（「支え合う力」の強化）

- 障がいは多種多様で、必要となる支援等も一律ではありません。また、発達障がい児者、難病患者などは外見からはわかりにくい障がいのために、学校や職場などにおいて、周囲から理解されず苦しい思いをしている方もいます。地域に暮らすすべての人々が、障がいや障がい者についての理解を深め、障がい者に自然に配慮できるようになるような環境を整備していくことが必要です。
- まずは、府民一人ひとりが、障がいについて理解することが何よりも大切です。そして、相手の立場に立って、困っているのかなと感じたら「何かお手伝いすることはありますか」と声を掛けてみる。そうしたことが、日常的・自発的に実践され、合理的配慮を当たり前と捉える社会をめざしていかなければなりません。
- また、障がい者が、自らの困りごとをしっかりと周囲の人に伝え、理解してもらうことも大切です。あたりに合理的配慮が提供される地域をつくるためには、障がいへの理解を広く浸透させなければなりません。
- 最重点施策の一つである「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行」についても、入所施設が地域に開いていくことにより、入所施設が地域と切り離されることなく、地域社会の一部として、障がい者の地域生活を支える役割を担うことと併せて、地域に暮らす人々の障がい理解の促進を図っていくことが可能となります。
- また、罪を犯した障がい者への理解は十分ではなく、地域に戻り社会参加するにも受け皿は乏しく、司法と福祉の連携も十分でない現状があるため、適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みを進めていきます。
- 地域を育むためには、地域で暮らす人々だけでなく、事業者等の障がいへの理解も不可欠です。障がい者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などの事案が少なからず発生しています。差別のない社会づくりに向け、自治体と事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、障がい理解に係る情報発信等を行う必要があります。就職にお

いては、企業等が採用選考で障がいをはじめとした理由によって不当な差別的取扱いをすることがなく、障がい者が職場で必要な支援を受けることができるように、企業等における障がい者への理解に向けた取組みを進めていきます。

- さらに、日常生活の様々な場面だけに限らず、自然災害や新型コロナウイルス感染症のような新興感染症など、非常時の支援体制を充実させるためにも、地域での避難行動への支援や避難所での情報保障等の合理的配慮の提供など、障がい理解の促進や障がい特性に応じた合理的配慮の提供の確保に向けた取組みも進めていきます。
- 具体的には、お店、病院、学校、職場、公共交通機関等あらゆる場面で、差別を受けないことはもちろん、障がい特性に応じた合理的配慮が提供されるように、行政が実施するイベントや研修等の様々な機会を活用して、障がい理解の促進に努めます。さらに、配慮を必要としていることを周囲に知らせるマークの普及等の取組みを通じて、合理的配慮の実践を広く府民に呼びかけます。

（５）ユニバーサルデザインの推進（「誰もが暮らしやすい」地域づくり）

- 国が策定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」によると、ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方を意味します。
- 障がいはもちろん、文化・言語・国籍、老若男女といった差異に関わらず、誰もがストレスなく快適に施設を利用したり、製品を使用したり、安全かつ自由に移動し、求める情報にアクセスできる環境が整備されることで、個々の能力を活かして、自らの描くライフスタイルどおりに活躍できる社会を目指します。
- 具体的には、ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、バリアフリー化の推進や、十分な情報・コミュニケーションの確保を通じて、オール大阪でハードとソフトの両面から地域での快適な生活環境の整備を図ります。
- 2021 年度には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定され、2025 年度には、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、大阪・関西万博の開催が予定されています。オリンピック・パラリンピックや万博開催に向けた機運の後押しを受け、積極的に AI（artificial intelligence. 人工知能）や ICT（Information and Communication Technology.

情報通信技術）等の先進技術を活用しながら、全ての障がい者へのサポートや負担軽減に向けた取組みを進めていきます。

- 先進技術の活用により、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上のほか、社会における障がい理解の促進が期待されます。そのような取組みを進めていきます。
- 一方で、先進技術の活用、普及に伴い情報格差が生じることの無いように、情報アクセシビリティの保障も必要です。すべての障がい者が公共施設や公共交通機関等を円滑に利用できるよう、より一層のバリアフリー化や、誰にでもわかりやすい設備や表示のユニバーサルデザインの促進に取り組みます。

（６）大阪府全体の底上げ（支援の質の向上と支援を行き届かせる地域づくり）

- 大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を営み社会参加できるよう障がい福祉施策に取り組んでいますが、今後、障がい福祉分野における課題は、外国人や高齢者、その他マイノリティとされる方々が地域で暮らす上で抱えている課題とも関連性があり、課題解決に向け、行政機関内部や自治体の垣根を超えた連携体制を構築していく必要があります。さらに、障がい者の高齢化・重度化が進む中、障がい福祉計画や障がい児福祉計画のPDCAサイクルの運用や、地域自立支援協議会の運営状況等から市町村の状況を適切に把握し、要因分析や改善策の検討を通じて、市町村をバックアップして対応力の平準化を図るとともに、大阪府全体の底上げに取り組んでいくことが、より一層求められます。
- 障がい者の地域での希望する暮らしを実現するためには、障がい者やその家族が孤立しないように、障がい福祉サービス事業所や医療機関、学校、行政など関係機関が連携し支えていくことが不可欠です。府内ではそうしたネットワークがまだまだ脆弱であり、府が好事例等を集約し、市町村に横展開していきます。また、移動支援や情報保障等も不可欠であり、地域間格差が生じないよう、様々な生活場面において適切に確保するとともに、大阪府が先進的に取組みを進めている言語としての手話の認識の普及や習得の機会の確保に関する施策についても、より強力に推進していきます。
- また、最重点施策の一つである高次脳機能障がい者や発達障がい児者、医療的ケアが

必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等、難病患者などの専門性の高い分野や、強度行動障がいの状態を示す方や罪を犯した障がい者への支援の確保など、新たなニーズに対応した障がい福祉サービスの充実・確保に努めていきます。

- 障がい者の自立と社会参加の促進に向け、障がい者の暮らしを支える障がい福祉サービスを、質・量ともに安定的に確保することが重要であり、サービス事業所の職場環境改善等への支援にも努めていきます。

「我が国においては、少子高齢化が急速に進行し、社会が人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加等家族の在り方や地域社会も変化する中で、個人や世帯の抱える課題が複雑化・多様化し、それと同時に障害の状態像や本人の抱える困難も多様化している。そしてこのような変化と連動する形で、「障害」はすべての人が抱え得る「多様な困難や生きづらさの一つ」であり、「グラデーションのように広がる連続的なもの」としてとらえるべきとの声が聞かれるようになった。」。これは厚生労働省が実施した令和元年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究報告書」の抜粋です。

発達障がいとは「非定型発達」といわれることもあり、多くの人と比べて、発達の進み方に偏りがあると考えられています。これは特性の一つであり、どちらが良い・悪いということではありませんが、自分は周りの人と違うと感じたり、人間関係がうまくいかず生きづらさを感じる人もいます。

発達障がいの一つである自閉スペクトラム症は、対人関係が苦手、こだわりが強いといった特徴がありますが、個人によってその症状はさまざまであり症状が重い人から目立たない人までグラデーションのように広がっており、生きづらさを抱えておられても明確な診断がなされない場合もあります。誰もが自分らしく生きていくためには、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向け、能力を伸ばすために必要な支援や環境の調整を行うことが必要です。

同様に生きづらさを抱えている、性的指向・性自認の少数派（性的マイノリティ）の人がいます。他人に知られてしまうことによって、差別・ハラスメントなどの被害や異動・退職勧奨などの不利益を被ることにつながることを恐れ、性的指向や性自認を隠すように振る舞い、性的マイノリティが抱える困難が理解されにくいことがあります。

大阪府では、令和元年度には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定し、事業者に対して性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組みに努める旨を明記しました。

また、男女雇用機会均等法では、性的指向・性自認などの機微な個人情報労働者の了解を得ずに暴露することはパワハラに該当する場合があるとされている他、法務省の人権擁護機関において、人権啓発冊子で性的指向・性自認を理由とする偏見や差別の解消を目指して、啓発や相談・調査救済に取り組んでいます。

障がい者を福祉・医療等を中心とした「施策の客体」に留めるのではなく、すべての人々が「権利の主体」である社会の一員として、その責任を分担し、必要な支援を受けながら、自らの決定・選択に基づいて社会活動に参加することが重要であり、それによって、本当の意味で豊かで、多様性を尊重する真に創造的で活力ある社会の実現が可能となります。

大阪府では、障がいの有無にかかわらず、生きづらさを抱えた人も含めて、あらゆる人々が社会・経済・文化活動などに参加できる機会を確保し、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会の実現をめざしていきます。

刑務所・少年院・保護観察所等の退所者の中には、障がいがあり、退所後に障がい福祉サービスなどの支援が必要なケースがあります。

しかしながら、これまで司法関係機関と福祉関係者との間で連携や情報共有が十分ではなく、退所後の地域生活への支援が円滑かつ適切に行われず、犯罪を繰り返してしまうといった状況がありました。

そのため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターの整備を開始し、平成 23 年度末に全都道府県での整備が完了し、平成 24 年度からは全国での広域調整が可能となりました。

地域生活定着支援センターでは、下記のような業務を実施しています。

①入所中から帰住地調整を行うコーディネート

保護観察所等からの依頼に基づき、面接による福祉ニーズの把握、援護の実施者（市町村）との調整、障がい福祉サービス事業所等のあっせん、障がい福祉サービスの利用申請

②福祉施設等への入所後も継続的に支援するフォローアップ

訪問による生活状況の確認、地域の関係機関との連携によるバックアップ体制の調整

③地域に暮らす本人に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援

本人等からの相談に応じた障がい福祉サービス等の利用に関する助言や必要な支援

併せて、再犯防止に向けた取組み、安心できる住まいの場や日中活動の場の確保なども重要です。

具体的には、丁寧にアセスメントを行うことによって犯罪行為に至った要因を分析した上で、その要因を軽減・除去し、誘発しないよう環境調整を行い、適切な治療・支援プログラムにつなげていく他、罪を犯した障がい者に対応できる通過型の宿泊施設の整備や生活資金の確保に向けた就労支援や成年後見制度の利用促進や生活訓練の実施などが考えられます。

一方、起訴猶予、罰金、執行猶予などの処罰に留まり刑務所などに収容されなかった方が支援につながる仕組みは整っていないため、支援につながらずに動向が不明になる方が多く存在します。

大阪府では、コーディネーターを配置し、そのような方々に支援を届けるべく、司法機関と連携し地域の障がい福祉サービス等につなげるモデル事業を、法務省の委託事業により実施してきました。その結果、司法機関からの情報提供や勾留期間中の面談が可能となるなどの連携が図られ、継続的にコーディネーターが寄り添うことによって、本来支援を必要とする方の安心とあわせて地域の支援につなげることができました。

その反面、支援を受けた経験がなかったり、自分の障がいを十分理解できていないことによって、「福祉って何?」「支援は必要ない」と考える方もおり、支援につながらなかったり、関係を築いて支援を受入れるまでに時間や工夫が必要であったりするような難しさが明らかになりました。

そのような方々も生きづらさを感じ状況を変えたいと思っているはずです。そこにある真のニーズをつかみ、それに応えるための支援の仕組みが求められています。短い勾留期間の中でより早く福祉的視点で関わるなど、司法と福祉の連携の強化を図るとともに、市町村や基幹相談支援など地域の支援者の人材育成や理解啓発の促進を図りながら、地域が主体となり、継続して対象者を支えるネットワークが形成される取組みを進めることが必要です。

さらに、罪を犯した障がい者の地域生活を確保するためには、本人支援だけでなく、罪を犯した障がい者などへの地域住民の偏見を払拭するための環境づくりに努めていくことも重要です。

障がい者支援施設については、入所により障がい者の生活を支援する役割に加え、入所者の地域移行を支援することが求められています。一方、障がい者が地域において安心して過ごすことができる生活の場や支援体制が十分に整備されていない場合も多く、入所者の高齢化や重度化が進展する中、家族からのサポートが難しくなっており、医療との連携や看取り等への対応や、障がい種別ごとの対応に限らない多種多様な特性（強度行動障がい、発達障がい等）への対応が求められています。

今後、入所施設が有する強みやノウハウを活かして障がい者の地域生活を支える機能を担っていくことが必要です。

また、長年入所施設で生活していると、社会経験や地域とのつながりが失われるため、地域移行にあたって大きな弊害となります。

障がい者への支援については個別性が高く、個別に適切な支援方法確立するためには相当の時間を要し、特に重度障がい者の場合、環境の変化に弱く、新しい環境に慣れるためには相当の時間を要します。

そのため、今後はグループホームなどの入所施設以外の生活の場の体験利用など、施設入所者に地域での暮らしのイメージを持ってもらうことが必要です。

併せて、入所施設の設備を地域住民に開放したり、入所施設のスペースを活用し、地域住民も含めたイベントを開催したり、施設入所者が地域活動に参加することも重要です。

これは施設入所者と地域住民との交流促進を通じて、施設入所者の社会参加を促進するだけでなく、風通しの良い施設運営によりサービスの質を向上させることが可能です。

さらに、地域住民による入所施設への理解が促進されることにより、グループホームの建設に地域住民が反対する施設コンフリクトといった課題の解消にも寄与するなど、副次的効果も期待されます。

社会的孤立・ひきこもり・虐待・生活困窮など障がい者等を取り巻く社会・経済情勢はますます厳しくなっています。

こうした課題に対応するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会において平成 27 年度に「大阪しあわせネットワーク」を立ち上げ、府内の全ての社会福祉法人が各施設の強みや特徴を活かして、一人ひとりへの支援の充実を図っています。

具体的には、社会福祉法人の拠出による基金を造成し、今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまったなど様々な生活上の「SOS」に対応し、食材の提供などの経済的援助や地域住民・企業・関係団体等から寄付・提供していただいたリユース可能な家電・家具・日用品・食品の提供を実施するとともに、地域の中で気軽に立ち寄れる安心できる居場所づくりやボランティア活動等を通じた社会参加や生きがいづくりなどを支援しています。

また、市町村の社会福祉協議会では、地域貢献委員会（施設連絡会）が組織化され、社会福祉法人と地域（地区福祉委員会や民生委員・児童委員等）のつながりを強化して様々な地域課題の解決を図ってきました。

具体的には、門真市では、事例検討を重ねることで分野を越えて連携しなければ解決できない課題が多いことを共有した上で、分野横断的な知識を習得するための研修会を開催するとともに、高齢・障がい等の施設・サービス内容を可視化したマップを作成し、地域住民に身近な相談窓口があることを周知しています。

熊取町では、ボランティア連絡会と共催で地域貢献福祉講座を開催し、災害時の移動手段、緊急時の手話や知的障がいのある方への理解などを啓発するとともに、福祉まつりにおいて車椅子体験を実施しています。

箕面市では、市内の小学校・中学校・高校での福祉教育において、高齢者施設や中途障がい者の協力による車椅子の扱い方を指導し、当事者の生活について話を聞く機会を設ける車椅子体験学習やところに病のある方が働く福祉事業所での交流授業などを実施しています。

高槻市では、障がい者施設の喫茶スペースを活用した高齢者会食事業、地元のパン屋・パティシエ・他の福祉施設などの協力によるスイーツバイキングや下校途中の子ども達も対象にした「ふるまいぜんざい」といった行事を開催しています。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)障がい者虐待の防止や差別の禁止(「命と尊厳を守る」地域づくり) ○障がい者差別解消における合理的配慮の義務化等(障がい福祉企画課) 令和2年3月に障がい者差別解消協議会において「事業者による合理的配慮の提供について、法的義務化の検討を進めるべき」と提言されたことを踏まえ、条例改正について検討を行い、「事業者による合理的配慮の提供」が義務化されました。今後は、障害者差別解消法や障がい者差別解消条例の周知に加え、積み重ねた相談事例の紹介や心のバリアフリー推進事業の実施等により、障がいを理由とする差別の解消についての理解が進むよう取り組みます。	
○障がい者の住まいの場の確保(人権局、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、都市居住課、建築振興課、住宅経営室) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図ります。 また、指定時において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を積極的に進めるよう指導していきます。また、障害者差別解消法及び条例の啓発に努めます。 さらに、平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことを受け、これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を法に基づく登録制度に移行し、今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。 大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。 「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。	目標値(令和7年度) 宅地建物取引業者が人権に資する指導基準の規制内容について認識している割合:100%
○障がい者虐待の防止(地域福祉室、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 障害者虐待防止法に基づき、大阪府障がい者権利擁護センターにおいて、市町村からの障がい者虐待対応に関する相談への助言・情報提供等の後方支援や、広域的な市町村間の調整等を行います。障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、市町村や障がい者虐待防止センター職員の資質向上を目指した虐待防止研修の実施に努めます。 また、障がい者差別や虐待を防止し、障がい理解を進めるため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けるとともに、行政だけではなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を行います。	
○障がい理解の促進による障がい者差別の防止(障がい福祉企画課) 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待を防止するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。 また、行政だけでなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を実施し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。	

○旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方の救済(地域保健課、障がい福祉企画課) 一時金の支給対象となりうる方に情報が広く行き渡るよう、庁内関係課及び医療・福祉等関係機関と連携・協力し、多様な広報チャネルを通じて積極的に周知を行います。また、法施行より5年の請求期限の無期限化の法改正とともに対象者の多くが障がい者であることを踏まえ、メディアを活用した継続的な周知を全国的に展開するよう国に対して働きかけます。	
(2)関係機関による強固なネットワークの構築(「支援体制と課題解決力」の強化)	
○引きこもりや社会での孤立等への支援(地域福祉室、生活基盤推進課) 大阪府ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの状態にある本人・家族等からの相談に応じるとともに、市町村や関係機関に対し、支援ケースに係るコンサルテーション、研修等を実施します。	
○市町村の相談支援体制の充実(地域生活支援課) 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	目標値(令和5年度) 全ての市町村で基幹相談支援センターを設置
○地域生活支援拠点等の整備促進(地域福祉室、生活基盤推進課) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「緊急時の受け入れ・対応の体制づくり」の取組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。	
○関係部局・機関との連携促進(防災企画課、福祉総務課、高等学校課、支援教育課、市町村教育室) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 市町村に対する防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、関係部局が連携し、一丸となって災害対策に取組むことができるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。 また、府立支援学校のセンター的機能等を活用し、医療・福祉・保健等関係機関との連携を図ります。	
○自然災害における避難場所の確保・避難支援(防災企画課、災害対策課、福祉総務課) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 福祉避難所について、障がい者等の障がいの特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携し、市町村や事業所に対して働きかけます。 避難場所の確保や避難支援の取組みについて、関係機関等と連携した検討が図られるよう、防災研修を実施して事例紹介を行うなど、市町村に対して働きかけていきます。	
(3)人材の確保と育成(「担い手」の強化)	
○障がい福祉分野への参入促進による人材確保(地域福祉室、高等学校課、障がい福祉企画課、高齢介護室、雇用推進室) 大阪福祉人材支援センター運営事業(無料職業紹介・就職フェア等)において、医療ニーズや複数の障がいのある方々など、高度化・多様化する支援ニーズに対応したマッチングの実施を検討します。また、高校生や大学生をターゲットしたインターンシップを実施し、介護・福祉職場の雰囲気や業務内容を直接知ることで、介護職に関する先入観や思い込みを取り除き、就職後のミスマッチの防止を図ります。 福祉部と連携して、教職員対象のセミナーや高校生のための福祉インターンシップなどの周知をととして福祉・介護のしごとの魅力を発信していきます。	

○障がい福祉サービス従事者の処遇改善・就業環境整備(生活基盤推進課) 福祉サービスを安定的に提供できる体制のために人材の維持・確保は重要な課題であるため、障害福祉サービス事業所に従事する職員の配置基準や処遇改善加算の見直しについて国に要望してまいります。	
○障がい福祉サービス従業者の資質向上(地域福祉課、地域生活支援課、高齢介護室、子ども室) 障がい特性やニーズに応じた適切な支援が行える障がい福祉サービス事業者の養成とさらなる資質の向上のため、障がい者の特性に対する理解と専門的知識・技術を習得させるための各種研修等の機会を確保します。 地域医療介護総合確保基金等を活用し、職員のキャリア形成を支援することを目的とした階層別(新任職員、主任・リーダー、管理職等)の専門的研修を実施します。	
○府立障がい者支援施設を活用した高度人材の育成(地域生活支援課) 府立障がい者支援施設において蓄積した、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい(※)の状態を示す方、高次脳機能障がい者に対する、アセスメントの手法、新たな支援方策、専門的な支援技法を蓄積します。 これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について障がい者自立相談支援センターを中心に研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。 (※)社会関係障がい:大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中軽度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難なために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態	
○研修・資格取得等における情報保障等(障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課) 研修や資格取得等における合理的配慮について、事業者からの相談に対応するとともに、積み重ねた事例に基づいて考え方を示す等、事業者の合理的配慮に関する理解が進むよう取り組みます。 障がいのある方が研修を受講しやすいよう適宜配慮するとともに、障がい特性に応じた研修に必要な情報保障等、障がいのある受講者への合理的配慮の実施に努めます。	
(4)障がい理解の促進と合理的配慮の浸透(「支え合う力」の強化)	
○障がい者差別の解消に向けた障がい理解の促進(障がい福祉企画課) 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別を解消するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。 また、行政だけでなく障がい者団体や企業等と連携し、差別の解消や合理的配慮の提供など、障がい理解促進のための様々な啓発物を作成、配布し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。	
○入所施設の機能のあり方検討(障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 地域生活を支える入所施設として果たすべき機能について検討していきます。	
○公正採用選考の推進(労働環境課) 企業等が採用選考において、障がいをはじめとした理由によって不平等な取り扱いをすることがないよう、企業等に対し公正採用選考人権啓発推進員の設置を求めるとともに、推進員を対象に実施する新任・基礎研修の講座内容に、「障がい者雇用」を位置づけるほか、啓発冊子「採用と人権」に掲載して、府ホームページにて公表することにより、企業等の公正な採用選考に対する理解の促進に努めます。	目標値 公正採用選考人権啓発推進員を対象とした新任・基礎研修を毎月実施する。
○災害時における避難行動への支援(防災企画課、福祉総務課、障がい福祉企画課) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。 関係部局と連携を図りながら、市町村防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、市町村に対する支援を行うことで、地域における要配慮者・避難行動要支援者に対する支援体制の取組み等を推進します。	
(5)ユニバーサルデザインの推進(「だれもが暮らしやすい」地域づくり)	

○AI・ICT の活用による障がい者のサポート・負担軽減(万博協力室、スマートシティ戦略総務課、地域戦略・特区推進課、デジタル行政推進課、障がい福祉企画課) 大阪スマートシティ戦略において、自治体の窓口に出向くことなく、パソコンやスマートフォン等の携帯端末で自宅から行政手続きが行えるようにする行政手続きのオンライン化の推進や、最寄り駅から自宅までのラストワンマイル問題を解決するためのAIオンデマンド交通の導入等、障がい者の負担軽減にも繋がる各種取組みを進めていきます。 大阪・関西万博では、その会場を「People's Living Lab(未来社会の実験場)」として、新たな技術やシステムを実証する場と位置づけ、多様なプレイヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくための Society5.0 実現型会場を目指します。 大阪府においては、「ユニバーサルデザイン社会・大阪」を目指し、様々な取組みを進めており、大阪・関西万博においても、AIやICT等を活用し、例えば会場には来場できない人々であっても擬似的に参加体験できるようにするなど、誰もが万博を経験し、楽しんでもらうための取組みを進めるべく、2025年日本国際博覧会協会とともに、今後も十分に検討していきます。	
○先端技術の活用による意思疎通支援の充実(障がい福祉企画課、自立支援課) 令和2年6年に運営を開始した「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核にして、意思疎通支援の必要な障がい者に対して、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。	
○バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進(府民文化総務課、福祉総務課、障がい福祉企画課、都市計画室、交通道路室、住宅まちづくり総務課、建築指導室、公共建築室) 大阪府ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点から取組みを進めます。 ■バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物のバリアフリー化 建築物の新築・改築・増築・用途変更を行う際、用途・規模に応じ、法及び条例で定める基準に適合することでバリアフリー化を推進します。 ■基本構想等の作成・見直しの促進 平成31年3月作成の大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針を踏まえ、市町村が基本構想等を作成・見直しすることにより、面的・一体的なバリアフリー化を促進します。 ■鉄道駅等のバリアフリー化の促進 令和2年3月に策定した大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針に基づき、バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化等更なるバリアフリー化を促進します。	
(6)大阪府全体の底上げ	

○関係機関との連携促進・好事例の情報発信（地域福祉室、保健医療室、生活基盤推進課、高等学校課、支援教育課、小中学校課） 自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。 また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。 難病患者・家族支援として、保健所において、訪問等の個別支援の充実、併せて関係機関を対象に研修会等開催し、難病に関する普及啓発を図り、医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に取り組むとともに、医療・保健・介護・福祉のネットワークを活用するなど、難病患者・家族・関係機関に対して、集約した情報の発信に努めます。 また、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めるとともに、医療機関や市町村障がい福祉主管課担当者等に対する精神疾患に関する専門研修や関係機関との連携会議等の充実に努め、地域の支援体制の向上に向けた取組みを進めます。 さらに、保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組むとともに、医療的ケア児等への支援について、保健所を拠点として訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、地域関係機関の連携強化に向けて取り組みます。 府立学校での各種会議やフォーラム等を通して、好事例の発信に努めるとともに、SSW連絡会における研修等を通じて、学校と関係機関が連携した支援のあり方について、好事例を紹介する等、府内への発信を行ってまいります。 政令市・中核市以外のすべての中学校区に、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置できるよう、市町村への補助を行い、障がいをもつ児童生徒やその保護者に対しても、関係機関等と連携した支援ネットワークの構築に取り組みます。 府立支援学校のセンター的機能については、就学前から卒業後を見据えた関係機関との連携強化を図ります。	
○障がい福祉サービスの利用による障がい者の自立生活と社会参加の促進（障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課） 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。 移動支援事業は、障がい者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、利用希望者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で、支給の決定を行うよう市町村に働きかけていきます。	
○聴覚障がい児への支援（自立支援課） 3歳までの健診等（新生児聴覚スクリーニング検査など）において、聴覚障がい・視覚障がいを早期発見し、その後、速やかに府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚・視覚障がい児支援につなぐとともに、支援学校や障がい児サービス等の関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。	
○専門性の高い分野等への支援の確保（自立支援課、地域生活支援課） 医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻くさまざまな課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の円滑な連携システムの下、地域生活の維持・継続のための必要な地域ケアシステムの強化に取り組みます。 発達障がい児者が地域で生活していくうえで生じる多様なニーズに応えられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の多分野の関係機関が連携しつつ支援が実施できる体制づくりに努めます。 強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な障がい特性の評価、支援計画の作成及び適切な支援ができる人材を育成します。 また、高次脳機能障がい者が障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な支援を受けられるよう、地域の先進的な支援手法を集めた支援事例集や発症からの経過や障がいの状態などを記録するサポートツール、啓発用リーフレットの普及と活用を促し、高次脳機能障がい者の地域生活を支援します。 また、罪を犯した障がい者が適切な支援につながるよう、司法と福祉の連携や地域の支援体制の整備に向けた取組みを進めます。	

○障がい福祉サービス事業所の職場環境改善(障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。 また、障害の特性に応じたサービスが提供できるよう障害福祉サービスを支える職員の報酬改定を国に要望してまいります。	
---	--

第3節 生活場面に応じた施策の推進方向

I 生活場面「地域やまちで暮らす」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が地域の希望するところで快適に暮らしている

＜現状の評価と課題＞

障がい者が社会で安心して生活し、地域共生社会を実現するためには、障がい者が自らの意思・希望で住まいの場を選択することができるよう支援していくことが重要です。そのためには、入所施設・精神科病院からグループホーム等の地域へ生活の場を移していく地域移行に取り組んでいきます。

しかしながら、「8050 問題」「親亡き後」が深刻化する中、依然として入所施設や精神科病院には多くの障がい者が入所・入院しているなど、地域移行の難しい実態が明らかになりつつあり、地域移行と併せて、グループホーム等の地域の生活の場の機能を入所施設・精神科病院の機能にまで高めていくとともに、入所施設・精神科病院を地域に向けて開放していくことも求められています。

今後は、入所施設と地域との関係、入所施設の機能など、地域における入所施設のあり方について議論を深め、より具体的な取組みを進めていきます。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

- 入所施設等から地域生活への移行については、入所者が重度化・高齢化していることから、市町村が基幹相談支援センターに配置されている地域体制整備コーディネーターとともに入所施設と連携し、障がい者やその家族、施設・事業所職員等の地域生活への意識啓発に取り組めるよう働きかけるとともに、グループホームなどでの支援体制の充実を図り、地域生活を希望する者が地域で安心して生活することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。具体的には、重度化・高

齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助などの活用も含めた重度化・高齢化に対応したグループホームの拡充や重度障がい者等が安心して生活できるグループホームの整備促進に取り組みます。

- 精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、精神科病院等による努力だけでは限界があることから、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の地域移行に関する理解促進を支援します。また、病院等のケースワーカー・看護師等と連携の下、地域移行の可能性がある患者を把握し、対象となる患者や家族等への個別支援も行いつつ、市町村につなぐ役割を担うとともに、退院後の生活を見据えた地域の体制づくりを働きかけていくことにより、精神障がい者の地域生活への移行を進めます。
- また、退院後も精神障がい者が通院や服薬等を継続しながら地域の一員として安心して暮らせるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を大阪府・保健所圏域・市町村に設置し、三者の課題共有と連携のもと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、退院促進に向けた要因分析や個別事例での退院後の支援策の検討などを進めていきます。
- また、障がい者の重度化・高齢化に伴い、地域移行が困難だと感じている入所施設の職員も多いことから、市町村との連携の下、重度障がい者が暮らすグループホーム等の見学や、相談支援専門員と入所施設職員との情報共有等を通じて、地域移行へ向けた意識向上・理解促進を図っていきます。
- さらに、入所施設や精神科病院への入所・入院期間が長期化すると、地域での生活がイメージしにくくなり、障がい者自身も地域移行へ消極的になる傾向が見受けられます。早期からの地域移行を意識した支援に取り組んでいくとともに、障がい者が地域での生活をイメージできるよう、各市町村において地域生活支援拠点等の機能の一つである体験の場・機会の確保など基盤整備が進むよう働きかけていきます。
- 福祉型障がい児入所施設においては、原則として満 18 歳をもって退所する必要があることから、成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援が行われるよう、市町村と連携し、障がい者施策への円滑な移行に向けた取組みを進めます。
- できる限り自分たちで障がいのある子を支えたいと思う親などの家族にとっては、支援が困難になったときに入所施設の利用が第一の選択肢となるケースが多いことから、

重度化しても可能な限りグループホーム等地域での生活が維持できるように、地域での支援体制の充実や支援者のスキルアップ、施設・事業所へのバックアップにも取り組んでいきます。

（２）入所施設の今後の機能のあり方

- 国の障がい福祉計画に係る基本指針においても、施設入所者数の削減目標が掲げられる一方、障がい者を支援する親の高齢化や当事者の重度化に伴って、入所施設の利用ニーズが高まっています。
- また、施設への入所待機者が増加する中、強度行動障がいや精神障がいなどを理由に、地域での生活が困難となった障がい者の短期入所の継続的使用も大きな課題となっています。
- さらに、強度行動障がいなどにより地域での生活が困難とされている障がい者の地域移行については、きめ細かなアセスメントにより本人の特性を理解した支援を行うとともに、特性と環境との関係の分析を行い、グループホームや自宅などの地域サイドでの環境調整を図るというアプローチが有効です。
- 「障がい者が自ら希望する暮らし」を選択するという理念の下、入所者数削減や地域移行数増加だけではなく、交流の場としての地域住民への開放や職員向け研修の充実等による施設のサービスの質の向上やグループホーム等の機能強化や訪問看護などの医療・介護サービスも利用した自宅での生活環境の整備を図りつつ、障がい者の状態像や生活環境の変化に適切に対応できる住まいの確保に努めていきます。
- 今後、入所施設の機能・役割を整理・検討した上で、支援を必要とする人が必要なサービスにつながるよう市町村とともに取り組んでいきます。

（３）地域で暮らし続ける

- 地域における障がい者の住まいの確保において、グループホームなどの建設に地域住民が反対する、いわゆる「施設コンフリクト」や、不動産事業者・家主等が障がいを理由に入居を拒否する事案が見受けられます。知的障がい者や精神障がい者向けのグループホーム等の円滑な設置など、障がい者が安心して暮らすことができる住まいの確保に

向け、取組みの充実に努めていきます。

- しかしながら、地域移行に向けた住まいの確保が難航するケースも少なくありません。そのため、行政と不動産事業者等が連携するとともに、居住支援の一環として福祉サービス事業者と家主等とが協力するなど、障がい者の住まいの確保に向けた取組み等を進めていく必要があります。
- 施設入所者の重度化・高齢化により、地域の受け皿となるグループホームが確保できずに、地域移行に支障が生じるケースもあります。公営住宅なども有効に活用し、重度化・高齢化に対応したグループホームの整備促進に取り組んでいきます。
- 重度化・高齢化や障がい種別・特性に対応した支援など事業所のサービスの質の向上を目的とした研修等の充実を図るとともに、障がい者の地域生活を支える家族のレスパイトを実現する観点から、必要に応じて施設等の短期利用の整備促進に向けた環境づくりに努めていきます。
- 罪を犯した障がい者への理解は十分ではなく、地域に戻り社会参加するにも受け皿は乏しく、司法と福祉の連携も十分でない現状があるため、今後、地域生活定着支援センターとの連携を強化して、適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みを進めていきます。
- また、地域生活支援拠点等の整備を促進し、好事例の横展開等により機能の充実を図ります。なお、障がい者支援施設を地域生活支援拠点等とする際には、施設入所者の地域生活への移行、地域との交流機会の確保や地域の障がい者等に対する支援など地域に開かれた施設とすることが求められています。
- 自立支援協議会においては、居住支援協議会、高次脳機能障がい支援拠点等関係機関との連携の下、障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の充実・実効性の確保等を図るとともに、基盤整備や人材育成やネットワークの構築支援を通じて大阪府全体の支援力の底上げを図っていきます。
- さらに、地域における発達障がい者等の課題に関する情報共有を図るとともに、発達障がい児者支援体制整備検討部会において、発達障がい者支援センターの活動状況や府の支援策を評価した上で、発達障がい者地域支援マネジャーの活用などにより重層的な

支援体制の構築を図るなど、発達障がい児者のニーズに即した支援施策に取り組みます。

- 支援のコーディネート役として重要な役割が期待されている相談支援事業所については、業務量の増加と人員不足により、現行の報酬制度では運営を維持していくことが困難な状況が見受けられることから、相談支援事業所の運営の安定化に向けた支援に取り組みます。
- サービス等利用計画の作成にあたって、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性や一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう総合的な調整を行った上で、支給決定に先立ち作成する体制を確保するとともに、利用者の生活状況を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行わなければならないため、相談支援専門員の質と量の確保、アセスメント・モニタリングの質を向上させるための研修の拡充に取り組むとともに、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置に関する市町村に対する働きかけ、主任相談支援専門員の計画的な養成に努めていきます。
- 相談支援体制について、それぞれの地域における相談支援事業所の計画相談支援・地域相談支援、市町村の一般的な相談支援、基幹相談支援センターの総合的・専門的な相談支援などの相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、困難事例等における専門的な指導・助言及び人材育成の更なる強化・充実など相談支援体制の再構築を検討していきます。
- 相談支援専門員に加え、グループホームの世話人や訪問看護師、行動援護・移動支援のヘルパーなどの障がい児者の地域生活を支える重要な機能である障がい福祉サービス事業所等の人材確保に向けた取り組みも重要です。職員が研修等を受講する際の事業所に対する負担軽減措置、多職種連携の推進や従業員に対する処遇改善とともに、サービス従事者の資質向上のための専門的な研修等を実施していく必要があります。さらに、障がい者が研修などに参加する際の情報保障等の合理的配慮の提供も拡大していきます。

（４）まちで快適に生活できる

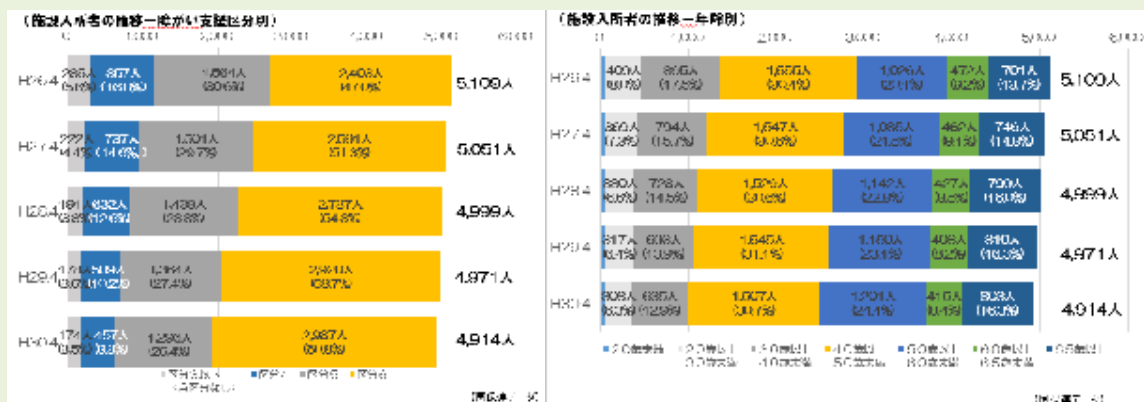
- 鉄道駅におけるホームからの転落事故は後を絶たず、ホーム柵の設置促進や無人駅への対応の他、公園や宿泊施設等におけるバリアフリー化と障がい者が利用しやすい設備の確保など、障がい者の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備を進めます。

- また、平成 30 年の大阪北部地震をはじめ、全国的にも課題となっている大規模災害発生時を想定した避難所の機能確保、バリアフリー化を推進し、災害発生時の障がい者の情報保障や安全確保のための取組みが必要です。

大阪府では、平成20年3月に地域移行についての基本的な考え方や支援方法を示した大阪府地域移行推進指針が策定されました。

入所施設に地域移行のためのコーディネーターを配置し、地域移行が可能な施設入所者から順次、地域移行を進めるとともに、地域移行支援センター事業や単独の加算、公営住宅の斡旋などにより、地域移行の受け皿となるグループホームの整備促進を図ってきたところです。

施設入所者の地域移行の取り組みから10年以上が経過し、施設入所者の約6割が障がい支援区分6、約5割が50歳以上と施設入所者の重度化・高齢化が進む一方、入所期間が10年以上の長期入所者が約6割となっており、地域移行者の割合も年々減少傾向にあります。



そうした状況も踏まえて、今後、施設入所者の地域移行を実現していくためには、①施設入所者本人の意思と選択に基づいたアプローチ②重度化・高齢化に対応した地域での受け皿づくり③相談支援事業所が行う地域移行支援などの施設入所者を地域につなぐための支援が重要です。

具体的には、施設入所者へのアプローチについては、圏域単位でコーディネーターを配置したり、グループホームや日中活動の場の空きスペースを活用して宿泊体験の場所を確保したり、入所施設と相談支援事業所・グループホームとの交流促進などが考えられます。

また、地域の受け皿づくりについては、重度障がい者を受け入れているグループホーム等に対して専門的助言を行うスーパーバイザーの確保や、グループホーム等のバリアフリー化や障がい特性に応じた環境整備などが考えられます。

さらに、施設入所者を地域につなぐための支援については、地域移行支援の経験のない一般相談支援事業所をスーパーバイズして支える仕組みづくりや地域移行支援に係る報酬改善などが考えられます。

その他、専門性の向上の観点から障がい種別に特化して地域移行支援に取り組んだり、施設入所者を地域の一員であることを地域の人々に認識してもらうために、入所施設を地域に開いていくことなども、併せて考えていく必要があります。

平成 28 年 10 月に「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて一報告書」をとりまとめ、地域生活支援拠点等の整備にあたっての課題を整理して整備モデル案を市町村に提示しましたが、平成 30 年 3 月末時点では 6 市の整備に留まっていました

そこで、平成 30 年 11 月に大阪府障がい者自立支援協議会内に基盤整備促進ワーキンググループを再度立ち上げ、まず「緊急時の受入・対応の体制づくり」に着手し、地域の実情に合わせて段階的に取り組むことを市町村に提案しました。

緊急時の支援を適切かつスムーズに行うためには、事前に障がい特性や障がい福祉サービスの利用状況等を把握しておく必要があり、そのためには、緊急対応が必要となる可能性の高い障がい者をピックアップして登録を働きかけて市町村や基幹相談支援センターで一元的に管理したり、自立支援協議会等を通じて、地域の社会資源（短期入所・グループホーム・居宅介護支援・施設入所支援）の空き情報や特色を把握することなどが考えられます。

その他にも、市町村が地域生活支援拠点等の整備にあたって、解決すべき課題があります。

具体的には、特定相談支援事業所のみに認められている地域生活支援拠点等における緊急時のコーディネートに係る報酬加算について、基幹相談支援センターにも対象拡大を図ることが考えられます。併せて、特定相談支援事業所が適切なケアマネジメントを行うための報酬も必要と考えられます。

緊急時の受入先である短期入所については、レスパイト等の定期利用で慢性的に満床状態となっている場合が多く、緊急時の利用が難しい現状があります。そのため、空床確保のための体制整備やグループホーム・特別養護老人ホームの短期入所等の地域の社会資源の空きスペースを最大限活用するなどの柔軟な受入体制の確保や日頃利用している事業所の職員の緊急時対応の仕組みなどが必要と考えられます。

さらに、緊急時の受入先や体験の場・生活の場といった受入側では、医療的ケアの必要な障がい者、行動障がい者を有する重度の障がい者の支援には専門的な知識、技能を持つ職員配置が必要となるとともに、地域生活支援拠点等においてコーディネートや地域の体制づくりの中核を担う相談支援事業所においても必要なケアマネジメント能力が求められることから、相談支援、強度行動障がいの状態を示す方への支援、医療的ケア、高次脳機能障がい等の専門性を高めるための研修の充実や、スキルを有する事業所によるスーパーバイズの仕組み等が必要と考えられます。

また、緊急時には地域生活支援拠点等で対応するものの、家庭で障がい者の生活を支えてきた家族の高齢化に伴って、いずれ家族と離れて生活すること等に備えて、障がい者がグループホームや一人暮らし等の今後の生活の場や日中活動の場を選択できるようにすることが求められることから、日中活動の場や施設の空きスペースや空き家等の活用による体験の場の確保、障がい特性に応じた環境整備等が必要と考えられます。

【高次脳機能障がいとは？】

外見上わかりづらいことから、「見えない障がい」ともいわれる高次脳機能障がいは、交通事故や脳卒中などで脳が傷つくことで、認知機能や行動面に起こる障がいのことをいいます。脳の損傷部位によって症状はさまざまで、記憶障がい（新しいことを覚えられない）、注意障がい（長く集中して取り組むことが難しい）、遂行機能障がい（物事を計画的に進めることが難しい）、社会的行動障がい（感情や欲求のコントロールが難しい）の症状があらわれることがあります。その他に、失語症や易疲労性、病識欠如（自身に障がいがあることに気づかない）などの症状がみられることもあります。

このような症状は、リハビリテーションや、できなくなったことを他の手段で補完すること（代償手段の獲得など）、環境調整などによって、緩やかに回復していくと言われています。

また、それまでの生活（仕事、趣味、人間関係等）ができなくなって、「生きがいがなくなった」「将来に希望が持てない」などといったことを本人・家族共に感じやすい状況にあります。障がいを理解し、受け入れるには時間を要するため、安定した生活を送れるよう、長期的なサポートが求められます。

【高次脳機能障がいのある方に対する取組み】

高次脳機能障がいのある方への支援に関する事業は、平成 13 年度から全国 12 の地方拠点機関と国立身体障害者リハビリテーションセンターが参画し始まった高次脳機能障害支援モデル事業により支援の枠組みが検討され、平成 18 年度から一般事業化されました。大阪府では、障がい者医療・リハビリテーションセンターを支援拠点として、相談、訓練、普及啓発、研修等に取り組んでいます。

支援拠点の訓練部門である大阪府立障がい者自立センターでは、医療リハビリテーションを終えた方に、入所・通所による訓練を行っています。高次脳機能障がいは、症状の個別性が高く、症状もさまざまですが、家庭や地域で自分らしい生活が送れるよう、多職種でアセスメントを行い、社会リハビリテーションとして、日常生活動作や生活能力の維持・向上をめざしたプログラムを提供しています。

大阪府では、これまでに蓄積した支援技法や専門的な支援ノウハウを活かし、府全体の支援力の底上げにつながるよう、関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修や事業所へのコンサルテーションにより展開を行っています。徐々にではありますが、高次脳機能障がいに対する認知と、その支援機関は増加していると思われます。一方で、診断ができる医療機関の確保や受傷後の後遺症を自覚できず支援につながっていない方の把握などの課題があり、取組みを進めているところです。

支援拠点としては、こうした取組みが結実し、高次脳機能障がいのある方が、身近な地域でリハビリテーションや相談の機会を得られること、家庭や職場、地域で出会う周囲の方が、障がいの特性を理解し、ご本人の困りごとを聴きながら一緒に解決策を考えていただける社会になることを目指しています。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行	
○入所施設利用者の地域移行の推進(地域生活支援課、生活基盤推進課) 自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけるとともに、効果的な取組みについて、情報共有を図ります。 施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難であるものの、施設入所に至ることなく、地域で暮らし続けることができるよう、支援者のスキルアップなどの支援体制を充実するとともに、地域移行に向けた必要な情報提供や理解促進を行うなど市町村の地域生活支援拠点等の取組みを支援しつつ、グループホームの体験利用や人材育成等、その機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を行います。	目標値(令和5年度) ・入所施設利用者の地域移行目標 6.0%(令和元年度末時点の施設入所者数と比較) ・入所施設利用者の減少目標 ▲1.6%(令和元年度末時点の施設入所者数と比較)
○入所施設利用者への意向調査の実施(生活基盤推進課) 入所施設から地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に実施します。調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけます。	目標値 障がい福祉計画策定前に実施 次回調査時期: 令和4年度末
(1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行	
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(生活基盤推進課) 長期入院精神障がい者に対する地域移行支援を強化するため、専任の「地域精神医療体制広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、院内茶話会や退院促進ピアサポーターとの連携など地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組みを企画・実施し、対象者を市町村が設置する精神障がい者の地域移行について協議する場(自立支援協議会専門部会等)につなぎ、「保健・医療・福祉」による関係者同士の顔の見える関係を作り、地域の課題を話し合うとともに、病院だけで退院支援を行うことが困難な事案について伴走支援を行っていきます。 また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等の地域の関係機関(医療と地域生活)のつながりを構築するため、市町村及び障がい保健福祉圏域(保健所圏域)ごとに設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営を支援します。都道府県の協議の場とあわせた重層的な連携により、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として自分らしい暮らしができるよう支援します。	目標値(令和5年度) ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を316日以上とする ②1年以上長期入院者数を8,688人とする ⑤入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点での退院率は86%以上、入院後1年時点での退院率を92%以上とする
(2) 入所施設の今後の機能のあり方	
○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課) 実地指導や集団指導を通じ、施設がより地域に開かれた運営を行うとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう個別支援計画に基づいて支援を行うよう助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。 また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。	
○府立障がい者支援施設の運営(地域生活支援課) 砂川厚生福祉センターにおいて、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい(※)の状態を示す方など民間事業所では対応が困難な障がい者に対して、地域移行に向けたアセスメントと専門的な支援を行うとともに、新たな支援方策の研究や研修の実施など民間事業所の支援力向上に取り組めます。 障がい者自立センターにおいては、高次脳機能障がい者に対して地域移行に向けたアセスメントと自立訓練を行うとともに、専門的な支援技法を蓄積します。 また、これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について、障がい者自立相談支援センターにおいて、研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。 (※)社会関係障がい: 大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中程度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難なために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態	

○府立福祉型障がい児入所施設の運営(地域生活支援課) 府立こころ福祉センターにおいては、老朽化による建替(令和5年4月予定)を契機に、ユニット化によるケア単位の小規模化を行い、家庭的な養育環境の推進を図ります。また、本人の行動面の著しい障がいや要保護性の高さなどから民間施設では受入れが困難な児童の受入れを進めるなど、専門性を活かした支援等に取り組みます。	
○施設職員等に対する研修の実施(福祉人材・法人指導課) 施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソーシャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで各階層で実施します。	目標値 委託研修受講者数 10,000人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数)
(3)地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保	
○障がい者グループホームの設置促進(生活基盤推進課、都市居住課、経営管理課) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。 グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。	目標値 現在精査中
○グループホーム世話人等の資質向上(地域生活支援課、生活基盤推進課) グループホームにおける支援の充実を図るため、他事業者の世話人同士の意見交換する機会等を提供するとともに、障がい種別ごとのさまざまな障がい特性に対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。	
○様々な困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備(生活基盤推進課) 重度知的障がい者地域生活支援体制整備モデル事業の実施など、重度障がい者等が地域で安心して生活を継続できるよう、様々な困難事例に対応可能なグループホームの整備が促進されるよう検討を行います。	
○公営住宅の障がい者向け募集の実施(都市居住課、経営管理課) 府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続きその確保を図ります。 市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」に基づき、障がい者のいる世帯の優先入居等の促進を図ります。	
○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進(都市居住課、経営管理課) ▼府営住宅の取組み 建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」「段差の解消」「広い廊下幅」などに取り組み、バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。また、建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAIハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者世帯向け住宅を供給します。既存住戸においては、バリアフリー化されていない全ての住宅(撤去予定のものを除く。エレベーターのない3階から5階の住宅も含む。)について、住戸内の段差解消や手すり設置などを計画的に進めます。 また、団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化に努めます。 さらに、入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として全ての団地を対象としてエレベーターの設置を計画的に進めます。 ▼市町営住宅の取組み 建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅におけるバリアフリー化、エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置や耐震化事業を促進します。 ▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組み 建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化、既設住宅における屋外のバリアフリー化や耐震化事業を促進します。	目標値 建替事業:8,000戸 住戸内バリアフリー化事業:12,000戸 団地内バリアフリー化事業:7団地 中層エレベーター設置事業:2,650基 車いす常用者世帯向け住宅整備事業:170戸 ※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」(平成28～令和7年度)に基づく目標値

○民間賃貸住宅への入居促進(都市居住課・建築振興課) ▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことを受け、これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を法に基づく登録制度に移行し、今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。 ▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。 ▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供 「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。	目標値 ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数 - 耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」 20,000戸(令和7年度) ・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合:100%(令和7年度)
○住宅のバリアフリー化に対する支援(都市居住課、生活基盤推進課) 「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、バリアフリーに関する研修を実施する等、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。 また、重度障がい者等が、安心して生活できるよう、住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。	
○生活福祉資金(住宅貸付)の貸付(地域福祉課) 障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。	
(3)地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保	
○地域生活支援拠点等の運営(生活基盤推進課) 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の受け入れ・対応の体制づくりの取り組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。 また、広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策を検討します。	目標値(令和5年度) 各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つの地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検討、検証する。
○生活訓練・指導の実施(自立支援課) 障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、音声機能障がい者発声訓練事業その他身体障がい者生活訓練事業などの家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。	
○在宅難病患者一時入院事業の実施(地域保健課) 在宅で療養されている難病の方が、介護者の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合に入院可能な病床の確保に努めるとともに、介護者の新型コロナウイルス感染症等の罹患を想定し、入院期間を原則14日以内として実施します。	
○リフト付き福祉タクシーの利用促進(自立支援課) 障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。	
○福祉有償運送の推進(地域福祉課) 社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。	

○身体障がい者補助犬の普及促進(自立支援課) 障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。	
○市町村との連携(障がい福祉企画課) 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催など連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。	
○指定事業者等に対する指導等(生活基盤推進課) 指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。 また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。	目標値 毎年、集団指導を実施
○利用者本位の障がい者福祉制度の推進(障がい福祉企画課) 障がい福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査をふまえ、国に対し、新たなニーズに対応した支援の充実・確保等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい福祉制度の円滑な推進を図ります。	
(3) 地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化	
○市町村の相談支援体制の充実(地域生活支援課) 障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。 また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。	目標値(令和5年度) 全ての市町村で基幹相談支援センターを設置
○ケアマネジメントの推進(地域生活支援課) 障がい児者に寄り添ったサービス等利用計画の作成や、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングの実施や関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。	目標値(令和5年度) 相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員数 2,500 人
○ピアカウンセリングの普及(地域生活支援課) 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値(令和5年度) 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43(すべての市町村)

○大阪府発達障がい者支援センターの運営(地域生活支援課) 大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行うとともに、地域ごとに多様な支援ニーズに合ったきめ細かなコンサルテーションを実施していきます。 また、アクトおおさかを中心に大阪府発達支援拠点(以下「発達支援拠点」という。)との地域連携の枠組みを作っていくことを検討します。 ▼相談支援事業 ▼コンサルテーション事業 発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスをを行います。 ▼普及啓発・研修事業 医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。 ▼就労支援 アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。	《参考》 サービス見込み量(令和5年度) 現在精査中
○発達障がい児者施策の充実(地域生活支援課) 広域自治体として、発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう市町村の取組みを支援します。 ▼大人への支援 発達障がい者支援センターなど相談窓口の周知を図るとともに、当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。 ▼発達障がいがかかっている人への支援 当事者の方の「困っている」という状態に着目して、ニーズに合った福祉や就労等の必要な支援につなげるとともに、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組めます。	
○難病患者に対する相談支援機能の充実(地域保健課) 大阪難病相談支援センターにおいて、日常生活相談や患者交流会等、当事者の目線に立った療養生活支援を実施するとともに、大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者や家族の医療等に関する相談業務の実施や保健所等が実施する難病患者に対する個別支援等に対して医療の立場から助言を行います。 また、令和3年4月の大阪難病相談支援センターの移転に向け、大阪難病医療情報センターや各保健所との更なる連携体制の強化を図り、相談事業等を充実させます。	
○高次脳機能障がい者に対する支援(地域生活支援課) 高次脳機能障がい者支援拠点として、先進事例について情報を収集し、障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、地域移行を推進するとともに、専門的な支援ノウハウを蓄積します。また、こうした知見を活用し、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、府内関係機関(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等)に対する研修や事業所へのコンサルテーションを展開することにより、府全体の支援力の底上げを図ります。	
○地域生活定着支援センターの運営(地域福祉課) 地域生活定着支援センターにおいて、高齢または障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所の生活環境調整への協力(コーディネート業務)や受け入れた施設等へのアフターケア(フォローアップ業務)や刑務所等を出所した方への福祉的な助言(相談支援業務)などを実施します。	
(3)地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化	

○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援(障がい福祉企画課) 自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。 また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。	目標値(令和5年度) ・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置 ・就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置
○大阪府障がい者自立支援協議会の運営(障がい福祉企画課) 大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。 また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。	
(3)地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点	
○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映(地域福祉課) 地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。	
○市町村における包括的な支援体制の構築(地域福祉課) 広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、市町村における包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、取組事例の提供や助言・サポート等を行い、市町村を支援します。 また、障がい者等支援を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、地域福祉・高齢者福祉交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。さらに、CSW や障がい者相談支援事業所等地域の関係機関の連携が進むよう、先進事例や最新情報の提供を行います。	
○福祉基金による助成(地域福祉課) 地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業(障がい者や高齢者、児童などへの支援等)に助言を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。 また、今後、新型コロナウイルス感染症の影響等により、講演会開催や社会参加促進等の従来の社会福祉活動が、リモート、web の活用等へと変化していくことも想定し、創意工夫を凝らした活動がこれまで以上に実施できるよう、支援の充実を図ります。	
(3)地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解	
○施設コンフリクトの解消(人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこった施設コンフリクト解消に向けた取り組みを継続・強化します。 人権局ホームページの活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。 また、指定時等において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を進めるよう指導します。 なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。	
(3)地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保	
○介護・福祉人材の「量」と「質」の確保に向けた総合的な取組み(福祉人材・法人指導課、就業促進課、介護事業者課、障がい福祉室) 介護ロボットの導入促進、ICTを活用した業務効率化や表彰の導入など、介護事業者自らの労働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取組みを支援します。 福祉人材支援センターを活用したマッチング力の向上や地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる取組みを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組みなどを実施します。	

○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成(福祉人材・法人指導課、地域生活支援課) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の異なるさまざまなニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修事業所を指定し、養成するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、障がいの理解を深め、ニーズに応じた適切なサポートができる技能を向上するための研修を実施します。 また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー(全身性障がい、知的障がい及び精神障がい)を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。	目標値 介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象とした研修を毎年1回実施
○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施(子育て支援課) 府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。	目標値 保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施(年100名以上受講)
○精神保健福祉関係機関職員研修の実施(地域保健課) 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)実施するとともに、自殺対策研修・依存症対策研修を各年1回以上実施します。	目標値(令和8年度) 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)実施 自殺対策研修・依存症対策研修を各年1回以上実施
○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(地域生活支援課) 事業所や施設において、的確かつきめ細かなアセスメント・モニタリングを実施し、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成、サービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。	目標値 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を実施
○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)(地域生活支援課) 強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な支援を行う職員や適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる人材を養成します。	目標値 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施
(4)まちで快適に生活できる	
○福祉のまちづくりの推進(建築企画課) 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、「大阪府福祉のまちづくり審議会」(平成24年11月設置)等を開催します。	
○府有建築物の福祉整備の推進(建築企画課、公共建築室計画課) 不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に基づいた福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。	
○府営公園の整備(公園課) 高齢者や障がい者、幼児などありとあらゆる人々の利用に配慮した府営公園づくりを促進するために障がい者等の人々に配慮した公園づくりのために改修を実施します。	
○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(建築企画課) 駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に促進します。	目標値 令和元年度末時点の実績(32市1町、136地区)を踏まえ、未策定市町村での早期作成をめざす
○交通安全施設等整備事業の推進(道路環境課) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針に基づき、主要な特定道路及び生活関連経路を構成する道路について移動等円滑化を実施します。	目標値 ・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路について、移動等円滑化を実施 ・府管理道路の特定道路指定地区数 55地区(52.50km)(H20年度指定) 50地区(35.39km)(R1年度指定)

○バリアフリー対応型信号機の整備(府警本部交通規制課) 主要な生活関連経路において整備すべき信号機等については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置等の整備を促進します。	目標値(令和8年度まで) 「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等による移動等円滑化を実施
○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進(建築企画課) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針を踏まえ、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。	目標値 バリアフリー法の基本方針や大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進指針を踏まえ、鉄道駅等の構造等の制約条件を考慮し、可能な限り移動等円滑化を実施
○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み(障がい福祉企画課、都市交通課、建築企画課) 事業者に対して、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、国からバリアフリー施策の取組等について説明するとともに、鉄道駅のバリアフリー化や可動式ホーム柵の設置の促進、利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮について働きかけを行います。 また、鉄道事業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる駅を対象に国、地元市と協調して補助を行う制度を創設しており、今後とも、可動式ホーム柵整備の促進を図ります。 さらに、鉄道事業者等と連携し、駅ホームにおける安全向上のための啓発活動に取り組めます。	
○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進(障がい福祉企画課、建築企画課) 車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース(ゆずりあい駐車区画)の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。 また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。	
○まちのバリアフリー情報の提供(建築企画課) 鉄道駅や公共施設等におけるエレベーターや車椅子使用者用便房等のバリアフリー情報について、利用者があらかじめ入手することが重要であるため、バリアフリー情報の更なる充実に努めます。	

Ⅱ 生活場面「学ぶ」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

＜現状の評価と課題＞

障がい児のニーズは多様化しており、「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に、障がいの有無に関わらず、インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備、通学・学習保障等の課題解決を図る必要があります。

とりわけ、医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援をはじめとする多様な学習の機会を確保する取り組みや、学校における合理的配慮の浸透に向けた教員の資質向上に向けた研修などが必要です。

また、最重点施策の一つである専門性の高い分野への支援として、発達障がいのある幼児・児童が早期に質の高い療育・教育を受けることができる環境整備や、医療依存度の高い重症心身障がい児の学習機会の確保を図っていきます

さらには、学校卒業後の就労や地域生活までを見据え、家庭と教育と福祉、労働機関等が連携した、働く力や生活する力を身に付けることができるような教育の推進や、障がいや年齢にとらわれず、学習の機会や選択肢が限定されることなく、生涯を通じて、学びたいときに学ぶことができる環境整備が必要です。幼児期から社会に出るまで一貫して、学びの機会を得ることができる大阪の実現をめざすべきです。

なお、大阪府では、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携の下、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援や全ての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開しています。引き続き同条例に基づく施策が保健医療機関や学校などの関係機関との連携の下、より一層推進されるべきです。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 早期療育を受ける

- 乳幼児健康診査等の受診率向上を図り、聴覚障がいや視覚障がいを早期発見し、早期支援につなげるなど、健診後の支援の充実に努めます。
- 具体的には、令和2年6月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児や視覚障がい児への相談支援や関係機関との連携による支援、治療等に速やかにつなげるとともに、保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら障がい児への相談支援・情報提供の充実に努めます。特に難聴児については、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク等を活用して、福祉・保健医療・教育等の関係機関とさらなる連携を図ります。
- 国の児童発達支援ガイドラインにおいて、提供すべき児童発達支援として位置づけられている「本人支援」「移行支援」「家族支援」「地域支援」という視点は、府内全ての障がい児支援に共通する重要かつ不可欠なものです。
- 障がい児入所施設については、専門的機能の強化を図りつつ、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援など地域に開かれたものとなることが求められています。また、福祉型障がい児入所施設入所児の障がい者福祉サービスへの円滑な移行についての協議体制の整備に努めていきます。
- 重症心身障がい児をはじめとする障がい児が身近な地域で療育や支援を受けることができるよう、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保と質の向上に努めます。
- さらに、在宅の障がい児の地域生活を支えるため、地域における障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置並びに当該センターにおける保育所等訪問支援の実施に向けた市町村支援及び障がい児通所支援事業所等に対する機関支援を充実するなど、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。
- 放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所等についても、療育機関としての機能を十分に発揮し、学校や障がい児相談支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、

就学時や卒業時などのライフステージの移行段階で支援が途絶することなく、切れ目のない一貫した支援が行われるよう体制の構築を図っていきます。

- 新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種との協働、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援や事業所評価制度などの客観的な情報の活用などにより、事業所の機能確保、サービスの質の向上に努めていきます。
- また、発達障がいについては、乳幼児期等での早期発見・早期支援、個別の教育支援計画の活用促進など教育分野での支援の充実を図ります。高年齢の子ども（概ね9歳以上）が適切な支援につながらないケースもあり、質の高い支援ノウハウを蓄積している機関が不足していると言われていています。今後は、発達支援拠点において高年齢の子どもに対する支援の質の向上や支援ノウハウの蓄積を図るとともに、放課後等デイサービス事業所等への機関支援に努めていきます。
- その他、支援の引継ぎのためのサポートファイルの活用促進などのライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制の充実を図ります。併せて、発達障がい児支援のための家族支援としてペアレントメンターの活用やペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを実施する市町村を支援します。

（２）教育を受ける

- 平成 28 年度に大阪府において実施した障がい者の生活ニーズ実態調査によると、嫌な思いをしたと回答した人が多かった場所は「学校」でした。また「学習において障がいの特性に応じた配慮がない」が最多の困りごとであったことを鑑みると、教員等の障がい理解の促進に一層努めるとともに、引き続き通学支援や情報保障などの合理的配慮が確保された学校環境を整備していきます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校等において、障がいのある児童生徒の状況・ニーズ等を把握して「個別の教育支援計画」等を作成し、教育の充実や教育環境の整備を図ります。
- また、医療的ケアが必要な児童生徒が安全かつ安心に学校生活が送れるよう、看護師や臨床心理士等の配置や医療機関等との連携などに努めていきます。

- さらに、小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍しながら適切な支援が受けられることができる通級指導教室や府立高等学校・支援学校における知的障がいのある生徒の学習機会を確保する「自立支援推進校」「共生推進校」の充実を図ります。
- 療育、保育、教育に従事する教員等の資質向上に向け、障がいに対する理解に関する研修の充実を図るとともに、柔軟かつ適切な教員等の配置等を行います。併せて、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。以上のことを踏まえ、府立支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を発揮し、地域の小・中学校における校内支援体制の構築や教職員の専門性の向上をサポートをはじめとした、校種間や医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。
- 就職率などの数字だけにとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じた多様な進路の選択を確保し、将来の進路を主体的に選択できるよう、職場見学等の機会を確保するなど進路指導を充実するとともに、教育、労働、福祉等の関係機関が連携し、職場定着までを見据えた支援に取り組んでいきます。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するため、学校と障がい児通所支援事業所等とが連携し、地域での課題と学校での課題や支援方針を共有して、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を充実することにより、将来の地域での自立生活に向けた個別支援を強化させていきます。

（３）地域で学ぶ

- 生涯学習について、聴覚障がい者や視覚障がい者が利用できるものになっていないなど、十分に環境が整っていない状況があります。障がい者が自ら選択できるよう、障がい特性に応じた配慮や情報保障を図っていきます。
- 学校在学中から自立生活に向けた職場実習の機会を拡充するとともに、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを幅広く学ぶことができるよう、学校卒業後の学びの場も確保していきます。

- また、卒業後の学びの場の確保にあたっては、スポーツ・文化芸術関連施設や生涯学習センターや図書館・公民館などの社会教育施設等の活用も必要です。障がい者だけではなく、家族も一緒に様々な学びの場に参加できるようにすることによって、家族へのサポートにもつながっていくことも期待されます。

大阪府では、平成 25 年度に「発達障がい児者支援プラン」（計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度）や現行の「新・発達障がい児者支援プラン」（計画期間：平成 30 年度から令和 2 年度）に基づき、発達障がい児者支援を推進してきました。

これまでライフステージに応じた支援として、「早期気づきと早期発達支援の充実」「発達支援体制の充実」「教育分野における支援の充実」「就労支援と就労継続のための生活支援の充実」に取り組んでおり、さらにライフステージを通じた支援として、「地域生活支援と相談支援体制の充実」「専門的な医療機関の確保等」「家族支援の充実」などにより支援を補完し、支援の隙間を最小化するよう取組を進めてきました。

また、平成 30 年度からの新プランにおいては、大阪府発達障がい児療育拠点（※）による機関支援、通常の学級に在籍する児童生徒の個別的教育支援計画の作成・活用促進、障がい者雇用の対象となる発達障がい者の雇用や職場定着の促進、大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する発達障がい者地域支援マネージャーの派遣、二次医療圏における医療機関の研修や診療支援の機能を備える拠点医療機関の指定や市町村へのペアレント・メンターの派遣やペアレント・プログラムを実施する人材養成などに取り組んできました。

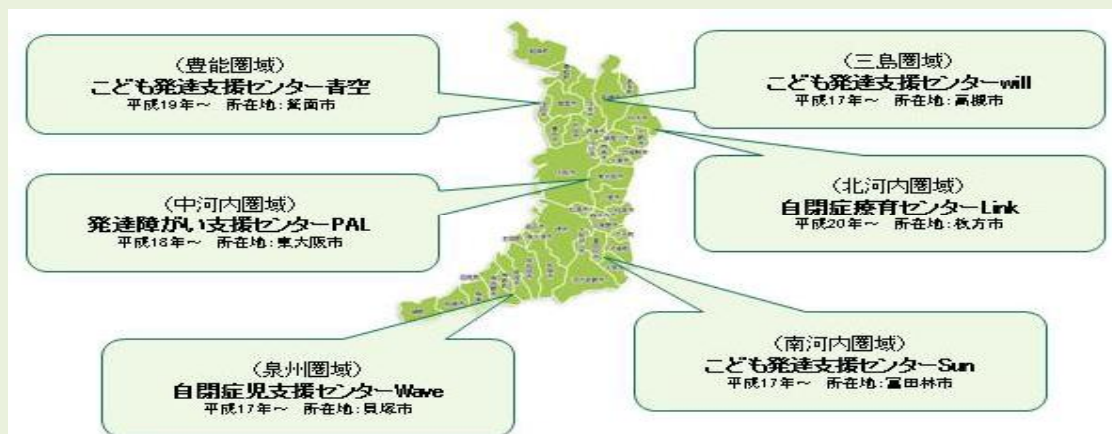
この結果、大阪府の発達障がい児者支援については、他府県と比較しても一定の成果を収めており、他の障がい児者支援施策と並んで取組みが進められるようになってきました。

今後は、障がい児者支援施策全体をカバーする障がい者計画において、顕在化してきた課題の解決に向けた施策の方向性を示し、発達障がい児者のニーズに即した支援に取り組んでいきます。

（※）大阪府発達障がい児療育拠点とは

大阪府発達障がい児療育拠点は、平成 17 年度から順次、府内（大阪市・堺市を除く）の二次医療圏域に 1 か所ずつ（計府内 6 か所）大阪府が社会福祉法人に委託して当該拠点を設置し、発達障がい児の個別専門療育を提供しました。

平成 24 年度の児童福祉法の改正を契機に、療育拠点での個別専門療育は市町村からの委託事業となりました。府は、圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等の障がい児通所支援事業所で良質な支援が提供できるよう、新たに療育拠点に委託し、個別専門療育で培った支援ノウハウを提供する機関支援事業を実施しています。令和 3 年度からは、事業所等への機関支援や事業所間の交流会などの場を通じて支援のスキルアップを図る拠点としての機能に着目し、「発達支援拠点」と名称を改めます。



3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1) 早期療育を受ける ①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実	
○乳幼児健康診査等の実施(地域保健課) 新生児スクリーニング検査や市町村における健診において聴覚障がい・視覚障がい・発達障がいを早期発見し、適切な相談支援や療育機関等の関係機関との連携による支援を行っています。 市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の評価に関する研修及び保健所による市町村支援に活用します。 乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師等研修を実施します。	
○先天性代謝異常等検査の実施(地域保健課) 先天性代謝異常等について、早期発見し適正な治療を行えるよう、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査を実施していきます。	
○要支援児童の早期発見と支援の充実(家庭支援課) 市町村の後方支援や専門的診断・指導という都道府県の役割を踏まえ、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例を活用した、子ども家庭センターの指導・助言等の必要な場合の対応や市町村への助言指導を行います。 また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において支援を必要とする児童について、引き続き市町村と連携します。	
○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課) 保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組んでいきます。	
(1) 早期療育を受ける ②療育支援の充実	
○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実(家庭支援課、地域生活支援課) 大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。 また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、引き続き市町村に対して働きかけます。	目標値(令和5年度) 障がい児相談支援実施市町村数43(すべての市町村)
○障がい児関係機関ネットワークの充実強化(家庭支援課、地域生活支援課) 保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対し、引き続き大阪府から情報提供や相談対応を行い、障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。	目標値(令和5年度) 障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数41(指定都市を除くすべての市町村)
○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実(地域生活支援課) 障がい児入所施設が担う「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。 また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。	
○障がい児通所支援事業の充実(地域生活支援課) 障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めるとともに、市町村と連携し保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。	目標値(令和5年度) 児童発達支援センター設置市町村数:43 保育所等訪問支援実施市町村数:43

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(地域生活支援課) 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。	目標値(令和5年度) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数:43 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数:43
○障がい児等療育支援事業の実施(地域生活支援課) 在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。	
○聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等の充実(自立支援課) 聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等について、速やかに府立福祉情報コミュニケーションセンターや療育機関等につなぐとともに、関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。	
(1)早期療育を受ける ③発達障がいのある幼児児童に対する支援	
○発達障がいの早期発見の取組み(地域生活支援課) 乳幼児健診や保育所・幼稚園等巡回支援の充実に取り組む市町村を支援します。 また、市町村の取組みと合わせて保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる気づき支援人材の育成に努めていきます。 各ライフステージにおいてもできるだけ早期の気づきから支援につながるよう、支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。	
○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保(地域生活支援課) 発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。 拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。 各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能できるよう取組みを推進します。	目標値(令和5年度) 登録医療機関での初診待機時間の短縮を図る
○医療的ケア児や発達障がい児に対する相談援助の実施(地域保健課、地域生活支援課) 乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師等研修を実施します。	
○発達支援体制の充実(地域生活支援課) 発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を引き続き支援します。 各圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。 高年齢の子ども(概ね9歳以上)は、各ライフステージにより異なる課題が存在し、支援が難しいケースが出てくるため、発達支援拠点において、支援ノウハウの蓄積を図り、支援内容を充実していきます。	目標値(令和5年度) 発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数 43(全ての市町村)
○発達障がい児の家族支援の充実(地域生活支援課) ペアレント・メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進めます。併せて、メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図ります。 ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムは、市町村におけるスキルの共有等を図	目標値(令和5年度) 家族支援を実施する市町村数 43(全ての市町村) 市町村での保護者支援プログラムの受講機会の確保

るため、担当者間の情報交換の機会等を提供し、市町村を支援します。	
○発達障がいをはじめとする障がいのある人のライフステージを通じた一貫した支援のための取組み(地域生活支援課) 先進的な事例等を参考に、次の視点をもって、サポートファイルを円滑に運用するよう市町村に働きかけていきます。 ・サポートファイルを使うことに意識を置いた住民への普及・啓発 ・サポートファイル運用担当者の人事異動等があっても継続して運用できる組織体制の構築・維持 ・親亡き後のことも念頭にサポートファイルを活用した地域での支援	目標値(令和5年度) ・引継ぎの支援に役立つサポートファイルを導入する市町村の増加を図る(令和2年度時点:29市町村)
(2)教育を受ける ①幼児教育の充実	
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課) 私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。	
○障がいのある幼児の指導(子育て支援課、支援教育課、小中学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施等により、障がい児や保護者への理解をさらに深め、保幼小連携を一層進めつつ、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう取り組みます。	
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。 また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園10年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。	
(2)教育を受ける ②小・中学校教育の充実	
○就学前健診の実施(保健体育課) 就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が就学事務の一環として、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適切な就学を図るために実施しています。 市町村教育委員会に対して、国の動向や国から発出された文書等について周知するとともに、障がいのある子どもの就学指導にあたって本人や保護者の意向を尊重して適切に対応するよう、指導助言を行います。	
○就学相談・支援の充実(支援教育課) 義務教育段階においては、本人・保護者の意向を最大限に尊重し、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを丁寧に把握し、就学先を決定するよう、市町村教育委員会の担当者に対する協議会等を開催し、適切な指導助言を行います。	
○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課) 地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。	
○通常の学級の充実(小中学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう努めます。	目標値 全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のために、障がい理解教育を実施

○通級指導教室の充実(支援教育課、高等学校課) 発達障がい等の児童生徒に通級指導を行う際には、意義及び役割を踏まえた支援が行えるよう、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めるとともに、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行う他、市町村と連携して小・中学校の通級指導教室の設置促進を図ります。	《参考》 <令和2年度> 小学校 233 教室(政令市 44 教室外数) 中学校 79 教室(政令市 8 教室外数)
○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	《参考》 令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 小中学校 105 名、高校 16 名、市町村教育委員会9名 計 130 名参加
○公立小中学校の教育環境の整備(施設財務課) 障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校のバリアフリー対策を推進するとともに、障がいの状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導や必要な支援を可能とする学校環境の整備を市町村に対し働きかけます。	
(2)教育を受ける ③後期中等教育の充実	
○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。	
○高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備(高等学校課、施設財務課) 高等学校において、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図り、学校と相談支援機関等とが連携し、地域での課題と学校での課題、支援方針を共有して障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を確保します。また、このカードの内容を基にして、「個別的教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。 さらに、高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。	(令和4年度) 障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別的教育支援計画」の作成
○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	《参考》 令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 小中学校 105 名、高校 16 名、市町村教育委員会9名 計 130 名参加
○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。	
○障がいのある生徒の高校生活の支援(高等学校課) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、エキスパート支援員として全校に配置している臨床心理士等が、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うとともに、学校生活支援員の配置に努めます。	
○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課) 府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実に努めます。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入等を推進します。	目標値 知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の

	充実等を図る
○高等学校における支援教育力の充実(支援教育課) 自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府立高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。	
○高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実(高等学校課) 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。	
(2)教育を受ける ④大阪府立支援学校の充実	
○支援学校の教育環境の充実(支援教育課) 知的障がいのある児童生徒の教育環境に関する基本方針に基づき、取組みを進めます。	
○支援学校の通学対策の充実(支援教育課) 支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。	目標値(令和8年度) 片道の通学バスの乗車時間を 60分以内とする
○医療的ケア児への通学支援の充実(支援教育課) 府立支援学校において、通学途上で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障等を図ります。	
○支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 本人・保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の保健・医療・福祉等の関係機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、きめ細かな教育を行います。この他、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の共同学習等を推進します。	目標値(令和8年度) 小中学校→支援学校への引継 率 100%
○支援学校の自立活動等の充実(支援教育課) 病院併設校を除く全ての府立支援学校に福祉医療関係人材(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図ります。	
(2)教育を受ける ⑤就労・自立に向けた教育の充実	
○支援学校の就労支援の充実(支援教育課) 事業連携協定を締結している企業との連携を深め、就職希望者の増加や早期からのキャリア教育に取り組み、支援学校の就労支援の充実を図ります。 他部局や企業等との連携を図り、農業などの新しい分野での雇用に取り組みます。	目標値(令和4年度) 府立知的障がい支援学校高等 部卒業生就職率 35%
○就労に向けた支援学校と関係機関の連携(支援教育課) 支援学校におけるキャリア教育を推進し、就職者の職場定着を支援するため、「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」「教育課程改善事業」をより一層推進します。 また、知的障がい支援学校2校をモデル校に指定して「キャリア教育支援アドバイザー(企業・大学教員等)」を定期的に派遣し、早期からのキャリア教育の充実・強化をめざし、教育課程の見直しや授業力向上のための指導助言を行います。 また、生徒の就労意欲の向上と保護者の障がい者雇用の理解啓発促進を実現するために、関係機関との情報ネットワーク構築支援を行い、キャリア教育支援体制の強化を図ります。 併せて、教育と福祉、労働機関等が連携し、就労支援に向けて技能検定や就職合同セミナーを開催するとともに、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援に取り組みます。	目標値(令和4年度) キャリア教育マトリックスを活用 した授業改善サイクルの各校実 施
(2)教育を受ける ⑥個別の教育支援計画等の充実	

○支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業で作成する「支援教育ハンドブック」を活用し、障がい種別に応じた自立活動の充実を図るとともに、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級の設置を促進します。 福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進します。	
(2)教育を受ける ⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮	
○支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課) 支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。	
(2)教育を受ける ⑧高等教育の充実	
○大阪府立大学における障がいのある学生への支援等(府民文化総務課) 障がいのある学生の修学上の合理的配慮を適切に提供できるよう支援体制の整備と強化を行います。 また、障がいのある学生への支援に向けて、外部講師を招聘した教職員研修を実施するなど、障がい学生支援への理解促進や意識啓発に取り組みます。	目標値 支援申請のあった学生への支援率 100%の維持
○発達障がいの学生への支援(地域生活支援課) 支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。 発達障がいの特性により就職の場面でつまづくケースが見られるため、就労支援機関と大学との連携を図る場の提供を検討します。	
(2)教育を受ける ⑨インクルーシブ教育の推進	
○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課) 私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。	
○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。	
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。 また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園 10 年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。	
○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。	《参考》 令和元年度実績(令和元年7月5日実施) 小中学校 105 名、高校 16 名、市町村教育委員会 9 名 計 130 名参加

○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。	
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入れ等を推進します。	目標値 知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の充実を図る
○高等学校における支援教育力の充実(支援教育課) 自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府内高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。	
○支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課) 支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。	
○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課) 地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。 府立学校において、通学途中で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図ります。 また、府立高校において、医療的ケアが必要な児童生徒が安全かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置や医療機関との連携、緊急時の対応などの校内体制の充実を図ります。	目標値 府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する
(3)地域で学ぶ	
○障がい者の学習機会の充実(地域教育振興課) 大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。 特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人となない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。 また、地域活動の核となる人材(PTAの役員等)に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。 ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。	
○府立図書館や少年自然の家の充実(地域教育振興課) 府立図書館や少年自然の家において、誰もが利用しやすい施設となるよう、点字ブロックの敷設や段差の解消など施設機能の充実に努めます。 また、障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業、市町村図書館職員向けの障がいの理解に関する研修の実施など、障がい者や障がいに対する理解を促進する取組みを実施します。 さらに、視覚障がい者によるピアサポートの実施、Webサイトのユニバーサルデザイン化の推進、インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進、障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用相談を実施、対面朗読(遠隔コミュニケーションアプリを使用して来館困難な利用者にも対応)や墨字図書・録音図書の郵送貸出、視覚障がい者のための墨字図書新着案内(点字版・録音版)等による学習図書情報の提供、大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供、聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供やLLブックの充実など、誰もが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。	

○学校におけるICT教育の充実(支援教育課) 様々な学習場面での ICT 機器活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期から ICT を活用した教育を受けることができるよう情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT 環境の充実に努めます。 また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒の ICT 活用技術の向上に取り組めます。	目標値(令和8年度) 支援学校の教員の授業での ICT の活用率 100%
○学習情報の提供及び教材の整備(地域教育振興課) 大阪府視聴覚ライブラリーに配置している字幕付き視聴覚教材について、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。	
○生涯学習関連施策一覧の作成・公表(文化課) 生涯学習事業の円滑な推進を図るため、大阪府が実施している生涯学習関連施策事業の一覧を毎年度作成し、公表します。	
○障がい児の学校卒業後の学びの場の公表(自立支援課) 障がい者の学校卒業後の選択肢の一つとして、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを学ぶことができる、府内の障がい者福祉サービス等を活用した学びの場の周知に努める。	

Ⅲ 生活場面「働く」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が希望する様々なところで働き続けている

＜現状の評価と課題＞

障がい者が、就労を通じて働くことの喜び・生きがいを感じ、収入を得ることで、より豊かで安定した生活を送ることができるようになることは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素の一つです。また、障がい者の就労支援を通じて、雇用主や一緒に働く人々の障がい理解が促進され、当たり前な合理的配慮が提供される環境が作られることによって、障がいの有無に関わらず全ての人々が包容される地域が育まれ、共に生きる社会の実現に向けた環境の整備や意識の醸成につながります。

このため、大阪府では「行政の福祉化」の取組みや「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」の制定等、これまで全国的にも特筆すべき取組みを実施してきました。これらの取組みは、雇用や就労機会の創出など障がい者の自立支援に一定の成果を上げてきたものの、今後、障がい者を含めた社会全体の就労環境は大きく変化すると考えられるため、障がい者就労のさらなる拡大と就労定着に向け、全ての関係者が協力し取り組んでいくことが重要です。

一方で、依然として全国的にも低い水準で推移している福祉施設での工賃水準についても、施設利用者の状態やニーズに十分考慮した向上支援方策が求められています。

また、民間企業における障がい者を取り巻く雇用状況については、障害者雇用率が平成 30 年に 2.2%令和 3 年に 2.3%と段階的に引き上げられ、雇用されている障がい者数は増加傾向であり、障がい者雇用の裾野が拡大しています。このような状況を契機とし、民間企業等での障がい者理解がより浸透するための取組みや、さらなる障がい者雇用の創出や働き続けることができる職場環境づくりを進めていく必要があります。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 実際に多くの障がい者が働いている

- 働きたいと願う障がい者が適正や個性を活かして仕事に就き、働き続けることができる「障がい者雇用日本一・大阪」の達成に向け、障がい者雇用を促進します。
- 就職に必要な技能取得のための職業訓練を実施し、ハートフル税制の活用などにより特例子会社の設置を促進し、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用機会の拡大を図ります。
- また、OSAKA しごとフィールドにおける求職者の安定就業や企業の人材確保の実現を図るとともに、府立高等職業技術専門校や大阪障害者職業能力開発校における実践的な職業訓練を実施します。
- 大阪府では、行政のあらゆる分野において施策の創意工夫や改善を通じて、雇用・就労機会を創出させる「行政の福祉化」の取組みを引き続き推進します。
また、総合評価一般競争入札の実施や指定管理者の選定の際に、障がい者雇用など福祉への配慮について評価することや、チャレンジ雇用などの取組みを大阪府の関係団体や市町村などに引き続き働きかけます。
- 「大阪府障がい者雇用促進センター」において、ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障害者雇入れ計画の提出を求め、法定雇用率の達成に向けた取組みを誘導・支援します。
- 障がい者を雇用していない企業は障がい者理解が不十分な可能性があることから、職場実習機会の確保、合理的配慮の提供に向けた意識改革、障がい者雇用への理解促進など、企業等への働きかけと障がい特性やニーズに応じたきめ細かな支援に取り組んでいきます。
- トライアル雇用制度を活用する企業に、助成期間終了も可能な限り継続的に対象者を受け入れてもらえるよう、雇用する企業をはじめ関係機関が意思疎通を図り、雇用継続に向けた環境整備を行っていきます。
- 障がい者雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、その取組みの周知や各種施策の情報提供を行い、障がい者の

雇用と就労支援を推進します。

- 職場体験実習の受入や多様な委託訓練、トライアル雇用、ジョブコーチ支援などを活用し、障がい特性や個々の障がい者の適性・能力・適応性の理解につなげていきます。
- 難病患者については、障害者総合支援法において障がい者と位置づけられているものの、企業での求職活動において障がい者とは異なる扱いを受ける事例があることから、難病患者の雇用環境改善に取り組んでいきます。
- また、発達障がい者についても、サポートファイルの活用促進などのライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援の充実を図るとともに、発達障がい者や企業のニーズを踏まえた職業訓練の実施などの就労支援を充実していきます。
- 福祉施設からの一般就労をはじめ、障がい者の雇用・就労の促進を図るため、引き続き、大阪府障がい者自立支援協議会の下に設置した就労支援部会等により、大阪府の関係部局における情報共有のほか、大阪府労働局や公共職業安定所等の国の機関を含めた関係機関等による連携・協力の取組みを進めます。

（２）いろいろな場で障がい者が仕事をできる

- 一般就労者の数や職場定着率などの定量的な目標だけを意識するのではなく、個々人の障がい特性やニーズに応じた支援を行います。
- 障がい者の就労訓練の機会を確保し、適切な就労支援を受けることができるよう、雇用・医療・教育・福祉の関係機関との連携を図り、訓練や就職、職場定着、離職後の再チャレンジまで一貫した支援を行っていくために、就労移行支援事業所・就労継続支援事業所のサービスの質の向上に取り組んでいきます。
- 精神障がい者や発達障がい者の特性に応じた就労・定着支援が促進されるよう、事業所に対する知識や技術の普及及び機会の創出を図ります。
- 福祉施設での工賃について、市町村とともに共同受注の取組みを強化する他、就労継続支援 B 型事業所の状況に応じた経営改善・技術力・支援力の向上などを支援し、工賃水準の向上を図ります。

- 官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に取り組むとともに、市町村や企業等に対して、庁舎等を活用した販売スペースの提供や清掃業務をはじめとする委託業務の発注が促進されるよう働きかけます。
- また、ICT や就労支援機器等を活用した情報格差の解消や在宅や身近な場所での就労機会の確保に取り組み、移動が困難な重度障がい者の就労等を支援します。

（３）障がい者が長く働き続けることができる

- 地域の就労支援の核となる障害者就業・生活支援センターにおいて、地域における雇用・福祉・教育等の関係機関と連携した就労支援ネットワークを強化し、障がい者の就職から職場定着・再就職支援まで、働き続けるための支援を充実します。
- 就労定着支援事業所の支援の質の向上を図るとともに、労働施策と福祉施策が連携し、障がい種別や程度に関わらず障がい者が利用しやすい就労支援策を展開していきます。
- また、就職後に休職した場合、復帰までにはかなりの時間がかかるケースもあり、関係機関が連携し、職場定着支援に努めていきます。
- 大阪府が認定した「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携し、公契約等を活用した就労支援に取り組めます。

平成30年4月、障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わることとなりました。これを追い風として、精神障がい・発達障がい者の福祉施設からの一般就労は増加し、今後はこれまで以上に職場定着が課題になってくることが予想されます。このため、大阪府では、障がい者の職場定着を進める新たな取り組みをスタートさせました。

【「障害者等の職場環境整備等支援組織」】

大阪府では、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づき、公契約における就職困難者の就労支援を進めることを目的に、障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下「支援組織」）を認定しています。

本認定を受けた障がい分野の支援組織は現在2機関あり、府の公契約において、障がい者等の特性や事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等を行うなど、障がい者と事業主との間に立ち、双方を支援しています。

1. 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称エル・チャレンジ）

《令和元年7月26日認定》

2. NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク（JSN）

《令和2年7月31日認定》

「障害者等の職場環境整備等支援組織」（障がい分野）の詳細については、以下の大阪府ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syokubakankyouu.html>

【大阪府庁知事部局の障がい者雇用(正規雇用)における定着支援】

大阪府では、平成15年に知的障がい者の非常勤職員雇用のモデル実施したことを皮切りに、知的障がい者と精神障がい者を対象に、企業等への就職をめざす「大阪府版チャレンジ雇用」を実施しており、平成23年には知的障がい者の集中配置方式による「ハートフルオフィス」を開設し、取り組んできました。

令和元年度からは、障がい者を対象とした職員採用選考（正規雇用）の受験資格が3障がいに拡大されました。職場定着に向けては、これまでチャレンジ雇用で培ってきたノウハウを活かし、公務労働検討チームや、人事局・商工労働部・教育庁・福祉部からなるサポート体制検討チームにおいて取り組んでいるところです。具体的には、障がい者雇用における理解や、個々の障がい特性を理解したサポートが実施できるよう、就労パスポートの作成、配属先である各部局への研修等を実施し、関係者による役割分担と連携について確認を行い、各部局におけるナチュラルサポートの形成を図っています。今後も、障がい者を中心とした視点から検討を加え、効果的な定着支援に努めます。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)実際に多くの障がい者が働いている ①障がい者雇用の拡大	
○障がい者雇用の一層の促進(就業促進課) ハートフル条例(大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例)の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい理解の促進を図るとともに、障害者雇入れ計画書等の提出や雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援を行います。	目標値 ・民間企業における実雇用率:法定雇用率の達成
○特例子会社の設立促進(就業促進課) 特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制(特定特例子会社、重度障がい者多数雇用法人或は障がい者多数雇用中小法人に対する軽減税率の適用)をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進します。	《参考》 特例子会社の設立実績 ・平成28年度 1社 ・平成29年度 5社 ・平成30年度 3社 ・令和元年度 3社
○大阪ハートフル基金の活用による障がい者雇用の促進(就業促進課) 大阪ハートフル基金(障害者雇用促進基金)を活用し、ハートフル企業顕彰(大阪府障がい者雇用貢献企業)やサポートカンパニーの集いなど実施することで、障がい者雇用に取り組む事業主を支援します。	
○企業に対する障がい者雇用の促進(就業促進課) 企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校等生徒の職場実習受入れ企業の開拓や実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援します。	《参考》 支援学校等卒業生の企業等への就職者数及び職場定着数実績 ・平成29年 就職者数:80人 職場定着:73人 ・平成30年 就職者数:76人 職場定着:72人 ・令和元年 就職者数:73人 職場定着:75人
○OSAKA しごとフィールドを軸とした支援(就業促進課) OSAKA しごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供します。	
○職業能力開発の推進(人材育成課) 大阪障害者職業能力開発校や府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。 在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握して講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。 民間教育訓練を活用した委託訓練については、就労移行支援機関等への巡回訪問等を通じた受講促進に努めます。	目標値(令和8年度) ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年80%以上 ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年55%以上
○行政の福祉化の推進 ■庁舎等を活用した雇用の創出(総務委託物品課、行政経営課) 庁舎の清掃委託業務を発注する際の総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを引き続き行います。 ■福祉的就労の活性化(自立支援課) 府有施設における清掃業務を活用した就労訓練等を引き続き実施します。 ■市町村等への普及啓発(福祉総務課) 府内市町村における類似事業の実施状況を把握し、総合評価一般競争入札をはじめとする大阪府の取組みについて、市町村等へ普及啓発を図ります。	目標値(令和8年度) 総合評価一般競争入札制度導入市町村数 23 《参考》 平成30年度末時点 20市
○公務労働における雇用創出(自立支援課、人事課) 公務労働の分野における障がい者の雇用・就労機会の創出のため、「ハートフルオフィス」の支援内容を充実しつつ、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用(チャレンジ雇用)を促進します。	目標値(令和8年度) ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数 10人

○庁内職場実習の促進(自立支援課、人事課、支援教育課、庁舎管理課、地域保健課、就業促進課) 庁舎管理課守衛業務、植栽剪定業務等を通じて、支援学校、就労移行支援事業所に在籍する高校生等を対象に職業観の拡大を図り、就労への意欲向上、就労に向けた準備段階の一助となるよう、引き続き実習の受入れを行います。 また、福祉施設利用者や支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務補助作業等を通じた職場実習を推進するとともに、難病患者を対象とした府庁での事務補助作業等を通じたモデル実習を行います。	目標値(令和8年度) 支援学校の生徒の庁内職場実習の受入れ 毎年度各支援学校で1名
○大阪府における障がい者採用の充実(人事課、教育総務企画課、教職員人事課) ひとりでも多くの障がい者に雇用機会を提供し、府全体の障がい者雇用促進に寄与するため、引き続き障がい者を対象とする常勤職員の採用や非常勤職員の採用の取組を進め、知事部局における障がい者雇用率を令和元年度実績(令和元年度 3.63%)程度に維持することをめざします。 また、障がいのある教員、公立義務教育諸学校事務職員及び実習教員等の採用を進めるとともに、他職種においても採用選考実施について検討をすすめる、法定雇用率の達成をめざします。 その他、「教育庁ハートフルオフィス」において、支援を要する生徒の進路保障・自立支援の一環として、知的障がいのある府立学校の卒業生の就労支援を行います。	目標値(令和6年度) 知事部局において、全国トップレベルの障がい者雇用を維持できるよう採用を進める 教育庁において、法定雇用率を達成できるよう障がい者を有する教職員の採用を進める
○公共工事発注における雇用・就業促進(総務委託物品課) 大阪府が発注する建設工事や設計業務を請け負う企業に対して、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者雇用に関する積極的な企業に対し入札参加資格の等級区分評点に加点することにより、公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進に努めます。 また、障がい者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。	
○委託・役務業務及び物品等の発注における雇用・就業促進(総務委託物品課) 請負契約業務及び物品関係の競争入札公告に際して、電子調達システムのホームページに障がい者雇用に関する資料を掲載するなど、啓発に努めます。 また、障がい者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。	
○「農と福祉の連携(ハートフルアグリ)」による雇用・就労促進(農政室推進課) ハートフルアグリサポートセンターによるきめ細かな相談対応を実施し、障がい者の雇用・就労による企業等の農業参入を促進するとともに、農業者と福祉施設の作業請負契約の締結支援により、障がい者の就労先の拡大に努めます。	目標値(令和3年度) 4事業所
(1)実際に多くの障がい者が働いている ②企業等の障がい者雇用に対する理解促進	
○事業主に対するきめ細かな支援(就業促進課) 「大阪府障がい者雇用促進センター」(平成21年7月設置)において、ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を求め、計画の達成に向けた指導・支援を行うとともに、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行います。	
○民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進(自立支援課、支援教育課、就業促進課) 障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。	目標値(令和8年度) 登録数300社

○職場体験実習機会の確保・拡大(就業促進課、自立支援課) 職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。 ■職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKAしごとフィールドにおいて、職場体験機会の確保に努めます。 ■職場実習機会の拡大 ハートフル条例に基づく法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導において、職場実習機会の確保を図ります。 また、精神・発達障がい者等の職場体験受入れのマッチングを大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業等において行うなど、職場実習受入れ機会の拡大につなげていきます。	
(1)実際に多くの障がい者が働いている ③就労に向けた関係機関の連携	
○大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進(自立支援課) 大阪府障がい者自立支援協議会に設置した就労支援部会において、労働局をはじめとした国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有の仕組みづくり(ネットワーク)など、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進します。 また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例等の紹介を行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。	目標値(令和5年度) 就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置
○関係機関の情報の共有化の推進(自立支援課、就業促進課、支援教育課、地域保健課) 企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就労マッチングや福祉事業所や支援学校からの一般就労に向けた就労支援の充実、職業訓練生等の就職率の向上を促進するため、府の関係部局によるWGでの情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関等との連携・協力をより一層進めていきます。 また、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、泉北、泉南、大阪市の8地域において、ブロック別進路指導関係機関連絡会を各々1～3回開催し、労働基準監督署、公共職業安定所、就業・生活支援センター、市町村福祉事務所、保健所、障がい者支援施設、支援学校、自立支援推進校、共生推進校等が情報の共有を図ります。	目標値(令和8年度まで)【再掲】 ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年80%以上 ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年55%以上
○地域就労支援機関による就職支援(就業促進課) 市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。	
(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ①就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化	
○就労移行支援事業所等の質の向上(自立支援課) 「障がい者雇用日本一」を目指し、福祉・商工労働・教育委員会の関係部局が連携して、障がい者雇用・就労の促進を図ります。 一般就労への移行促進のため、就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所に対し、研修等を通じて就労実績の高い事業所の事例や取組み等を普及させ、府内の就労移行支援事業所等の支援力向上を図ります。	目標値(令和5年度) ・福祉施設からの一般就労者数 2,741人(令和元年度実績の推計の1.27倍) - 就労移行支援事業からの一般就労者数 1,907人(令和元年度実績の推計の1.30倍) - 就労継続支援A型事業からの一般就労者数 505人(令和元年度実績の推計の1.26倍) - 就労移行支援B型事業からの一般就労者数 284人(令和元年度実績の推計の1.23倍)

○就労移行支援・就労継続支援事業所の適正な運営(生活基盤推進課) 法令や国の通知等に基づき、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)に対して、それぞれの機能を踏まえて、利用者の状況に応じた個別支援計画が作成されているか等を確認し、それが適切に行われているか指導します。	
○精神障がい者の社会参加の支援(精神障がい者社会生活適応訓練事業)(自立支援課) 精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。 また、府民、企業、支援機関等に対して、精神障がい者の社会参加や就労への理解と協力が得られるよう、精神障がい者雇用セミナー(協力事業所育成講座)等を開催します。	目標値(令和8年度) ・訓練実施人数 40 名 ・協力事業所育成講座開催数 2 回
(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ②工賃水準の向上	
○福祉的就労の活性化(自立支援課) 府内福祉施設における利用者の平均工賃実績は依然厳しい状況が続いているため、従来より取り組んでいる福祉施設が策定する「工賃引上げ計画シート」に係る策定の支援や、福祉施設の経営力及び技術力等の向上を図るための各種セミナーの開催、庁内スペースを活用した福祉施設で生産された製品の販売機会や障がい者の就労訓練の場の提供の他、公民連携の企業等と福祉施設とのコーディネートを行う受発注コーディネーターを配置し、受注機会の拡大等により一層取り組みます。 また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進等を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達の増進等を図るよう働きかけます。加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組みます。	目標値 現在精査中
○既存資源の福祉的活用の促進(農政室推進課) 府内の就労継続支援 B 型事業所の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。	目標値 毎年2回(春と秋)にフェアを開催
(2)いろいろな場で障がい者が仕事ができる ③企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大	
○起業支援の充実(自立支援課) 大阪府 IT ステーションにおいて、障がい者の在宅就労等に向けたICT技術等のスキルアップ支援(eラーニング講座等)を実施し、在宅就業支援団体と連携した就労支援を展開します。	
○重度障がい者に対する就業支援の充実(障がい福祉企画課) 障がいの特性や程度により、外出や移動が困難であるために就労を諦めたり、仕事の選択肢が限定されることがないよう、通勤時や就業中において、常時介護を必要とする重度障がい者の日常生活に係る支援の拡充を図ります。	
○無資格者による三療業の防止(保健医療企画課) 視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)において、無資格者が従事することのないよう、保健所等の関係機関と連携しながら、必要に応じた指導を行います。 施術所の開設について、保健所に届出の際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底します。また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行います。ホームページや府政だよりを活用し、施術者が免許所持者が確認するよう府民への周知を図ります。 法律に基づき施術所開設届出を行っている旨が施術所の広告可能事項に追加されていることを踏まえ、平成29年5月から府保健所において、施術所開設者からの申請に基づく「開設届出済証」を交付しており、引き続き府民への周知を図ります。	

○大阪府 IT ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み(自立支援課) 大阪府 IT ステーションにおいて、企業への就職をめざす訓練や、在宅での就労をめざす訓練などを障がい者の個々の適性に応じて行うとともに、市町村、職業訓練施設、支援機関及びハローワーク等と連携し、障がい者の就労支援を包括的に行う「障がい者の雇用・就労支援拠点」として機能します。 ・体調面や就労準備性等に課題があり、障がい福祉サービスの利用や職業訓練に通うことが困難な障がい者に対して、就労支援コーディネーターなどにより、ICTを活用した就労支援を行います。 ・移動が困難でかつ支援機器を利用することにより意思疎通が可能となる重度障がい者に対して、IT 支援機器利用等の相談や体験ほか、IT サポーターの派遣等を行い、重度障がい者の意思疎通と就労準備性の向上への IT 支援を行います。	目標値(令和8年度) ・支援件数100件 ・重度障がい者に対するIT支援件数10件
(3)障がい者が長く働き続けることができる	
○職場定着への支援(就業促進課) 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向けの雇用管理セミナーを開催します。 また、職場定着支援、障がい特性やニーズに応じた個別企業への支援の充実を図ります。 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職場生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後の労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。 精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するため、企業側が採用において実践できる研修や働く精神・発達障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための効果的な雇用管理手法の普及を行います。 また、精神・発達障がい者の職場体験実習機会の確保に取り組みます。	
○障害者就業・生活支援センターの充実(自立支援課) 就労定着支援事業所及び障がい者就業・生活支援センターにおいて、就労移行支援事業所等の福祉施設、医療機関や企業等と連携しながら職場定着支援を行います。 就労定着支援事業においては、就労移行支援事業所等の福祉施設の職場定着支援の義務(努力義務)期間を経過した後の3年間を支援するとともに、就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労された障がい者による就労定着支援事業所の利用拡大及び質の向上を促す仕組みについて検討します。 就労定着支援事業の利用が出来ない場合や利用が終了した場合は、必要に応じて障がい者就業・生活支援センターが支援を行うにあたり、職場適応援助者事業等とも連携を図りながら、一時休職からの復職・再就職を含めた個々のニーズや障がい特性を踏まえたきめ細かな就労・生活支援に努めます。また、精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援については、特性を踏まえた地域医療との連携をはじめ、企業等への助言・提案による企業理解の促進を図るとともに、必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するために作成した支援ツール(就労サポートカード)を活用するなど、効果的な定着支援に努めます。	
○就労定着支援事業所の利用拡大・質の向上(自立支援課) 就労移行支援事業所等の福祉施設から一般就労した障がい者による就労定着支援事業所の利用拡大・質の向上に向け、就労定着支援事業所に対して就労定着の実績が高い事業所の事例や取組みを普及させるなど取り組みます。 また、就労定着支援事業の利用が終了した後の関係機関との連携方法等について検討を進めます。	目標値(令和5年度) ・就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上)
○関係機関と連携した就労支援策の展開(自立支援課・就業促進課・支援教育課・地域保健課) 障がい種別や程度に関わらず障がい者が利用しやすい就労支援策の展開を図るために、関係部局によるWGを開催し、障がい者雇用支援ガイドの作成、各部局が所管する施設の見学会や就労支援施策・制度勉強会などを実施し、関係部局相互の連携・協力をより一層進めます。	

○障がい者の就労定着等の促進(自立支援課) 障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する職場環境整備等支援組織を活用し、公契約による就職困難者の就労支援や障がい者の職場定着を図ります。	
--	--

Ⅳ 生活場面「心や体、命を大切にする」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる

＜現状の評価と課題＞

障がい者の高齢化・重度化に伴い、医療へのニーズは高まっています。特に医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等とその家族も含めて支援を充実させていくことが重要です。

在宅医療や退院後の生活の支援など医療と福祉の連携が進む中、医療従事者の正しい障がい理解や合理的配慮の提供は必要不可欠であり、障がい者が必要な医療を、いつでも安心して受療できる環境を構築していくことが必要です。

とりわけ、発達障がいや高次脳機能障がい、聴覚障がいや難病など、症状が理解されにくい障がいについては、障がい特性の理解促進や支援体制の確立に向け、より一層の取組みを進めていくことも必要です。

さらに、旧優生保護法による優生手術を受けた障がい者への支援については、出来る限り多くの方々に制度を活用していただけるよう、制度周知等の積極的な取組みが必要です。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（１）必要な健康・医療サービスを受ける

- 平成 30 年度に再構築された福祉医療費助成制度を検証し、国の医療保険制度の動向等を踏まえつつ、医療のセーフティネットや制度の持続可能性の確保の観点から、制度運用に努めていきます。
- また、重症心身障がい児や医療的ケア児の人数・ニーズや支援体制の現状を把握し、短期入所の役割やあり方を検討するとともに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の

連携の下、医療的ケア児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備を推進し、包括的な支援体制を構築します。また、医療との連携が必要な強度行動障がいの状態を示す方や高次脳機能障がい等を有する障がい児者に対する支援体制を検証し、整備を図ります。

- 発達障がいについては、医療機関での初診待機期間が長期間に及んでいます。今後、初診待機時間の短縮を図るため、専門医師の養成による発達障がいの確定診断が可能な医療機関の確保や拠点医療機関を核とした医療機関ネットワークの充実等に努めていきます。
- 障がい者の高齢化・重度化が進む中で、医療と福祉との連携が不可欠となっているものの、障がい者が受診できる医療機関が限定的であったり、診察時等の説明がわかりづらかったりするなど、障がい者への配慮が不足していると感じることがあります。
- 医療機関における障がい理解の促進に向け、医学生のインターンシップなどにより、障がい者と接する機会を通じて、障がい特性等を知ってもらうことが重要であり、そのような取組みを広げていきます。
- 依存症対策については、大阪依存症包括支援拠点「OATIS（オーティス）」を中心に、予防、相談、治療、回復支援を切れ目なく行うための取組みを行っていきます。

（２）（医学・社会的）リハビリテーションを受ける

- 障がい者が安心して日々の暮らしを続けていくためには、身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができる環境を整備することが重要です。特に、専門性の高い分野における障がい者へのリハビリテーションの確保等は重要であり、引き続き、医療・保健・福祉などの関係機関の連携により、地域におけるリハビリテーションの向上に努めていきます。
- 特に医学的リハビリテーションと社会的リハビリテーション（生活訓練プログラム、就労移行支援プログラム）をチームアプローチで提供することが有効とされる高次脳機能障がいについては、大阪府の高次脳機能障がい支援拠点機関（大阪急性期・総合医療センターの障がい者医療・リハビリテーション医療部門、大阪府立障がい者自立センター、大阪府障がい者自立相談支援センター）において治療の当初から地域生活以降までの一貫したリハビリテーションの機会を提供するとともに、蓄積した知見について、医療機

関・福祉事業所に対する研修等を通じて普及を図り、退院後も高次脳機能障がい者の生活能力等が維持・向上されるよう支援します。

（３）悩みについて相談する

- 医療と福祉の両面からのサポートが必要となる障がい児者について、身近な地域での支援や地域での居場所の確保に向け、障がい特性に応じた相談体制の充実を図ります。
- 外見からは障がいがあるとは分りにくく、現れる症状の種類や程度に個人差がある高次脳機能障がいの支援においては、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であることから、大阪府立障がい者自立センターをはじめ、地域の福祉サービス事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積し、市町村等と共に支援方法を検討し、普及を図ります。
- 虐待を受けた障がい児について、障がい児入所施設における心理的ケアの提供や、障がいの疑いのある段階から本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するなど、障がい児相談支援の質の確保・向上にも取り組みます。
- 障がい者が抱える悩みや課題が複雑化・多様化する中において、相談支援事業所の役割は重要になっています。市町村の相談支援体制の充実が図られるよう、医療面からの知識をサポートするような専門研修等により、支援の充実に向けた取組みを進めるなど、障がい特性に応じた相談支援機能を充実するとともに、障がい児者のきめ細かで適切な支援につなぐ相談支援専門員の養成を図ります。

医療技術が進歩する中、医療的ケア児（※）は増加傾向にあります。日中一時支援や障がい児通所支援等において医療的ケアができる環境が整備されていなかったり、看護師等の人材が確保できないことなどにより、医療的ケア児者の受入場所が少ない状況にあります。

また、重症心身障がい児者（※）についても、多くの方が在宅で生活しており、家族の介護負担が多大となっているため、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組む必要があります。

とりわけ医療依存度の高い重症心身障がい児者等については、人工呼吸器管理などの高度な医療的ケアに対応できる短期入所の利用へのニーズが大きいものの、短期入所での受入体制は脆弱な状況です。

そのため、大阪府では平成 26 年度から医療機関が空きベッドの活用による障がい福祉サービスの短期入所（医療型短期入所事業（空床利用型のみ））を実施し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等を受け入れた場合には、その経費の一部を助成しており、令和 2 年度時点において府内 6 圏域 10 病院で医療型短期入所支援強化事業を実施しています。さらに、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場を設置し、市町村の協議の場とも連携しつつ、医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援体制の充実につなげています。

その他、医療的ケア児については、専門的な知識や経験に基づいて、関係機関との連携（多職種連携）を図りつつ、生活を支援する医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施しています。

重症心身障がい児については、重症心身障がい児を受け入れている医療型児童発達支援センターや主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を対象に支援技術の向上を図るとともに、新規で受入を検討している事業所等に対して、支援のノウハウを提供し、重症心身障がい児を支援する事業所等の設置促進を図っています。

（※）医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児

（※）重症心身障がい児者

重度の知的障がい（療育手帳 A）と重度の身体障がい（身体障がい者手帳 1・2 級）が重複している者

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1) 必要な健康・医療サービスを受ける ①医療サービスの充実	
○周産期緊急医療体制の整備・充実(地域保健課) 極小未熟児など重症新生児や母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦について、集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科、新生児科の連携のもと、24時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの充実を図ります。	
○医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み(地域生活支援課) 医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等について、様々な機会を通じて関係機関に周知し、障がい特性の理解促進・差別解消を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めます。	
○障害者総合支援法に基づく自立支援医療費に対する公費負担(地域保健課、地域生活支援課、こころの健康総合センター) 障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し、公費負担を行います。 ・自立支援医療(育成医療) ・自立支援医療(更生医療) ・自立支援医療(精神通院医療)	《参考》 令和元年度実施状況 ＜育成医療＞ 件数 4,606 件 大阪府負担金(1/4負担) 34,614 千円 ＜更生医療＞ 件数 175,009 件 大阪府負担金(1/4負担) 4,873,870 千円 ＜精神通院医療＞ 件数 96,055 件 医療費支払額 14,814,643 千円(うち国庫負担 7,407,325 千円)
○重度の障がい者に対する医療費等の公費負担(地域生活支援課) 医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の1/2を補助します。 令和3年度から精神病床への入院へ助成を拡充するとともに、平成 30 年度の福祉医療費助成制度の再構築について引き続き検証します。	《参考》 令和元年度実施状況 対象者数 149,804 人 大阪府補助額(1/2補助) 9,552,931 千円
○小児慢性特定疾病医療費助成制度による助成(地域保健課) 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の医療費の負担軽減を図ります。	《参考》 令和元年度実施状況 承認件数 3,293 件 助成額 1,096,197 千円
○難病患者に対する医療費助成(地域保健課) 難病の患者について医療費の負担軽減を図るため、難病に係る医療費の自己負担分の一部を助成します。	《参考》 令和元年度実施状況 指定難病分 交付件数 45,997 件 助成額 8,768,513 千円 特定疾患分 交付件数 107 件 助成額 19,933 千円
○強度行動障がいの状態を示す方及び高次脳機能障がい者に対する医療連携の充実(地域生活支援課) 服薬管理や医療リハビリテーション等、医療機関との連携の継続が必要な実践事例を検証・整理し、情報提供や共有化を図ります。	

○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保(再掲)(地域生活支援課) 発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。 拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。 各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組を推進します。	目標値(令和5年度) 登録医療機関での初診待機時間の短縮を図る
○医療連携の推進(健康づくり課) 二次医療圏毎に、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります	
○精神科病院入院患者の療養環境の向上(こころの健康総合センター) 精神科病院入院患者の適正な医療や保護の確保を図るため、精神科病院実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めます。 また、人権に配慮した医療提供体制を構築すること等により療養環境の向上を図るため、精神科医療機関療養環境検討協議会において、参画団体等から収集した情報等を検証し、各病院における取組みや実践例についての情報提供や共有化を図ります。	
○精神疾患の早期治療の推進(地域保健課) こころの健康や依存症、認知症等の精神保健福祉に関する相談・訪問指導を実施し、医療機関への受診勧奨や日常生活を送る上での援助や社会復帰のための支援の充実を図り、当事者が早期に必要な相談、医療を安心して受けることができるようにします。 また、夜間・休日において精神科救急医療システムの充実を図り、当事者が適切な医療処置を受けることができるようにします。	《参考》 令和元年度実施状況 大阪府精神科救急医療情報センター対応件数 2,695 件 夜間・休日精神科身体合併症支援システム利用件数 250 件
○大阪難病医療情報センターの運営(地域保健課) 大阪難病医療情報センターにおいて、難病患者・家族や関係機関を対象に難病医療に関する電話、面接相談等の患者支援を行うとともに、難病医療提供体制を構築するための連携会議や医療従事者研修等を実施します。	目標値 地域のネットワーク強化に向けた研修(会議):年1回以上
○在宅難病患者に対する訪問指導の実施(地域保健課) 指定難病の医療費助成に係る新規・更新申請時に個別面談などを実施し、患者の状況や支援ニーズに的確に対応した、保健師による個別訪問等の支援を実施します。	目標値 新規申請患者への保健師支援において、初回支援基準票に従った訪問の実施
○保健所における難病事業の充実(地域保健課) 難病患者を取り巻く社会情勢を踏まえ、疾患に関する理解と日常生活の質の向上につながるよう難病患者や家族を対象とした難病講演会や学習会、患者交流会といった集団支援を行います。 また、地域の状況に合わせた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に向けて、関係機関対象の研修会等を実施し、地域の療養環境整備を図ります。	目標値 ・難病講演会の開催: 府保健所において年1回以上実施 ・関係機関を対象とした会議や研修の開催: 府保健所年1回以上
○ハンセン病回復者のニーズに応じた医療・福祉サービスの提供(地域保健課) ハンセン病回復者とその家族が地域社会で安心して生活できるよう、誤った知識に基づく差別や偏見の解消に努めるとともに、ハンセン病後遺症による身体障がいの特性を理解した上で個々のニーズに応じた福祉サービスや専門医療が受けられるよう、関係機関との連携やコーディネート機能の充実に努めます。 ハンセン病後遺症に対し、きめ細かいサービスが提供できるよう関係機関との連携強化や啓発に努めるとともに、安心して受診できる医療機関の充実に努めます。	

○障がい者(児)歯科診療の充実(健康づくり課) 障がい者(児)が、必要な歯科診療を受けられるよう、障がい者歯科診療体制の充実・確保に引き続き取り組みます。	
(1) 必要な健康・医療サービスを受ける ②医療依存度の高い重症心身障がい児者等への支援の充実	
○医療依存度の高い重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進(地域生活支援課) 医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻く様々な課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制の下、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化に取り組みます。 また、市町村における医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、府の協議の場を運営し、市町村等と連携しながら課題解決に向けて検討を進めます。	目標値(令和8年度) 大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の運営・充実 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村において設置。設置済の市町村の協議の場の充実
○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課) 府保健所を拠点として、身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。 また、医療依存度の高い重症心身障がい児・家族等が地域で安心して生活し、生活の質の向上が図られるように、在宅生活を支援する医療機関・地域の関係機関等のネットワーク連携会議を開催します。	
○医療型短期入所の整備促進(地域生活支援課) 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。	目標値(令和8年度) 各二次医療圏域における医療型短期入所事業の実施: 8圏域
○たん吸引等の業務を行うことができる介護職員等の養成(生活基盤推進課) 介護職員等に対するたん吸引等に係る制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。	目標値(令和5年度) 新たに喀痰吸引等を実施する従事者: 約 3,000 人 ※約 1,000 人×3年間
(1) 必要な健康・医療サービスを受ける ③二次障がいへの対応	
○障がい者地域医療ネットワークの推進(地域生活支援課) 脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等を実施することで普及・啓発に努めます。	
(2) (医学・社会的)リハビリテーションを受ける	
○大阪府内地域リハビリテーションの推進(地域生活支援課) 身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、大阪府障がい者自立相談支援センターを中心に、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを行い、連携強化を図るとともに地域リハビリテーションに関する情報について広報に努めます。	
○障がい者医療等の推進による自立支援(地域生活支援課) 大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点「障がい者医療・リハビリテーションセンター」において、医療部門(大阪急性期・総合医療センター 障がい者医療・リハビリテーション医療部門)、訓練部門(大阪府立障がい者自立センター)、相談支援部門(大阪府障がい者自立相談支援センター)が連携し、障がい者医療体制の確保、医療リハビリテーションや地域生活への移行に向けた生活リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、市町村とも連携して障がい者の地域移行や地域生活を支援します。	

○高次脳機能障がい者への支援(地域生活支援課) 大阪急性期・総合医療センター 障がい者医療・リハビリテーション医療部門において高次脳機能障がいの診断やリハビリテーションを行います。 大阪府立障がい者自立センターにおける自立訓練を通じて、医学的リハビリテーションや地域生活への移行に向けた社会的リハビリテーションまでのトータルなリハビリテーションを実施するとともに、専門的な支援技法を蓄積します。 大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にきめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるよう、医療機関、障がい福祉サービス事業所、市町村職員を対象とした研修を行い、地域における生活リハビリテーションの普及を図ります。	目標値(令和5年度まで) 医療機関向けの研修会の実施 1回以上/年
(3)悩みについて相談する	
○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実(地域生活支援課) 大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修や市町村研修・関係機関向け研修等の人材育成を通じて、市町村における相談支援の充実を図ります。 現状において、支援困難な発達障がいを伴う知的障がい者に対し、個々の障がいや行動の特性に即したアセスメントを行い、当事者及び家族の地域での生活の安定につながるよう、市町村や支援機関等に対して具体的な助言及び支援を行います。 なお、高次脳機能障がいの支援において、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であり、市町村等と共に支援方法を検討し、大阪府立障がい者自立センターをはじめ、地域の福祉事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積することにより、専門相談機関として適切な助言を行います。 また、医療や福祉の両面からのサポートが必要な精神障がい者や難病患者をはじめ障がい者が抱える悩み・課題は複雑化・多様化しており、研修の充実や相談支援体制の確保に努めていきます。	目標値(令和5年度まで) ・発達障がいを伴う知的障がい者支援のための研修会を開催 1回以上/年
○保健所における相談支援機能の充実(地域保健課) 府保健所において、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めます。 また、地域の関係機関に対する専門研修の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取り組みを進めます。 併せて、難病及び小児慢性特定疾病医療費助成申請時に面接を実施し、講演会を年1回以上開催するとともに、適切な情報発信ができるように努めます。身体障がい児・慢性疾患児や医療依存度の高い重症心身障がい児その家族等に対して、訪問指導、専門相談、交流会等を実施し、障がい児者等への支援の充実や障がいの受容や生活の質の向上を図ります。	《参考》 大阪府保健所におけるこころの健康相談支援状況 令和元年度 相談実数 3,061 件 相談延べ数 25,879 件 訪問実数 883 件 訪問延べ数 3,210 件 (大阪府9保健所)
○各種専門相談の実施(こころの健康総合センター) こころの健康総合センターにおいて、依存症、自死遺族、発達障がいの各専門相談を行うとともに、ひきこもり地域支援センターにおいて、第一次相談窓口として電話相談を行います。	
○ピアカウンセリングの普及(再掲)(地域生活支援課) 市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。	目標値(令和5年度) 市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43(すべての市町村)
○小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリングの実施(地域保健課) 小児慢性特定疾病児とその保護者に対し、ピアカウンセリングを受ける機会を提供し、疾患に関する不安の解消、軽減を図っていきます。 また、相談を受けるピアカウンセラーの研修の機会を提供し、スキルアップを図っていきます。	

○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の充実(地域生活支援課) 研修を通じて障がい者相談員の専門的な相談対応能力の一層の向上と、障がい者相談員の情報交換を図り、地域の実情に応じた活動を支援します。	目標値(令和5年度まで) 身体障がい者相談員研修 知的障がい者相談員研修 精神障がい者相談員研修 各年1回実施
○相談支援専門員の養成(地域生活支援課) 多様化する障がい児者のニーズを把握し、的確にアセスメント・モニタリングを実施してサービス等利用計画を作成することによって、きめ細かで適切な支援につなぐ役割を担う相談支援専門員の養成を図るとともに、支援に必要な知識の習得や調整能力等のスキル向上に努めます。 また、医療的ケア児の支援等障がい児者の福祉に係る新たな課題や制度の動向を踏まえ、専門人材としての相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上を図ります。	目標値(令和5年度) 相談支援専門員の養成・確保 大阪府内で活動する相談支援専門員数 2,500 人
○依存症対策の推進(地域保健課) 普及啓発としては、依存症の理解を深めるため、若年層を含めた府民への正しい知識の普及と理解の促進に努めます。 相談支援体制の強化としては、依存症に悩む人を支援するための相談対応力を強化します。 医療体制の強化としては、依存症に悩む人を治療につなげるため、依存症の治療が可能な医療機関の充実を図ります。 さらに、相談・治療・回復支援を切れ目なく行うため、自助グループ・民間団体の活動への支援や、さまざまな機関と連携した支援ネットワークを強化します。	

V 生活場面「楽しむ」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が、様々な場所で他の人と同じように楽しみ、豊かに暮らしている

＜現状の評価と課題＞

暮らしが多様化してくる中で、障がい者が豊かで質の高い生活を送るためには、学習や就労の機会だけではなく、様々な場所で他の人と同じように楽しめるよう、スポーツや文化芸術などの活動をはじめ、個々人の技能や感性を生かせる場を充実させていくことが大切です。

2021 年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、障がい者が活躍する姿に全世界の人々が注目する機会となり、パラリンピアンをめざす人や、障がい者スポーツに関わっていく人が増加することも想定されることから、これを契機に「する」「みる」「ささえる」という観点から障がい者スポーツの促進を図っていくことが重要です。

また、平成 30 年 6 月に文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした障害者文化芸術活動推進法が施行され、今後より一層の芸術・文化活動の活性化に取り組む必要があります。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（１）余暇活動や社会参加に取り組む

- 障がいのある人が、旅行、観光、娯楽など、充実したレクリエーション活動を楽しめる環境を整備するためには、障がい理解を促進し、合理的配慮の提供を広く呼び掛けるとともに、移動支援の充実や交通機関の円滑な利用や身体障がい者補助犬の普及促進などの移手段の確保に努めていきます。

- また、障がいのある児童生徒が、休日や放課後に長期休暇を充実して過ごすことができ、保護者も安心できる居場所の確保を図るため、市町村に放課後等デイサービスや日中一時支援事業の活用、障がい児の移動支援事業の促進を働きかけます。
- しかしながら、障がい者が楽しむことができる余暇活動は、まだまだ限定的であり、活動できる場所までの移動手段に課題があるとともに、字幕付き邦画の上映回数が少なく、映画館や球場などにおいて不便な場所に車いす利用者専用シートが設置されている等の制約・障壁があります。
- そのため、関係機関が連携して利用目的と宿泊施設等のバリアフリーの情報をリンクさせて発信していくとともに、設備のバリアフリー化などのハード面の環境整備を行っていきます。
- 情報の受け手としてだけでなく発信者として、パソコンなどによる各種のIT支援機器の利用など、ICTを活用した情報発信・交流ツールを用いた社会参加と自立を支援します。

（２）スポーツ活動に取り組む

- 市町村との役割分担を踏まえ、府は広域的・専門的な立場から、府立障がい者交流促進センターや府立稲スポーツセンターの運営を通じて、障がい者のスポーツや、文化芸術・レクリエーション活動を支援することにより、障がい者の健康の維持向上等を図っていきます。
- また、大阪府障がい者スポーツ大会の開催、全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣、今後の障がい者スポーツを牽引していく選手の養成や障がい者スポーツを支援・振興する人材の養成・派遣を行うなど、障がい者スポーツの競技力の向上と裾野拡大を図ります。

（３）芸術・文化活動に取り組む

- 障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出（「場・機会の創出」）をさらに進

め、障がい者が望む場合には芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくり（「市場への挑戦」）を進めます。

- また、他分野の関係機関等と連携しながら、「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、これら環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいうべき人材の育成（「人材育成」）を図ります。
- さらに、より多くの人により多くの主体によるこれらの取組みに参画しつづけられるよう、中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進めていきます。
- これらにより、「文化芸術」を通じて障がい者が主体的に活動できる環境づくりを進めるとともに、「障がいのある」ということへの理解促進と「障がいのない」社会づくりを進めていきます。
- また、公立図書館等における点字・録音等資料の充実や資料の製作者の養成、障がい者向け施策の周知など、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1) 余暇活動や社会参加に取り組む ① 余暇活動の充実と活動内容の拡大	
○日中一時支援事業の充実(地域生活支援課) 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、既存の施設を効率的・効果的に活用し、積極的に事業実施できるよう、市町村とともに取り組みます。	
○保育所・放課後児童クラブの運営の充実(子育て支援課) 保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れがより進むよう、市町村の取組みを支援します。 また、放課後児童クラブについては、補助制度を活用し、支援学校小学部児童を含む障がい児の利用を促進します。 さらに、保育所保育指針等に基づき、障がいや発達上の課題が見られる子どもの保育の充実や保護者支援、保育所と地域の専門機関や小学校との連携が図られるよう個別指導記録の活用などを各市町村に働きかけるとともに、就学前人権教育研修等において講義や実践報告等を実施し、障がい児保育の充実を図ります。	
○長期休業期間等の活動の充実と施設開放の推進(地域教育振興課、支援教育課、地域生活支援課) 支援学校の長期休業期間等における課外活動の充実に努めます。 また、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における取組みを地域やボランティアの支援を得ながら進めます。 さらに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業等の活用を図れるよう市町村とともに取り組みます。	
○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み(自立支援課) 市町村等が実施する基礎的な IT 講習会について、必要に応じて、大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ各種 IT 支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT 支援機器を活用した意思疎通と就労準備性(働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能力や対人関係のスキルなど基礎的な能力)の向上を支援します。	
(1) 余暇活動や社会参加に取り組む ② 障がいのある人となない人の交流、主体的な社会参加	
○スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進(自立支援課) 障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めます。 ・国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動の支援、大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校や、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携等 ・府立障がい者交流促進センター・府立稲スポーツセンターの運営等 ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発のほか、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発	
(1) 余暇活動や社会参加に取り組む ③ ボランティア活動を活性化	
○ボランティア活動の振興(男女参画・府民協働課) ボランティアの養成計画や参加事業等ボランティアに関する情報を幅広く収集・提供することで、ボランティア活動により多くの府民の参加や支援が得られる環境整備を図ります。	
○福祉農園等の活用とボランティア、ボランティアリーダーの支援(環境農林水産総務課) ボランティア活動を軸とした福祉農園の環境整備と農産園芸福祉活動への支援、助言を行います。	
(1) 余暇活動や社会参加に取り組む ④ ピアサポートによる支援	

○発達障がい者へのピアサポートによる支援(一部再掲)(地域生活支援課) 当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行います。	
(2) スポーツ活動に取り組む	
○大阪府立障がい者交流促進センターの運営(自立支援課) 大阪府における障がい者スポーツ(特に競技スポーツ)の広域的中核拠点として、府立支援学校や、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい福祉サービス事業所等との連携・支援の他、広域的な大会の開催・支援など、競技性の向上に資するプログラムを実施します。 障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上と裾野拡大を図るため、競技スポーツの祭典である大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。 また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行い、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の育成を行います。	
○大阪府立稲スポーツセンターの運営等(自立支援課) 障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツや文化芸術・レクリエーション活動を支援することを目的とした大阪府立稲スポーツセンターを運営します。大阪府立障がい者交流促進センター等の障がい者スポーツに係る府立施設等と相互連携しながら、府内の障がい者スポーツ振興を図り、府域の障がい者やこれら施設を利用する障がい者にとって、より良い環境・施設とすることを目指します。また、障がい者文化芸術についても、国際障害者交流センターと連携強化等を図ります。	
○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等(再掲)(自立支援課) 障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上と裾野拡大を図るため、競技スポーツの祭典である大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。 また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行い、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の育成を行います。	目標値(令和5年度) 大阪府障がい者スポーツ大会参加者 ,000人以上
○障がい者スポーツ指導者の養成事業等(自立支援課) 障がい者スポーツの支援や振興を図るため、中級障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣します。また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供の充実に努めます。	目標値(令和5年度) 中級障がい者スポーツ指導員登録者数:300人
○スポーツに親しむ機会の提供(自立支援課) 大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのPRを大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行う他、企業や障がい者トップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発やスポーツに親しむ機会の提供に努めます。	
(3) 芸術・文化活動に取り組む	
○芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供(自立支援課) 障がい者の個性・主体性を最大限に尊重しながら、以下の観点により施策を推進します。 ■場・機会の創出 本来、「障がい」のない世界である「文化芸術」に、誰もが参画可能な場・機会等の創出をさらに進めます。 ■市場への挑戦 「文化芸術」の分野において、アーティスト・パフォーマー及びその作品・パフォーマンスの芸術的・市場的な評価が適正に行われる環境づくりを進めます。 ■人材育成 「文化芸術」の分野で活躍するアーティスト・パフォーマーのみならず、「文化芸術」分野において障がい者が主体的に活動できる環境づくりを担う、いわば伴奏者ともいべき人材の育成を図ります。	

中間支援を展開し、府内で独自に活動する民間事業者やアーティストの有機的なネットワーク化を図るとともに、府の取組みと民間事業者等の取組みとが、「仕組み」として連携できるような環境づくりを進め、必要に応じ、国に制度改善等を求めています。	
---	--

Ⅵ 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

＜めざすべき姿＞

障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、社会全体に合理的配慮が浸透している

＜現状の評価と課題＞

障がいの有無に関わらず、全ての人々がともに支え合って暮らす社会を実現するためには、地域における多様な主体が、障がい者の命と尊厳を尊重し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を共通認識として持つことが重要です。

平成 24 年に障害者虐待防止法が施行され、平成 28 年には障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例が施行されたものの、相模原市での障がい者施設における殺傷事件をはじめ、平成 29 年に発覚した寝屋川市での監禁・死亡事件、令和元年 6 月に発覚した大阪市平野区での監禁事件、茨木市の短期入所事業所での職員による暴行・死亡事件など、近年、障がい者の命と尊厳にかかわる重篤な事件が相次いで発生しています。

近年頻発している地震・台風・集中豪雨などの自然災害や今般の新型コロナウイルス感染症の発生の状況などを踏まえると、災害等の予防・応急・復旧対策も今後ますます重要になっていきます。

「8050 問題」など障がい者を取り巻く環境が複雑化する中で、今後、こうした状況を社会全体でしっかりと受け止め、障がい者の命が奪われるような事件や虐待事案を未然に防止する対策を講じていくことが重要であり、障がい理解が浸透し、合理的配慮が当たり前提供される社会をつくっていくことが必要です。

また、ICT を活用した IT 支援機器の利用や、より専門性の高い人材養成等により、障がいのある人が、その障がい特性に応じた言語やコミュニケーション手段を活用でき、府民がその必要性を理解している社会をめざしていきます。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（１）障がいや障がい者への正しい理解を深める

- 障がいに関する府民の理解を深めるため、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施するとともに、教員等に対して子どもの発達段階に応じた教育の推進に向けた研修を実施します。特に高次脳機能障がい等について、その特性や必要な配慮に関し、府民の理解が得られるよう広報・啓発に取り組みます。また、発達障がいについては、世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間において啓発活動を行います。
- また、障がい者の暮らしや社会参加を実現するためには、合理的配慮が提供される環境づくりや企業等での障がい理解の促進が必要です。障がい者の受入れが困難と考える事業者に対して、合理的配慮の提供についての好事例や障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み等を具体的に提示するなど、更なる啓発を進めていきます。
- さらに、障がい福祉サービス事業所等において、障がい者が安心してサービスを利用できる環境を確保していくため、障がい特性に応じた研修の充実等により、障がい福祉サービス従事者等の障がい理解の促進や支援力の向上に取り組みます。

（２）障がい者の尊厳を保持する

- 大阪府障がい者差別解消条例に基づく広域支援相談員による相談、合議体における相談事例等の検証、市町村における相談体制の整備や障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進を通じて、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進します。
- 障がい者虐待の防止について、市町村における速やかな安全確認、虐待の事実確認から終結に至るまでの適切な対応、訪問等による相談支援の機会を通じた虐待の早期発見等についての相談支援事業所等への周知、関係機関で構成される虐待防止ネットワーク等の活用や虐待の増減・発生要因の分析等を通じてた虐待の傾向や虐待防止の体制・取組等の検証など、市町村における体制整備を支援していきます。

特に死亡事案等重篤事案について、警察・医療機関など関係機関との連携協力体制を確保し、事前に相談・通報がなくても、可能な限り事実確認を行った上で虐待の有無を判断することが重要です。発生要因の分析・事後検証などを通じて、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応や再発防止に努めるとともに、蓄積された事例等を自治体間で共有することにより、市町村全体の対応力向上をめざしていきます。さらに、状況が切迫していて直ちに対応が必要となる虐待事案が発生する可能性があることも踏ま

え、相談・通報の体制づくりに努めていきます。

- 障がい者の生活を支援する一つ的手段となる成年後見制度は、障がい者やその家族の高齢化によりニーズが高まっています。障がい者が経済的虐待やネグレクト等の虐待を受けるケースもある中で、後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成し、成年後見制度の活用を促進するとともに、日常生活自立支援事業等の施策の充実を図ります。
- さらに、意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、サービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際に、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障がい者の自己決定の尊重に基づいて支援に努めるとともに、成年後見の担い手を含めた関係者等に対して当該ガイドライン等の普及を図ります。

（３）安全・安心を確保する

- 近年、台風や豪雨災害が頻発し、障がい者が避難所生活をする機会が増えてきた中で、車いす利用者等が安心して避難できるような高台・上階の避難場所や福祉避難所の確保が急務となっています。音過敏などの発達障がい児者が避難所に入ることができなかったり、車いす利用者が避難所のトイレが利用できない問題も発生しているため、障がい特性を勘案しつつ、合理的配慮の浸透や避難所のバリアフリー化、障がい者用トイレの整備などを推進していきます。
- 障がい者が災害発生時に避難できなかったり、適切な支援を受けられない状況にならないように、誰にでもわかりやすい情報発信、避難行動や避難所における支援体制の確保、コミュニケーション機器の導入などの情報保障の確保を支援していきます。
- 発災時を見据えて平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じて、施設・事業所の利用者の安全確保に向けた取組が重要です。
- 平成 30 年の大阪北部地震では、一部の自治体において避難行動要支援者名簿が十分に活用されず、発災時に障がい者の安否確認が適切に実施されなかったという問題が浮き彫りになりました。避難行動要支援者名簿の活用方法の充実や個別支援計画の策定など、福祉と防災が連携し、地域でのネットワーク作りに取り組んでいきます。

- 災害発生時における避難所での長期間の生活等では、心身の状態が不安定になり、障がい者が重度化するなどの二次被害等が懸念されます。平常時とは違う状況における障がい者個々人のニーズに応じた適切な対応ができるよう、福祉サービス事業者と地域住民とが連携した支援体制を整備するなどの取組みを進めていきます。
- 医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等、難病患者にとって、避難所における電源や医薬品などの確保は必要不可欠なものであり、それら機能の確保に向けた取組みが必要です。
- さらに、地域における自主防災活動への障がい者の参加はあまり進んでいません。障がい者の方の避難時の困りごとを知ってもらうためにも、行政と地域住民、福祉事業所等が協力して、障がい者も参加する地域での避難訓練等を実施するとともに、活動の先進事例を積極的に周知していきます。
- 災害対応においては、障がい福祉サービス事業所等において、発災時等を見据えて平常時から地域住民や関係機関と緊密な関係性を構築し、利用者の安全確保に向けた取組みを推進し、発災時等は福祉避難所として地域の安全提供の拠点として機能するよう防災対策に努めていきます。また、自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症への対応など、パンデミック（感染症が世界的規模で大流行すること。）についても視野に入れる必要があり、様々な災害等について、障がい種別に応じた情報保障、避難所等の機能確保に関係機関が連携して取り組んでいきます。
- 令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症については、急速な蔓延や感染経路不明の増加や医療提供体制の逼迫により、国民の生命・健康に重大な被害を与える恐れがあるとして、令和2年4月7日に政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づいて緊急事態宣言が発出されたことに伴い、大阪府においても新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条及び第45条に基づき、外出自粛やイベントの開催自粛の要請や感染防止のための協力要請を実施し、府民の経済活動・社会活動等にも甚大な影響を及ぼしました。

とりわけ障がい福祉サービスを提供する施設・事業所において、クラスターが発生した場合には、施設等の事業継続が困難となり、障がい者の生活等にも悪影響が及ぶ可能性があることから、衛生資材の調達、応援職員の派遣やゾーニング等の技術指導などの感染予防・拡大防止・早期収束に向けた対策を支援していきます。

- 一方、障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域の防犯力の向上に取り組むとともに、犯罪発生情報のわかりやすい提供や障がい特性に応じた 110 番通報手段の広報など、障がい者の犯罪被害を防止する取り組みを行います。

（４）十分な情報・コミュニケーションを確保する

- 令和２年６月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの意思疎通支援や、災害発生時における障がい者への正確でわかりやすい情報発信など、障がい者への情報保障の確保や府内の公立図書館等と連携した読書バリアフリー法への対応に取り組めます。
- 先進技術の活用により、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上のほか、社会における障がい理解の促進が期待される他、障がい特性や年齢に対応した、利便性の高い、有効な意思疎通支援や情報保障、情報アクセシビリティの確保を充実させていきます。
- 意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障は必要不可欠なものであり、障がい者施策推進協議会に設置されている「意思疎通支援部会」での議論も踏まえ、意思疎通支援に関する施策のより一層の充実を図っていきます。
- また、意思疎通が困難な障がい者に対して、各種 IT 支援機器を用いた意思疎通や社会参加を支援するとともに、市町村での IT 講習会の開催支援等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との間の情報格差の解消に取り組めます。

障害者差別解消法制定時に事業者による合理的配慮の提供について努力義務とされていたことなどを踏まえ、平成 28 年 4 月に施行された大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（大阪府障がい者差別解消条例）においても努力義務としたところです。

しかしながら、法・条例施行から 3 年以上が経過し、合理的配慮の概念が浸透してきたこと、障害者権利条約では義務化されていることや既に一部の都道府県において義務化されていることから、令和 3 年 4 月から大阪府において事業者による合理的配慮の提供を義務化しました。

義務化されることにより、事業者へ法の理念がより浸透し、事業者と当事者との間において建設的対話が促進されることで、差別解消の実効性が担保されることが期待されます。

	法 律		条 例
	行政機関等	事業者	行政機関等／事業者
不当な差別的取扱い	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)
合理的配慮の提供	法的義務 (しなければなりません)	努力義務 (行うよう努めなければなりません)	法的義務 (しなければなりません)

(※) 不当な差別的取扱い

障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供をしないこと

＜例＞店に入ろうとした際に車椅子を利用していることを理由に断られた。

(※) 合理的配慮

障がい者に合った必要な工夫などを行うことであり、過重な負担がないにも関わらず配慮しないことは差別となる

＜例＞窓口で視覚障がいがあることを伝えたにも関わらず、書類を渡すだけで読み上げない

リーフレットや障がい者差別解消ガイドラインの配布、府ホームページによる情報発信などを通じて、事業者に対して合理的配慮への理解促進に向けて周知し、合理的配慮に関する事例を積み重ね、事例ごとの考え方を提供するとともに、当事者団体に対しても制度の正しい理解の促進に向けた啓発に取り組んでいきます。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)障がいや障がい者への正しい理解を深める ①障がいや障がい者についての広報・啓発	
○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施(障がい福祉室) 障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を進めるため、障がい者週間(12月3日～9日)を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。 また、事業者における合理的配慮の理解が進むよう啓発に取り組む他、障がい福祉サービス従事者等を対象にした障がい特性に応じた研修の充実・強化等、主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。 ・大阪ふれあいキャンペーン 小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布 ・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰 ・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント ・「ヘルプマークの普及・啓発」 ・「心のバリアフリー推進事業」	目標値 ・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校3年生に配布 ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施
○発達障がいに対する理解促進(地域生活支援課) 発達障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、啓発冊子の作成の他、世界自閉症啓発デー(4月2日)における府内の主要施設のブルーライトアップや発達障がい啓発週間(4月2日から8日)における発達障がいに係る講演会等府民向けへの継続的な啓発活動を進めていきます。	
○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発(地域生活支援課) 高次脳機能障がいの特性と特性に応じた合理的な配慮についての理解がより広く浸透し、深まっていくよう、府民への継続的な啓発活動を進めていきます。	目標値(令和5年度まで) 府民向けに啓発リーフレットを配布する等の啓発イベントを実施 1回/年
○人権教育・啓発活動の推進(人権企画課) 障がい者の人権をはじめ、様々な人権問題について府民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、合理的配慮が実践される環境づくりに向け、人権教育・啓発を推進します。	
○大阪府職員に対する研修(人事課) 車椅子や白杖での福祉介助の体験等により、公務員として不可欠な福祉感覚を養うこと、また、点字体験、聴覚障がい疑似体験を通じて、視覚・聴覚障がい者への理解を深めることを目的に、新規採用職員等に対する研修を実施します。 また、職場研修の推進役として、人権問題への認識を深め、職場研修の指導者を養成し、さらにその向上を図ることを目的に、新任課長補佐級職員を対象とした研修を実施します。 その他、主事・技師級職員研修Ⅲ(福祉体験)や人権研修指導者養成研修(部落解放・人権大学講座派遣)、聴覚障がい者に関する理解を深める研修(手話)及び視覚障がい者に関する理解を深める研修(点字)等を実施します。	目標値 ・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に、公務員として不可欠な福祉感覚を養い、障がい者への理解を深める研修を実施 ・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施
○大阪府警察職員に対する研修(府警本部総務課) 障害者差別解消法の理解を深める研修の実施や関係資料の配付などを通して、障がい者や障がいに対する大阪府警察職員の理解を深めていく。	
(1)障がいや障がい者への正しい理解を深める ②障がい者理解を深める教育の推進	

○障がい理解教育の推進(小中学校課、高等学校課) 人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点に立ち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。 全ての小・中学校・高校の児童生徒が、障がいや障がい児(者)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。 総合的な学習の時間や教科学習等の教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進するとともに、福祉・ボランティアにかかわる活動を充実します。	目標値 ・全小・中学校で障がい理解教育の実施 ・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施(小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握) ・全府立高等学校で障がい理解教育の実施 ・合同の研修会の実施(年1回)
○教員研修の充実(高等学校課) 大阪府教育センターにおいて、子どもの発達段階に応じて、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施します。 高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。	目標値(令和8年度) 全府立高校が「高等学校における支援教育コーディネーター研修」を受講
○社会教育指導者研修の充実(地域教育振興課) 市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、様々な教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実を努めます。 ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート(参加者の気づきを促し、学びを深める)スキルの向上	
(2)障がい者の尊厳を保持する ①障がい者差別の解消	
○障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み(障がい福祉企画課) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するために、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会や合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を公表するなどして、障がい者差別解消の取組みの充実を図ります。 また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村における相談への対応力の強化が図られるように、府における検証の成果の提供や技術的な助言等による支援を行います。 さらに、市町村の相談機関職員等を対象に、障がい者差別解消支援地域協議会の意義や役割等についての研修を行い、市町村での障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に取り組みます。 加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進を目指します。	目標値(令和8年度) 支援地域協議会未設置全市町村への働きかけ
○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進(小中学校課) 市町村教育委員会に対して、人権侵害を許さない学校体制の確立と人権侵害事象が生じた場合の適切な対応について徹底します。 各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口について、周知を図ります。 福祉と教育との連携促進や学校における専門家活用によるチーム支援の充実を図るとともに、市町村教育委員会を通じ、すべての教職員が、児童虐待に対する理解を深め、迅速かつ適切な対応について徹底します。	目標値 すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施
(2)障がい者の尊厳を保持する ②障がい者虐待等の防止	

○障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み(障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮できるよう、市町村の状況を把握し、障がい者虐待の未然防止及び早期発見のための後方支援や連絡調整、専門的に従事する市町村職員等の対応力向上に取り組みます。 障害者虐待防止法に基づき、関係機関や市町村、法的観点及び福祉の観点を踏まえた専門職との連携協力体制を確保します。また、大阪府障がい者自立支援協議会虐待防止推進部会を開催し、虐待の増減・発生要因や虐待防止に関する課題等について分析・協議を行うとともに、必要に応じて虐待事案の個別ケース検討を行い、関係機関とのネットワーク整備に努めます。 さらに、市町村及び障がい者虐待防止センター職員を対象とした虐待防止研修を実施し、職員の対応力向上に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所の管理者等を対象とした虐待防止研修を実施し、事業所における権利擁護の取組みの充実強化を図ります。 また、事業所への集団指導や新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待の防止について指導等を行います。	目標値(令和8年度) ・市町村に対して、障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促す ・すべての市町村の職員を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(2回/年) ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(1回/年)
○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み(生活基盤推進課) 障がい児入所施設における権利擁護の取組みや虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。	
○地域における児童虐待防止ネットワークの推進(家庭支援課) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげるため、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。	
(2)障がい者の尊厳を保持する ③権利擁護の充実	
○権利擁護施策の充実(地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課) 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者の権利擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。 成年後見制度における市長申立が実施されるよう申立研修を実施するとともに、成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村への周知を図ります。 また、制度の担い手として身近な住民による「市民後見人」の養成や地域における公益的な取組としての社会福祉法人による法人後見の確保及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。	
○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進(地域福祉課) 福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会(社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置)が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。 大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。	
○福祉サービス第三者評価事業の推進(地域福祉課) 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。	
○障がい者110番事業の実施(自立支援課) 障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からの様々な相談に対し、専門機関との連携を図りながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 常設の相談窓口の設置だけでなく、FAX や留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報に努めるなど、利用の促進を図ります。	

○消費生活情報の提供の充実(消費生活センター) 悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市消費生活情報「くらしす」と掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』の配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。 また、消費者被害防止に向け、地域住民や地域の関係団体で構成される消費者安全確保地域協議会等の見守りネットワークの市町村における設置を支援します。	
(2)障がい者の尊厳を保持する ④発達障がい児者の司法関係における支援	
○発達障がい児者の司法関係における支援(地域生活支援課) 発達障がい児者の刑事事件等に係る司法手続の場面において、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮など適切な手続きが進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に実践に結びつくような研修や啓発の取組について関係機関等へ働きかけていきます。	
○意思決定支援の質の向上(地域生活支援課) 意思決定支援ガイドライン等を踏まえた障がい者の自己決定の尊重に基づく支援について、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて普及を図ります。	
(3)安全・安心を確保する ①防災の推進	
○福祉避難所の必要数の確保等に関する市町村への働きかけ(災害対策課) 要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し、福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。	目標値(令和8年度) 福祉避難所について必要な数と種類の検討
○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進(防災企画課、障がい福祉企画課) 自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用して、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組めます。 また、避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組めます。	
○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課) 避難所の適切な QOL の確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。 また、必要に応じ市町村担当者を交えた検討会を設置し、様々な障がい特性への対応方法等を含め、更なるマニュアルの充実に努めます。	目標値(令和8年度) すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う
○市町村における福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 福祉避難所について、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携して市町村や事業所に対して働きかけます。 また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる要配慮者の利用に配慮した設備等や介護職員等の確保を働きかけます。 さらに、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受け入れ態勢の整備に働きかけます。	目標値(令和8年度) 福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保をめざす
○緊急放送等における配慮の要請(災害対策課、障がい福祉企画課) 緊急放送等において災害情報が確実に障がい者に伝わるよう、要配慮者に配慮した放送がなされるよう、各放送局に対する要請に取り組めます。	目標値(令和8年度) さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく

○社会福祉施設における災害・避難対策の促進(福祉総務課) 社会福祉施設の集団指導等において、ガイドラインの周知・啓発を実施し、各施設間での応援協定締結を促していきます。	目標値 ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進
○災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化(地域福祉課) 災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉的支援を行う民間の福祉専門職で構成する大阪DWATの充実・強化を進めます。	目標値(令和5年度) 大阪DWATのメンバーを対象に知識向上を目的とした研修の実施や派遣に向けた想定訓練の実施
○新型コロナウイルス感染症における社会福祉施設等のクラスター対策の促進(社会援護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、介護事業者課、子育て支援課、家庭支援課) 新型コロナウイルス感染症について、障がい福祉サービスを提供する施設・事業所などの社会福祉施設等においてクラスターが発生し、事業継続が困難となった場合、衛生資材の調達、応援職員の派遣やゾーニング等の技術指導などの対策を支援していきます。	
(3)安全・安心を確保する ②防犯の推進	
○地域防犯力の向上(治安対策課) 誰もが安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う地域安全センター(府内全小学校区に設置)を中心に、合同見守り活動や防犯教室の実施などによる防犯ボランティア活動の活性化を図るなど地域防犯力のさらなる向上に取り組めます。	
○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化(府警本部広報課) ホームページの新規作成や更新等にあたって、JIS規格に準拠したアクセシビリティに配慮したページ作りを実施するなど常時ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。	
○緊急時における110番通報手段の広報(府警本部広報課、府警本部通信指令室) 「広報コーナー」や「コミュニティプラザ」の施設見学者や一般来場者に対して、「ファックス110番」「メール110番」の使用方法を説明の上、広報します。 また、大阪府警察ホームページの中に「聴覚や言語に障がいのある方のための110番」の項目を設け、「ファックス110番」や「メール110番」の使用方法・注意点等を含め、具体的にわかりやすく広報します。	
(4)十分な情報・コミュニケーションを確保する	
○支給決定に係るコミュニケーション支援(障がい福祉企画課) コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。	
○府政情報の提供の充実(障がい福祉企画課・府政情報室) 府政に関する情報について、障がい特性に配慮して府民に提供するとともに、必要に応じて府政情報の点字化や音声化、テロップ、手話の導入の他、使いやすいホームページづくりに努めます。 災害時等においては、関係部局とも連携しながら、府ホームページやSNS等の広報媒体を活用して、正確でわかりやすい情報発信に努めます。	
○大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの運営(自立支援課) 府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者や失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。	

○視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等(自立支援課、地域教育振興課) 令和2年6月に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの意思疎通支援等に取り組んでいきます。 障がい者への情報保障機会を確保するため、視聴覚障がい者情報提供施設において、点字や映像コンテンツによる情報提供を行います。また、府内の公立図書館等と連携した読書バリアフリー法への対応も行っていきます。 意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。	目標値 現在精査中
○大阪府 IT ステーションを拠点とした取組み(自立支援課) 市町村等が実施する基礎的な IT 講習会について、必要に応じて大阪府が養成した IT サポーターを派遣し、市町村での開催を支援します。さらに、移動が困難で、かつ各種 IT 支援機器を利用することにより、意思疎通が可能となる重度の障がい児者に対して、IT サポーターを派遣し、IT 支援機器を活用した意思疎通と就労準備性(働くことについての理解・生活習慣・作業遂行能力や対人関係のスキルなど基礎的な能力)の向上を支援します。	

第4章

第6期大阪府障がい福祉計画

第2期大阪府障がい児福祉計画

数値目標及び見込量について

＊ 数値目標及び見込量等については、各市町村の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に記載されていない場合があります。

1. 成果目標等

＜第6期大阪府障がい福祉計画＞

（1）施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値
令和元年度末の入所者数(A)	4,767人
令和5年度末の入所者数(B)	4,634人
【目標値】 施設入所者削減数(A－B)	133人 (2.8%)
【目標値】 地域生活移行者数	320人 (6.7%)

国の基本指針においては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することとするともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府の目標値は、府内市町村のこれまでの実績等を踏まえ、令和元年度末時点から令和5年度末までに「地域移行者数6%以上」「施設入所者削減数1.6%以上」とすることを基本とし、各市町村が入所施設利用者のニーズ等を把握して設定した目標値を積み上げて設定します。

なお、地域移行者数及び施設入所者削減数に係る目標値やサービス見込量（施設入所支援、生活介護及び就労維

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数

項 目	数 値
【目標値】 令和5年度末の精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日

国の基本指針においては、令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とし、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿って、令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を316日以上とすることを目標として設定します。

②精神病床における1年以上長期入院患者数

項 目	数 値
令和元年6月末の長期入院患者数(A)	9,113人
【目標値】 令和5年6月末の長期入院患者数(B)	8,688人
減少数(A-B)	425人

国の基本指針においては、国が提示する推計式を用いて、令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を成果目標として設定することとされています。

大阪府としては、直近の入院患者の推移や長期入院患者の割合を踏まえ、令和5年6月末時点での1年以上長期入院患者の数を8,688人とすることを目標として設定します。

③精神病床における早期退院率

項 目	数 値	項 目	数 値
【目標値】 令和5年度 入院後3ヶ月時点の退院率	69%	【目標値】 令和5年度 入院後1年時点の退院率	92%
【目標値】 令和5年度 入院後6ヶ月時点の退院率	86%		

国の基本指針においては、入院中の精神障がい者の退院に関する成果目標として、令和5年度における入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点の退院率を以下のように設定しています。

- ① 入院後3ヶ月時点の退院率 69%以上
- ② 入院後6ヶ月時点の退院率 86%以上
- ③ 入院後1年時点の退院率 92%以上

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに①については69%以上、②については86%以上、③については92%以上とすることを目標として設定します。

（3）地域生活支援拠点等有する機能の充実

項 目	目 標
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備し、年1回以上運用状況を検証・検討

国の基本指針においては、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備し、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府においては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに全市町村または各圏域に、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備するとともに、年1回以上運用状況を検証・検討することを目標として設定し

（4）福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数

項 目	数 値	項 目	数 値
【目標値】 令和5年度中の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	令和元年度実績の1.27倍	【目標値】 令和5年度中の就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数	令和元年度実績の1.26倍
【目標値】 令和5年度中の就労移行支援等を通じた一般就労移行者数	令和元年度実績の1.30倍	【目標値】 令和5年度中の就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数	令和元年度実績の1.23倍

国の基本指針においては、令和5年度中の就労移行支援等（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数について、令和元年度実績の1.27倍以上とすることなどを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度中の就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.27倍以上、就労移行支援を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.26倍以上、就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数について令和元年度実績の1.23倍以上とすることを目標として設定します。

②就労定着支援の利用者数

項 目	数 値
【目標値】 令和5年度の就労定着支援の利用率	7割
【目標値】 令和5年度の就労定着支援の就労定着率	就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上

国の基本指針においては、令和5年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数のうち、7割が就労定着支援を利用し、就労定着支援の就労定着率については就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所が全体の7割以上とすることを基本として、成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援を利用し、就労定着支援の就労定着率については、就労定着率が8割以上の就

③就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

項 目	数 値
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	現在精査中

大阪府は全国と比べて工賃実績が低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、就労継続支援B型の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準を設定することが望ましいとされています。

このため大阪府では、工賃の平均額について成果目標を設定することとし、就労継続支援B型事業所が設定した

(5) 相談支援体制の充実・機能強化等

項 目	数 値
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	令和5年度末までに 全市町村で設置

国の基本指針においては、令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援等を実施する体制を確保することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和5年度末までに全市町村に基幹相談支援センターを設置することを目標として設定します。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項 目	数 値
【目標値】 障がい福祉サービス等の質の向上	集団指導の場で注意喚起 市町村との連携体制の構築 協議の場の設置

国の基本指針においては、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和5年度末までに報酬請求に係るエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、以下のとおり成果目標を設定します。

- ・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- ・不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築します。
- ・都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導に

<第2期大阪府障がい児福祉計画>

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

①児童発達支援センターの設置

項 目	数 値
【目標値】 令和5年度末 市町村等数	43

(参考) 整備予定箇所数
65

国の基本指針においては、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、成果目標を設定しています(市町村単独での設置が困難な場合には圏域による共同設置も可)。

大阪府としては、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として成果目標を設定します(市町村単独での設置が困難な場合には複数市町村が共同で利用体制を構築することも可)。

②保育所等訪問支援の充実

項 目	数 値
【目標値】 令和5年度末 市町村等数	43

(参考) 整備予定箇所数
123

国の基本指針においては、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるなど、令和5年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として成果目標を設定します。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

項 目
【目標値】 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

国の基本指針においては、令和5年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、福祉情報コミュニケーションセンターを中核支援拠点として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携により、聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児に係る相談支援や手話の獲得支援を担う専門人材の養成・派遣など、難聴児支援を推進する。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項 目	数 値	(参考) 整備予定箇所数
【目標値】 令和5年度末 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保(市町村等数)	43	98
【目標値】 令和5年度末 主に重症心身障がい児を支援する度末 放課後等デイサービス事業所の確保(市町村等数)	43	124

国の基本指針においては、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することが基本として成果目標を設定しています(市町村単独での確保が困難な場合には圏域での確保も可)。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに各市町村において主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されることを基本として目標を設定します。

(4) 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の設置

項 目	数 値	項 目	数 値
【目標値】 令和5年度末 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(大阪府)	1	【目標値】 令和5年度末 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(市町村)	43
【目標値】 令和5年度末 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場(保健所圏域)	18	【目標値】 令和5年度末 医療的ケア児等コーディネーターの配置(市町村)	福祉関係1名 医療関係1名

国の基本指針においては、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として成果目標を設定しています。

大阪府としては、国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を各市町村で設置し、医療的ケア児等コーディネーターについて、少なくとも福祉関係1名、医療関係1名を基本に、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本として目標を設定します。

■成果目標

[illegible]

2. 区域設定

＜第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画＞

サービス種別	区 域
療養介護 施設入所支援 障がい児入所支援	大阪府域
日中活動系サービス 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 ＊療養介護を除く 障がい児通所支援 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	大阪市(大阪市) 豊能北(池田市、箕面市、豊能町、能勢町) 豊能豊中(豊中市) 豊能吹田(吹田市) 三島(茨木市、摂津市、島本町) 三島高槻(高槻市) 各障がい保健福祉圏域 北河内枚方(枚方市) 北河内寝屋川(寝屋川市) 北河内西(守口市、門真市) 北河内東(大東市、四條畷市、交野市) 南河内八尾(八尾市) 南河内東大阪(東大阪市) 南河内北(松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市) 南河内南(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村) 堺市(堺市) 泉州北(泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町) 泉州中(岸和田市、貝塚市) 泉州南(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)
訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援) 短期入所 自立生活援助、共同生活援助(グループホーム) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 障がい児相談支援	各市町村域

障害者総合支援法及び児童福祉法では、都道府県が定める区域ごとに、サービス等の見込量を定め、その確保を図っていくこととされています。

この区域設定については、利用者に最も身近でサービス提供の実施主体となっている市町村を基本的な単位としつつも、利用者の状況やサービス供給基盤の整備状況、需給バランス等を踏まえて、上記のとおり設定します。

3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）
（大阪府域）

* 月当たりの見込量を示しています。

障がい福祉サービス		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
訪問系サービス	居宅介護	621,321	時間	653,802	時間	611,605	時間
		31,300	人	32,794	人	34,365	人
	重度訪問介護	437,068	時間	446,750	時間	457,731	時間
		2,902	人	2,960	人	3,024	人
	同行援護	95,882	時間	97,651	時間	99,428	時間
		3,655	人	3,716	人	3,783	人
	行動援護	29,394	時間	32,851	時間	37,174	時間
日中活動系サービス		1,187	人	1,332	人	1,502	人
	重度障がい者等包括支援	2,007	時間	2,067	時間	2,127	時間
		10	人	10	人	10	人
	合計	1,185,672	時間	1,233,120	時間	1,284,571	時間
		39,054	人	40,812	人	42,684	人
	短期入所	37,158	人日分	39,308	人日分	41,608	人日分
		6,067	人	6,411	人	6,779	人
居住系サービス	生活介護	420,425	人日分	433,418	人日分	25,154	人日分
		23,619	人	24,360	人	25,154	人
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	22,967	人日分	24,790	人日分	26,842	人日分
		1,661	人	1,785	人	1,927	人
	就労移行支援	63,643	人日分	66,588	人日分	69,733	人日分
		4,373	人	4,600	人	4,839	人
	就労継続支援(A型)	115,724	人日分	119,840	人日分	124,250	人日分
相談支援		6,871	人	7,134	人	7,420	人
	就労継続支援(B型)	306,289	人日分	322,111	人日分	339,297	人日分
		19,585	人	20,580	人	21,637	人
	就労定着支援	1,611	人	1,827	人	2,086	人
	療養介護	1,053	人	1,057	人	1,064	人
	自立生活援助	188	人	211	人	241	人
	共同生活援助(グループホーム)	7,396	人	7,882	人	8,414	人
相談支援	施設入所支援	3,402	人	3,386	人	3,362	人
	計画相談支援	23,265	人	25,659	人	28,105	人
	地域移行支援	135	人	150	人	175	人
相談支援	地域定着支援	1,153	人	1,289	人	1,434	人

障がい児支援		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
障がい児通所支援	児童発達支援	101,329	人日分	112,159	人日分	123,497	人日分
		11,392	人	12,399	人	13,490	人
	医療型児童発達支援	3,936	人日分	3,991	人日分	4,059	人日分
		456	人	462	人	470	人
	放課後等デイサービス	293,936	人日分	325,147	人日分	357,384	人日分
		27,150	人	29,944	人	32,671	人
障がい児相談支援	保育所等訪問支援	1,978	回	2,639	回	3,484	回
		1,197	人	1,583	人	2,103	人
	居宅訪問型児童発達支援	191	回	185	回	190	回
障がい児入所支援		74	人	84	人	70	人
	障がい児相談支援	7,221	人	8,617	人	10,363	人
	福祉型障がい児入所支援	508	人	510	人	512	人
障がい児入所支援	医療型障がい児入所支援	273	人	273	人	512	人

福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	2,741人
障がい者に対する職業訓練の受講者数	663人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	5,454人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	834人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	2,741人

発達障がい者に対する支援	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	7	回	7	回	7	回
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	8,252	件	8,321	件	8,390	件
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	1,195	件	1,195	件	1,195	件
発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数						
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	322	件	322	件	322	件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1,659	人	1,726	人	1,758	人
ペアレントメンターの人数	97	人	102	人	121	人
ピアサポート活動への参加人数	195	人	203	人	221	人

(障がい保健福祉圏域別)

市町村	生活介護						自立訓練					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大塚市	7,320	123,645	7,525	127,107	7,736	130,666	401	6,223	411	6,391	422	6,564
豊能北	670	12,215	694	12,613	713	12,958	42	734	47	815	50	867
豊能豊中	1,228	20,835	1,253	21,355	1,279	21,889	41	570	43	594	45	618
豊能牧田	996	17,068	1,016	17,159	1,038	17,252	113	1,836	138	2,242	171	2,763
三島	925	15,952	947	16,324	970	16,712	57	715	62	776	67	839
三島高槻	1,049	19,896	1,074	20,371	1,096	20,789	72	819	76	869	81	922
北河内牧方	995	18,467	1,022	18,969	1,051	19,498	46	763	48	797	49	816
北河内磯屋川	731	13,598	743	13,784	755	13,971	78	968	81	1,016	84	1,063
北河内西	780	13,165	799	13,534	818	13,901	50	781	53	821	57	870
北河内東	727	12,880	735	13,000	743	13,138	53	769	58	842	64	917
中河内南	673	13,162	700	13,554	722	14,044	69	964	70	978	71	992
中河内東大阪	1,392	23,609	1,414	23,973	1,437	24,356	265	2,354	278	2,494	292	2,641
南河内北	944	17,916	991	18,804	1,040	19,719	42	709	49	832	60	1,026
南河内南	768	14,485	796	14,997	831	15,635	57	971	66	1,125	74	1,278
堺市	2,302	43,918	2,444	46,639	2,615	49,886	119	1,502	130	1,642	145	1,826
泉州北	686	13,030	710	13,506	740	14,053	55	862	64	1,019	74	1,197
泉州中	768	13,798	806	14,396	853	15,098	42	447	45	454	48	460
泉州南	665	12,786	691	13,333	717	13,859	59	980	66	1,083	73	1,183
合計	23,619	420,425	24,360	433,418	25,154	447,424	1,661	22,967	1,785	24,790	1,927	26,842

市町村	就労移行支援						就労継続支援(A型)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大塚市	1,526	23,636	1,543	23,896	1,560	24,159	2,755	47,358	2,791	47,974	2,827	48,598
豊能北	115	1,972	126	2,152	138	2,349	138	2,698	150	2,934	160	3,133
豊能豊中	215	3,217	230	3,420	244	3,640	273	4,926	282	5,088	292	5,269
豊能牧田	165	2,335	182	2,382	202	2,444	237	3,859	277	4,270	324	4,740
三島	183	2,713	195	2,882	207	3,056	344	3,597	371	3,825	398	4,061
三島高槻	223	2,007	239	2,151	256	2,304	227	3,292	254	3,698	285	4,133
北河内牧方	160	2,552	166	2,646	173	2,755	185	3,457	192	3,587	199	3,717
北河内磯屋川	130	2,120	133	2,169	136	2,218	124	2,208	124	2,208	124	2,208
北河内西	175	2,339	183	2,492	190	2,658	259	4,208	273	4,454	287	4,730
北河内東	99	1,573	107	1,702	120	1,852	219	4,074	234	4,343	250	4,612
中河内南	99	1,583	102	1,630	105	1,677	261	4,662	261	4,702	263	4,742
中河内東大阪	473	4,181	520	4,535	572	4,924	489	6,349	490	6,367	492	6,397
南河内北	123	1,966	135	2,154	146	2,323	288	5,402	299	5,576	307	5,730
南河内南	92	1,483	98	1,564	102	1,631	185	3,362	189	3,422	198	3,544
堺市	309	5,005	333	5,471	360	6,036	403	7,472	413	7,658	423	7,843
泉州北	108	1,715	119	1,902	131	2,077	205	3,646	227	4,047	255	4,512
泉州中	81	1,508	86	1,603	90	1,711	132	2,492	152	2,890	175	3,364
泉州南	97	1,738	103	1,837	107	1,919	147	2,662	155	2,797	161	2,917
合計	4,373	63,643	4,600	66,588	4,839	69,733	6,871	115,724	7,134	119,840	7,420	124,250

市町村	就労継続支援(B型)						就労定着支援		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人／月	人／月
大塚市	5,708	88,109	5,794	89,431	5,881	90,772	510	577	653
豊能北	351	5,750	363	5,965	376	6,236	30	35	40
豊能豊中	558	8,267	583	8,631	610	9,025	86	97	108
豊能牧田	414	6,105	428	6,192	442	6,281	61	70	81
三島	620	9,698	649	10,105	677	10,519	83	88	96
三島高槻	594	7,603	629	8,051	667	8,538	174	179	190
北河内牧方	699	9,299	724	9,626	747	9,928	35	36	37
北河内磯屋川	434	6,643	455	6,961	476	7,281	66	76	86
北河内西	703	10,665	730	11,101	759	11,576	46	71	108
北河内東	417	6,832	435	7,096	452	7,380	50	57	64
中河内南	851	12,537	917	13,502	983	14,467	33	42	54
中河内東大阪	1,500	20,151	1,609	21,621	1,726	23,464	182	191	202
南河内北	677	11,281	709	11,820	744	12,396	54	64	73
南河内南	791	13,104	841	13,946	892	14,784	33	42	50
堺市	2,543	42,078	2,765	45,762	3,008	49,780	110	135	168
泉州北	966	16,886	1,058	18,445	1,166	20,231	26	31	37
泉州中	875	15,187	964	16,959	1,062	18,964	13	13	13
泉州南	884	16,094	927	16,897	969	17,675	19	23	26
合計	19,585	306,289	20,580	322,111	21,637	339,297	1,611	1,827	2,086

市町村	児童発達支援						医療型児童発達支援					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	4,215	47,493	4,779	55,144	5,403	63,285	34	326	34	326	34	326
豊能北	386	3,102	440	3,514	506	4,005	9	77	10	84	11	91
豊能豊中	646	4,296	719	4,781	791	5,260	5	43	5	43	5	43
豊能枚田	507	4,053	537	4,295	569	4,553	55	660	55	660	55	660
三島	664	3,345	668	3,375	672	3,405	103	720	103	720	104	725
三島高槻	752	3,438	827	3,747	910	4,085	50	264	50	264	50	264
北河内枚方	239	2,188	244	2,233	250	2,288	21	96	21	96	22	100
北河内寝屋川	162	1,474	164	1,492	166	1,511	30	294	32	314	34	333
北河内西	351	2,335	383	2,549	415	2,764	1	23	1	23	1	23
北河内東	256	2,130	272	2,242	288	2,355	18	174	18	174	18	174
中河内南	256	3,134	263	3,228	270	3,324	28	259	30	271	31	284
中河内東大阪	303	2,818	307	2,855	311	2,892	26	244	29	273	32	301
南河内北	446	3,555	496	3,805	551	4,068	2	31	2	31	2	31
南河内南	384	3,321	420	3,648	456	3,975	0	0	0	0	0	0
堺市	904	5,801	914	5,866	924	5,930	52	409	51	401	50	393
泉州北	367	3,359	389	3,534	412	3,714	2	39	2	39	2	39
泉州中	266	2,668	283	2,983	291	3,110	20	277	19	272	19	272
泉州南	288	2,819	294	2,868	305	2,973	0	0	0	0	0	0
合計	11,392	101,329	12,399	112,159	13,490	123,497	456	3,936	462	3,991	470	4,059

市町村	放課後等デイサービス						保育所等訪問支援					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	5,708	88,109	5,794	89,431	5,881	90,772	662	1,131	961	1,663	1,396	2,377
豊能北	1,943	29,820	2,023	30,893	2,105	32,061	12	14	17	21	20	25
豊能豊中	594	7,603	629	8,051	667	8,538	20	28	26	39	31	49
豊能枚田	699	9,299	724	9,626	747	9,928	5	17	5	19	5	19
三島	1,554	24,140	1,620	25,158	1,687	26,237	61	61	74	68	88	80
三島高槻	851	12,537	917	13,502	983	14,467	15	45	17	49	16	53
北河内枚方	1,500	20,151	1,609	21,621	1,726	23,464	0	78	0	80	0	82
北河内寝屋川	677	11,281	709	11,820	744	12,396	7	14	8	16	9	18
北河内西	3,334	55,182	3,606	59,708	3,900	64,564	25	9	27	9	29	9
北河内東	2,725	48,167	2,949	52,301	3,197	56,870	16	22	18	24	20	26
中河内南	19,585	306,289	20,580	322,111	21,637	339,297	14	27	19	38	25	49
中河内東大阪	0	0	0	0	0	0	10	13	13	16	16	20
南河内北	0	0	0	0	0	0	23	27	25	29	28	32
南河内南	5,754	58,944	6,475	67,734	7,269	77,103	117	173	130	191	143	210
堺市	664	3,345	668	3,375	672	3,405	80	120	90	135	100	150
泉州北	1,504	9,435	1,618	10,021	1,741	10,648	57	61	68	72	79	83
泉州中	512	5,264	535	5,470	558	5,679	7	60	9	75	11	93
泉州南	2,670	21,522	2,809	22,691	2,945	23,689	66	78	76	95	87	109
合計	50,274	711,088	53,265	753,512	56,459	799,119	1,197	1,978	1,583	2,639	2,103	3,484

市町村	居宅訪問型児童発達支援						障がい児相談支援		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		3年度	4年度	5年度
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	22	72	22	72	22	72	2,824	3,688	4,815
豊能北	4	9	5	11	5	11	90	119	171
豊能豊中	2	12	2	12	2	12	90	100	110
豊能枚田	4	20	4	20	4	20	427	533	666
三島	17	22	23	9	7	9	183	208	233
三島高槻	1	1	2	2	2	3	142	145	149
北河内枚方	0	0	0	0	0	0	42	43	44
北河内寝屋川	2	4	3	6	4	8	73	83	93
北河内西	2	6	2	6	2	6	394	426	458
北河内東	0	0	0	0	0	0	131	149	171
中河内南	1	2	1	2	1	2	45	63	88
中河内東大阪	9	18	10	20	11	22	1,367	1,431	1,498
南河内北	1	5	1	5	1	5	215	237	259
南河内南	2	4	2	4	2	4	200	227	260
堺市	1	2	1	2	1	2	537	664	804
泉州北	3	11	3	11	3	11	175	193	214
泉州中	1	1	1	1	1	1	126	134	142
泉州南	2	2	2	2	2	2	160	174	188
合計	74	191	84	185	70	190	7,221	8,617	10,363

(市町村別)

(1) 訪問系サービス

① 訪問系サービス合計 (訪問系サービス合計、居宅介護、重度訪問介護)

市町村	訪問系サービス合計						居宅介護						重度訪問介護					
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度	
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
大塚市	17,599	600,857	18,482	622,674	19,421	646,042	13,959	295,993	14,635	315,233	15,455	335,723	1,884	257,427	1,897	257,695	1,910	257,943
津田市	258	7,695	269	7,985	281	8,265	219	4,530	228	4,680	238	4,850	5	2,400	6	2,490	7	2,580
箕面市	325	15,912	342	17,417	359	18,925	263	6,136	275	6,382	287	6,630	18	8,599	20	9,776	22	10,955
墨江町	31	740	33	780	35	820	25	570	27	610	29	650	1	120	1	120	1	120
熊野町	21	373	21	373	21	373	19	314	19	314	19	314	1	30	1	30	1	30
豊中市	1,791	61,951	1,897	64,327	2,010	66,946	1,549	33,573	1,647	34,501	1,752	35,481	73	23,494	78	24,969	83	26,635
茨田市	1,156	28,884	1,215	30,051	1,282	31,333	837	16,476	860	16,700	884	16,950	21	4,484	22	4,473	23	4,962
茨本市	598	20,996	622	22,101	650	23,279	494	9,093	516	9,539	539	10,006	29	9,872	30	10,490	33	11,157
茨本市	193	4,717	200	4,850	207	4,990	152	2,394	156	2,445	161	2,518	5	1,750	5	1,785	5	1,820
島本町	84	1,522	90	1,605	98	1,853	75	1,101	81	1,184	87	1,267	2	280	2	280	3	420
島本町	985	17,639	994	18,306	1,003	18,929	830	10,398	839	10,606	847	10,818	15	5,077	17	5,491	19	5,905
枚方市	1,020	37,357	1,052	38,227	1,086	39,406	855	25,929	884	26,722	914	27,508	27	7,707	27	7,707	28	8,023
津田川市	744	21,791	767	22,468	790	23,145	581	12,080	597	12,355	613	12,628	51	5,702	54	5,957	57	6,213
守口市	665	14,104	676	14,445	688	14,805	460	6,330	465	6,395	470	6,460	65	4,890	68	5,109	71	5,328
西宮市	454	9,264	455	9,590	458	9,969	345	5,458	346	5,724	348	6,014	22	1,971	23	2,054	24	2,140
大東市	273	8,019	282	8,383	292	8,771	204	4,712	212	5,052	220	5,392	14	1,946	14	1,946	14	1,946
西條郡市	195	2,859	195	2,879	195	2,879	173	1,778	173	1,798	173	1,798	6	816	6	816	6	816
交野市	212	5,224	215	5,273	218	5,323	176	4,037	179	4,086	182	4,136	2	170	2	170	2	170
八尾市	1,068	28,320	1,152	30,727	1,236	33,135	914	19,825	992	21,530	1,070	23,236	24	5,100	27	5,727	30	6,354
東大阪府	2,522	68,587	2,586	70,986	2,654	74,170	2,053	29,382	2,101	29,855	2,151	30,378	160	295,556	169	312,500	179	33,397
柏原市	395	7,809	419	8,292	446	8,840	327	5,580	349	5,955	373	6,365	8	666	9	749	10	832
柏原市	189	2,668	193	2,720	201	2,841	151	1,713	155	1,765	161	1,845	2	260	2	260	3	274
羽曳野市	288	7,317	292	7,401	296	7,485	234	4,721	238	4,805	242	4,889	6	868	6	868	6	868
藤井寺市	182	3,969	189	4,256	196	4,591	137	2,369	141	2,506	145	2,647	20	1,060	21	1,155	22	1,254
藤井寺市	229	5,348	231	5,370	234	5,410	178	2,379	180	2,401	183	2,441	21	2,333	21	2,333	21	2,333
河内長野市	375	9,035	384	9,222	393	9,369	263	5,215	268	5,322	273	5,389	31	1,900	32	1,950	33	2,000
大塚山山	157	3,167	165	3,330	172	3,464	122	1,838	127	1,910	132	1,992	8	304	8	304	8	304
大塚山	45	1,430	48	1,480	51	1,530	37	1,230	40	1,280	43	1,330	4	150	4	150	4	150
河内町	49	1,685	52	1,895	59	2,115	41	925	44	1,035	50	1,140	3	620	3	720	3	820
千早赤阪村	14	272	15	291	16	310	12	228	13	247	14	266	0	0	0	0	0	0
堺市	3,600	103,957	3,806	108,517	4,028	113,453	2,945	54,527	3,119	57,748	3,306	61,210	232	37,800	238	38,446	242	39,092
東大阪府	264	7,661	276	7,987	289	8,314	211	3,753	219	3,778	228	3,803	12	3,170	13	3,413	14	3,656
和泉市	551	19,613	576	21,235	600	23,037	468	13,916	488	15,043	507	16,298	15	3,115	16	3,458	17	3,836
島石市	217	3,824	224	3,917	231	4,010	178	2,605	185	2,698	192	2,791	9	554	9	554	9	554
志田町	63	1,420	65	1,476	68	1,548	53	1,206	55	1,223	54	1,245	1	18	1	14	1	11
津和野市	980	19,700	1,024	21,050	1,075	22,590	833	11,602	881	12,397	934	13,280	56	5,734	56	6,277	58	6,881
貝塚市	228	5,715	236	5,958	243	5,977	178	2,831	184	2,926	186	2,926	12	1,571	13	1,702	13	1,702
東大阪府	418	9,912	445	10,583	473	11,416	365	6,483	388	6,904	411	7,325	14	2,693	15	2,891	17	3,249
泉南市	234	5,630	240	5,727	247	5,831	181	2,688	186	2,715	191	2,766	10	1,684	10	1,684	10	1,684
阪南市	197	4,405	198	4,491	199	4,576	158	2,914	158	2,914	158	2,914	1	74	1	74	1	74
熊取町	92	2,255	95	2,368	97	2,486	69	927	70	938	70	938	11	1,100	12	1,170	13	1,240
田原町	30	661	31	719	28	672	25	484	25	482	22	435	0	0	0	0	0	0
津町	63	1,388	63	1,388	63	1,388	51	1,118	51	1,118	51	1,118	1	3	1	3	1	3
合計	39,054	1,185,672	40,812	1,233,120	42,684	1,284,571	31,300	621,321	32,784	653,802	34,385	688,110	2,902	437,068	2,960	446,750	3,024	457,731

(1) 訪問系サービス
① 訪問系サービス合計 (同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援)

市町村	同 行 援 護						行 動 援 護						重 度 障 が い 者 等 包 括 支 援					
	3年度			4年度			5年度			3年度			4年度			5年度		
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
大宮市	1,420	37,809	1,444	38,452	1,469	39,106	436	9,628	506	11,304	587	13,270	0	0	0	0	0	0
池田市	34	765	35	815	36	835	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箕面市	36	983	39	1,065	42	1,146	7	119	7	119	7	119	1	75	1	75	1	75
墨江町	3	30	3	30	3	30	2	20	2	20	2	20	0	0	0	0	0	0
能勢町	1	29	1	29	1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	157	3,945	160	3,918	163	3,891	12	939	12	939	12	939	0	0	0	0	0	0
吹田市	83	2,278	84	2,318	85	2,358	213	5,166	247	5,830	288	6,563	2	480	2	480	2	480
茨木市	72	1,850	73	1,881	74	1,913	2	106	2	116	3	128	1	75	1	75	1	75
津守市	33	498	36	543	38	573	3	75	3	77	3	79	0	0	0	0	0	0
島本町	5	125	5	125	6	150	2	16	2	16	2	16	0	0	0	0	0	0
高槻市	125	1,940	121	1,949	118	1,910	15	224	17	260	19	296	0	0	0	0	0	0
枚方市	135	3,457	138	3,534	141	3,611	3	264	3	264	3	264	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	80	2,081	81	2,107	82	2,133	26	551	29	612	32	674	6	1,377	6	1,437	6	1,497
守口市	79	1,728	79	1,728	79	1,728	61	1,156	64	1,213	68	1,289	0	0	0	0	0	0
門真市	69	1,437	67	1,390	66	1,369	18	398	19	422	20	446	0	0	0	0	0	0
大東市	51	1,321	52	1,345	54	1,393	4	40	4	40	4	40	0	0	0	0	0	0
四條畷市	14	252	14	252	14	252	2	13	2	13	2	13	0	0	0	0	0	0
交野市	33	932	33	932	33	932	1	85	1	85	1	85	0	0	0	0	0	0
八尾市	108	3,001	110	3,057	112	3,113	22	394	23	413	24	432	0	0	0	0	0	0
東大阪府	224	7,332	229	7,468	235	7,637	85	2,337	87	2,413	89	2,758	0	0	0	0	0	0
松原市	47	1,166	48	1,191	49	1,215	13	397	13	397	14	428	0	0	0	0	0	0
柏原市	16	196	16	196	16	196	20	499	20	499	21	526	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	27	726	27	726	27	726	21	1,002	21	1,002	21	1,002	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	18	260	19	275	20	290	7	280	8	320	9	400	0	0	0	0	0	0
富田林市	22	442	22	442	22	442	8	194	8	194	8	194	0	0	0	0	0	0
河内長野市	47	1,420	49	1,440	51	1,460	34	500	35	510	36	520	0	0	0	0	0	0
大阪狭山市	25	1,003	27	1,083	28	1,124	2	22	3	33	4	44	0	0	0	0	0	0
太子町	2	20	2	20	2	20	2	30	2	30	2	30	0	0	0	0	0	0
河原町	3	50	3	50	4	65	2	90	2	90	2	90	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	2	44	2	44	2	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	331	9,224	339	9,446	349	9,725	92	2,406	110	2,877	131	3,426	0	0	0	0	0	0
東大阪市	34	627	35	673	37	719	7	111	9	123	10	136	0	0	0	0	0	0
和泉市	50	1,850	50	1,850	50	1,850	18	732	22	884	26	1,053	0	0	0	0	0	0
高石市	26	620	26	620	26	620	4	45	4	45	4	45	0	0	0	0	0	0
忠岡町	9	196	11	239	13	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	87	2,273	83	2,285	79	2,298	4	91	4	91	4	91	0	0	0	0	0	0
貝塚市	37	1,308	38	1,344	38	1,344	1	5	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	37	646	40	699	43	751	2	90	2	90	2	90	0	0	0	0	0	0
泉南市	22	555	22	555	22	555	21	723	22	773	24	826	0	0	0	0	0	0
阪南市	26	827	26	827	26	827	12	590	13	676	14	761	0	0	0	0	0	0
熊取町	12	228	13	260	14	308	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原町	5	197	6	237	6	237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	8	211	8	211	8	211	3	56	3	56	3	56	0	0	0	0	0	0
合 計	3,655	95,882	3,716	97,651	3,783	99,428	1,187	29,384	1,332	32,851	1,502	37,174	10	2,007	10	2,067	10	2,127

(1) 訪問系サービス
② 居宅介護（障がい種別）

居宅介護													
身体障がい者						知的障がい者							
市町村						障がい児							
3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度			
人／月	人時数／月	人／月	人時数／月	人／月	人時数／月	人／月	人時数／月	人／月	人時数／月	人／月	人時数／月		
大阪府	4,844	121,227	5,115	129,107	5,403	137,469	2,817	57,784	2,975	61,540	3,141	65,540	
大阪市	72	2,288	74	2,355	77	2,430	42	772	43	795	44	820	
堺市	116	3,998	124	4,201	130	4,404	68	1,012	72	1,071	76	1,131	
豊前町	8	300	9	320	10	340	6	100	6	110	6	120	
豊前町	10	210	10	210	10	210	3	39	3	39	3	39	
豊前町	436	14,060	443	14,066	450	14,092	301	52,100	329	53,322	360	54,557	
吹田市	267	8,736	264	8,723	261	8,710	212	3,927	219	4,246	227	4,594	
茨木市	166	5,161	174	5,419	183	5,680	90	973	94	1,019	99	1,067	
摂津市	64	1,421	65	1,443	67	1,467	33	298	34	307	35	316	
高槻市	13	312	14	336	15	360	25	400	27	432	29	464	
高槻市	219	5,138	222	5,241	224	5,345	238	2,096	261	2,138	264	2,181	
枚方市	337	15,953	346	15,968	354	16,338	137	3,986	141	4,103	145	4,219	
寝屋川市	156	5,222	159	5,255	160	5,268	124	2,647	126	2,733	132	2,816	
守口市	165	2,805	165	2,805	165	2,805	130	1,430	130	1,430	130	1,430	
門真市	118	3,441	115	3,667	113	3,908	113	983	116	1,009	119	1,131	
大東市	94	2,963	96	3,182	98	3,371	33	432	34	457	35	482	
四條市	67	201	67	201	67	201	35	630	35	650	35	650	
交野市	65	2,331	65	2,331	65	2,331	27	284	27	284	27	284	
八尾市	289	5,666	272	5,722	275	5,779	256	5,632	261	5,602	266	5,632	
東大阪市	498	9,790	496	9,659	494	9,529	520	5,913	538	6,112	556	6,311	
松原市	101	2,951	109	3,150	116	3,367	82	821	88	877	94	937	
柏原市	33	544	35	577	38	627	22	240	22	240	22	240	
羽曳野市	111	3,376	113	3,437	115	3,497	36	276	36	276	36	276	
藤井市	58	1,538	59	1,593	60	1,600	19	152	20	160	21	160	
豊田林市	57	1,037	57	1,037	58	1,056	39	437	39	437	39	437	
河内長野市	70	2,400	70	2,400	70	2,400	68	1,004	24	535	25	540	
大阪狭山市	32	685	33	706	35	749	20	231	20	231	20	231	
太子町	18	780	20	810	22	840	8	150	9	170	10	190	
河原町	19	480	19	505	22	540	5	130	5	155	8	190	
千早赤阪村	4	76	4	76	4	76	3	57	3	57	4	76	
堺市	806	14,916	836	15,500	868	16,073	650	12,039	682	12,618	714	13,218	
泉大津市	72	1,962	71	1,954	69	1,947	46	309	50	318	55	327	
和泉市	198	9,504	199	9,950	199	10,547	92	1,656	100	2,000	109	2,286	
茨城市	45	765	45	765	45	765	45	675	46	690	47	705	
岩田町	22	847	22	879	22	912	10	96	10	96	10	96	
岸和田市	260	4,933	255	4,978	250	5,024	155	1,505	171	1,605	189	1,711	
貝塚市	72	1,732	73	1,756	73	1,756	29	370	30	383	30	383	
泉佐野市	146	3,695	156	3,948	166	4,201	92	1,086	96	1,133	100	1,180	
泉南市	43	1,163	43	1,163	43	1,163	69	625	73	662	77	702	
阪南市	66	1,629	66	1,629	66	1,629	33	322	33	322	33	322	
熊取町	16	370	16	370	16	370	18	180	18	180	18	180	
田原町	13	359	13	359	12	322	6	51	7	59	7	59	
岬町	26	741	28	741	28	741	8	134	8	134	8	134	
合計	10,278	267,326	10,637	278,514	11,018	290,409	6,780	117,071	7,133	124,065	7,505	131,274	

(1) 訪問系サービス
③ 重症訪問介護（障がい種別）

市町村	身体障がい者										重度訪問介護										精神障がい者											
	3年度			4年度			5年度				3年度			4年度			5年度				3年度			4年度			5年度					
	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月	人／月	時間／月		
大阪市	1,809	248,223	1,820	248,472	1,833	248,722	45	6,405	46	6,411	46	6,417	30	2,799	31	2,802	31	2,804	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田市	5	2,400	6	2,490	7	2,580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
箕面市	13	5,124	14	5,518	15	5,913	4	3,135	5	3,918	6	4,702	1	340	1	340	1	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊能町	1	120	1	120	1	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
能勢町	1	30	1	30	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豊中市	53	15,899	55	16,191	57	16,488	19	7,501	22	8,681	25	10,047	1	94	1	97	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	20	4,475	21	4,715	22	4,955	1	9	1	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨木市	23	8,567	24	8,995	26	9,445	5	1,237	5	1,423	6	1,637	1	68	1	72	1	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
摂津市	5	1,750	5	1,785	5	1,820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
島本町	2	280	2	280	3	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高槻市	14	4,975	16	5,381	18	5,787	1	102	1	110	1	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
枚方市	24	7,570	24	7,570	25	7,886	3	137	3	137	3	137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
堺市	43	5,029	44	5,146	45	5,263	5	643	6	771	7	900	3	30	4	40	5	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
守口市	61	4,453	64	4,672	67	4,891	1	230	1	230	1	230	3	207	3	207	3	207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
門真市	21	1,960	22	2,043	23	2,129	1	11	1	11	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大東市	14	1,946	14	1,946	14	1,946	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
四條畷市	6	816	6	816	6	816	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
交野市	2	170	2	170	2	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
八尾市	22	4,598	25	5,225	28	5,852	1	279	1	279	1	279	1	223	1	223	1	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東大阪市	151	27,814	159	29,288	168	30,946	8	1,706	9	1,926	10	2,415	1	36	1	36	1	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松原市	8	666	9	749	10	832	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
柏原市	1	247	1	247	1	247	1	13	1	13	2	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
羽曳野市	4	430	4	430	4	430	2	438	2	438	2	438	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藤井寺市	20	1,060	21	1,155	22	1,254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富田林市	20	2,302	20	2,302	20	2,302	1	31	1	31	1	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
河内長野市	31	1,900	32	1,950	33	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪狭山市	6	280	6	280	6	280	2	24	2	24	2	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
太子町	2	120	2	120	2	120	2	30	2	30	2	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
河原町	3	620	3	720	3	820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
堺市	215	34,940	220	35,450	222	35,951	14	2,333	15	2,432	16	2,537	3	527	3	564	4	604	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉大津市	12	3,170	13	3,413	14	3,656	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和泉市	13	2,639	14	2,982	15	3,360	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	1	238	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高石市	7	420	7	420	7	420	1	67	1	67	1	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
忠岡町	1	18	1	14	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岸和田市	50	5,516	48	6,052	47	6,641	2	146	2	132	2	119	4	72	6	93	9	121	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貝塚市	12	1,571	13	1,702	13	1,702	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	12	2,371	13	2,568	14	2,766	2	323	2	323	3	484	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								

(1) 訪問系サービス
④ 同行援護（障がい種別）

市町村	同行援護											
	身体障がい者						障がい児					
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度	
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月
大阪市	1,412	37,684	1,436	38,324	1,461	38,976	8	125	8	128	8	130
堺市	33	750	34	800	35	820	1	15	1	15	1	15
箕面市	35	954	36	1,036	41	1,117	1	29	1	29	1	29
豊能町	3	30	3	30	3	30	0	0	0	0	0	0
能勢町	1	29	1	29	1	29	0	0	0	0	0	0
豊中市	154	3,836	157	3,809	160	3,782	3	109	3	109	3	109
吹田市	83	2,278	84	2,318	85	2,358	0	0	0	0	0	0
茨木市	71	1,826	72	1,857	73	1,889	1	24	1	24	1	24
摂津市	33	498	36	543	38	573	0	0	0	0	0	0
豊水町	5	125	5	125	6	150	0	0	0	0	0	0
高槻市	122	1,923	118	1,933	115	1,894	3	17	3	16	3	16
枚方市	135	3,457	138	3,534	141	3,611	0	0	0	0	0	0
寝違川市	79	2,070	80	2,096	81	2,122	1	11	1	11	1	11
守口市	78	1,716	78	1,716	78	1,716	1	12	1	12	1	12
河津市	67	1,412	65	1,365	64	1,344	2	25	2	25	2	25
大東市	51	1,321	52	1,345	54	1,393	0	0	0	0	0	0
四條畷市	14	252	14	252	14	252	0	0	0	0	0	0
交野市	33	932	33	932	33	932	0	0	0	0	0	0
八尾市	107	2,996	109	3,052	111	3,108	1	5	1	5	1	5
藤本阪市	221	7,293	225	7,425	230	7,590	3	39	4	43	5	47
松原市	47	1,166	48	1,191	49	1,215	0	0	0	0	0	0
相原市	15	179	15	179	15	179	1	17	1	17	1	17
羽曳野市	27	726	27	726	27	726	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	17	255	18	270	19	285	1	5	1	5	1	5
富田林市	22	442	22	442	22	442	0	0	0	0	0	0
河内長野市	47	1,420	49	1,440	51	1,460	0	0	0	0	0	0
大畠萩山市	25	1,003	27	1,083	28	1,124	0	0	0	0	0	0
太子町	2	20	2	20	2	20	0	0	0	0	0	0
河内町	3	50	3	50	4	65	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	2	44	2	44	2	44	0	0	0	0	0	0
堺市	330	9,194	338	9,415	348	9,693	1	30	1	31	1	32
泉大津市	32	595	33	636	35	677	2	32	2	37	2	42
和泉市	50	1,850	50	1,850	50	1,850	0	0	0	0	0	0
高石市	26	620	26	620	26	620	0	0	0	0	0	0
北摂町	9	196	11	239	13	292	0	0	0	0	0	0
豊和町	87	2,273	83	2,285	79	2,298	0	0	0	0	0	0
国府市	36	1,283	37	1,319	37	1,319	1	25	1	25	1	25
藤生野市	37	646	40	699	43	751	0	0	0	0	0	0
泉南市	22	555	22	555	22	555	0	0	0	0	0	0
寝違市	26	827	26	827	26	827	0	0	0	0	0	0
寝違町	12	228	13	260	14	308	0	0	0	0	0	0
田尻町	5	197	6	237	6	237	0	0	0	0	0	0
堺町	8	211	8	211	8	211	0	0	0	0	0	0
合計	3,624	95,362	3,684	97,119	3,750	96,884	31	520	32	532	33	544

(1) 訪問系サービス
⑤ 行動援護（障がい種別）

市町村	知的障がい者										行動 援 護										精神障がい者											
	3年度					4年度					5年度					3年度					4年度					5年度						
	人／月		人時間／月			人／月		人時間／月			人／月		人時間／月			人／月		人時間／月			人／月		人時間／月			人／月		人時間／月				
	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人時間／月	人／月	人時間／月	人時間／月	
大阪府	396	9,090	469	10,638	533	12,488	520	44	610	51	716	2	43	3	56	3	56	3	56	3	56	3	56	3	56	3	56	3	56	3	66	3
池田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
箕面市	5	85	5	85	5	85	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17	1	17
墨堤町	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
豊中市	10	889	10	889	10	889	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50	2	50
吹田市	204	5,052	236	5,720	274	6,476	8	95	10	92	13	90	1	19	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18	1	17	1	17
茨木市	2	106	2	116	3	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陸奥市	3	75	3	77	3	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船木町	2	16	2	16	2	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉南市	11	201	13	233	14	265	4	23	4	27	5	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	3	264	3	264	3	264	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	21	492	23	539	25	586	3	44	4	58	5	73	2	13	2	13	2	13	2	13	2	13	2	13	2	13	2	13	2	15	2	15
守口市	50	1,102	61	1,159	65	1,235	2	24	2	24	2	24	2	24	2	24	2	24	2	24	2	24	2	24	2	24	2	24	2	30	1	30
門真市	16	384	17	408	18	432	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14	2	14
大津市	2	20	2	20	2	20	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10
四條畷市	1	11	1	11	1	11	2	11	2	11	2	11	2	11	2	11	2	11	2	11	2	11	2	11	2	11	2	11	2	11	2	11
交野市	1	85	1	85	1	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	20	378	21	397	22	416	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	8
東大阪市	73	2,043	74	2,094	75	2,415	11	268	12	293	13	317	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26	1	26
松原市	13	397	13	397	14	428	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏原市	16	424	16	424	17	451	4	75	4	75	4	75	4	75	4	75	4	75	4	75	4	75	4	75	4	75	4	75	4	75	4	75
羽曳野市	18	855	18	855	18	855	3	147	3	147	3	147	3	147	3	147	3	147	3	147	3	147	3	147	3	147	3	147	3	147	3	147
藤井寺市	5	200	6	240	7	280	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80	2	80
恵田林市	6	148	6	148	6	148	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46
阿内長野市	26	415	27	420	28	425	8	85	8	90	8	95	8	95	8	95	8	95	8	95	8	95	8	95	8	95	8	95	8	95	8	95
大阪狭山市	2	22	3	33	4	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太子町	2	30	2	30	2	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河津町	2	90	2	90	2	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤松村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	89	2,331	107	2,810	128	3,331	3	75	3	87	2	60	3	87	2	60	3	87	2	60	3	87	2	60	3	87	2	60	3	87	2	60
和泉市	6	108	8	120	9	133	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	1	3
岸和田市	13	572	15	660	17	765	5	160	7	224	9	288	7	224	9	288	7	224	9	288	7	224	9	288	7	224	9	288	7	224	9	288
松原市	1	16	1	16	1	16	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29	3	29
忠通町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	4	91	4	91	4	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貝塚市	1	5	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	2	90	2	90	2	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉南市	18	684	19	711	21	761	3	59	3	62	3	65	3	62	3	65	3	62	3	65	3	62	3	65	3	62	3	65	3	62	3	65
阪南市	8	372	9	488	10	543	4	218	4	218	4	218	4	218	4	218	4	218	4	218	4	218	4	218	4	218	4	218	4	218	4	218
熊取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	2	13	2	13	2	13	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43	1	43
合計	1,063	27,116	1,195	30,372	1,350	34,399	114	2,105	126	2,299	140	2,551	10	173	11	180	10	173	11	180	10	173	11	180	10	173	11	180	12	224	12	224

(1) 訪問系サービス

[illegible]

(2) 短期入所（合計・障がい種別）

市町村	食 計						身体障がい者						知的障がい者						障がい児						精神障がい者						
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	
大阪市	1,454	9,994	1,595	10,963	1,750	12,026	493	3,671	541	4,027	593	4,418	780	5,125	855	5,622	938	6,167	165	1,019	181	1,118	199	1,226	16	179	18	196	20	215	
堺市	53	370	57	388	62	405	10	60	10	60	10	60	35	270	37	280	40	290	6	30	7	33	8	37	2	10	3	15	4	18	
豊田市	126	841	134	901	142	965	33	259	35	278	37	298	72	446	76	477	80	506	16	86	17	92	18	98	5	50	6	54	7	63	
豊前市	10	29	10	29	10	29	2	4	2	4	2	4	5	20	5	20	5	20	2	3	2	3	2	3	2	1	2	1	2	1	2
熊本市	7	54	7	54	7	54	3	25	3	25	3	25	3	28	3	28	3	28	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	
豊中市	372	2,616	404	2,831	441	3,064	82	606	87	641	93	678	211	1,668	224	1,809	238	1,961	65	246	78	280	94	319	14	96	15	101	16	106	
松江市	357	2,208	394	2,361	437	2,531	67	536	68	543	69	551	239	1,393	269	1,386	303	1,485	36	238	38	266	40	299	15	141	19	166	25	196	
茨木市	240	1,108	248	1,145	256	1,183	45	225	48	240	52	257	146	685	150	701	153	717	43	178	44	182	44	185	6	20	6	22	7	24	
摂津市	59	283	61	292	63	301	11	42	12	46	13	50	38	191	39	196	40	201	9	45	9	45	9	45	1	5	1	5	1	5	
墨江町	28	187	34	224	40	261	3	18	4	24	5	30	22	154	25	175	28	196	2	10	3	15	4	20	1	5	2	10	3	15	
島本町	442	1,570	445	1,579	448	1,588	51	189	51	191	51	192	313	1,212	316	1,219	318	1,226	68	151	68	151	69	152	10	18	10	18	10	18	
枚方市	218	1,025	224	1,053	230	1,081	65	317	67	326	68	331	131	613	135	632	139	651	19	64	19	64	20	68	3	31	3	31	3	31	
守口市	242	1,576	251	1,632	260	1,690	51	395	52	403	53	411	156	983	161	1,014	166	1,046	24	95	26	103	28	111	11	103	12	112	13	122	
藤原市	115	617	122	652	132	704	29	145	30	150	32	160	61	366	64	384	69	414	22	88	25	100	28	112	3	18	3	18	3	18	
門真市	137	844	165	889	175	947	9	10	10	12	12	12	125	339	130	345	135	363	19	92	20	123	22	164	4	4	5	5	6	6	
四條邨市	113	621	118	651	122	681	18	126	18	126	18	126	41	205	41	205	41	205	7	24	8	25	8	26	9	45	10	50	11	55	
河内長野市	60	402	62	415	64	429	26	186	27	193	28	200	28	180	29	186	30	193	4	9	4	9	4	9	2	27	2	27	2	27	
八尾市	179	1,112	186	1,153	193	1,194	26	208	27	216	28	224	145	870	149	894	153	918	6	24	7	28	8	32	2	10	3	15	4	20	
東大阪市	684	2,947	710	3,068	737	3,191	85	425	87	444	89	463	449	2,084	466	2,167	483	2,250	133	378	139	393	146	410	17	60	18	64	19	68	
松原市	71	488	80	550	90	619	15	86	17	97	19	111	53	392	60	442	67	495	2	2	2	2	2	2	2	1	8	1	9	2	11
佐田町	37	185	39	194	40	199	4	28	4	28	4	28	28	133	30	142	31	147	4	16	4	16	4	16	1	8	1	8	1	8	
羽曳野市	92	667	92	667	92	667	30	249	30	249	30	249	53	380	53	380	53	380	8	37	8	37	8	37	1	1	1	1	1	1	
藤井市	52	281	56	302	60	321	8	59	8	67	9	76	39	204	41	213	43	222	3	12	4	16	5	17	2	6	3	6	3	6	
富田林市	73	522	73	522	73	522	22	143	22	143	22	143	40	328	40	328	40	328	8	34	8	34	8	34	3	17	3	17	3	17	
河内長野市	56	294	57	297	58	300	8	34	8	34	8	34	38	233	39	236	40	239	9	26	9	26	9	26	1	1	1	1	1	1	
大塚原山町	32	224	32	224	32	224	4	55	4	55	4	55	20	134	20	134	20	134	8	35	8	35	8	35	0	0	0	0	0	0	
太子町	15	71	15	89	23	107	2	12	2	12	2	12	10	50	13	65	16	80	3	9	4	12	5	15	0	0	0	0	0	0	
河内町	8	56	10	70	12	84	3	21	4	28	5	35	2	14	3	21	4	28	2	14	2	14	2	14	1	7	1	7	1	7	
千早赤松村	5	35	7	49	8	56	3	21	4	28	4	28	2	14	3	21	3	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	829	5,411	840	5,486	853	5,568	196	1,282	197	1,284	197	1,283	483	3,151	503	3,266	524	3,424	140	914	130	848	121	788	10	64	10	68	11	73	
泉佐野市	47	335	49	353	50	372	7	75	6	80	6	85	33	227	35	236	36	245	5	27	16	30	16	34	2	6	2	2	2	2	
和泉市	145	848	155	908	168	985	37	222	39	224	41	246	90	540	98	586	108	648	16	80	16	80	17	85	2	6	2	6	2	6	
墨江町	51	255	53	265	54	270	3	7	3	7	3	7	41	205	43	215	44	220	4	28	4	28	4	28	3	15	3	15	3	15	
忍野町	4	17	4	18	3	19	0	0	0	0	0	0	3	15	3	16	2	17	2	12	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	39	446	36	449	33	460	12	121	11	127	10	133	24	295	21	281	19	268	1	6	1	4	1	3	2	24	3	37	3	56	
泉南市	56	303	62	335	64	349	25	167	28	187	30	201	27	121	28	126	28	126	3	12	4	16	4	16	1	3	2	6	2	6	
泉佐野市	61	381	65	615	68	644	16	167	17	177	18	188	41	398	43	417	45	437	1	16	1	6	1	6	3	11	4	14	4	14	
泉南市	18	159	18	164	18	170	6	45	6	50	6	56	8	97	8	97	8	97	3	16	3	16	3	16	1	1	1	1	1	1	1
阪南市	43	297	44	297	45	297	12	70	12	70	12	70	20	117	20	117	20	117	10	83	11	83	12	83	1	27	1	27	1	27	1
熊取町	20	165	21	173	21	173	2	30	2	30	2	30	16	128	17	136	17	136	1	4	1	4	1	4	1	3	1	3	1	3	1
田尻町	6	32	7	40	7	40	4	29	5	37	5	37	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
岬町	5	45	5	45	5	45	0	0	0	0	0	0	4	37	4	37	4	37	1	8	1	8	1	8	0	0	0	0	0	0	0
合計	6,751	40,105	7,121	42,376	7,516	44,799	1,558	10,586	1,839	11,202	1,725	11,842	4,143	24,282	4,389	25,027	4,608	27,042	387	4,173	931	4,388	982	4,607	183	1,065	182	1,177	203	1,509	

(3) 日中活動系サービス
① 生活介護（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度	
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	7,320	123,645	7,525	127,107	7,736	130,666	3,151	49,699	3,239	51,091	3,331	52,522	3,712	68,118	3,816	70,025	3,922	71,985	457	5,828	470	5,991	483	6,159
堺市	256	4,685	267	4,860	272	4,960	45	900	53	1,030	55	1,070	178	3,475	180	3,500	182	3,540	33	310	34	330	35	350
津田市	339	6,185	351	6,398	363	6,613	132	2,400	135	2,454	138	2,509	175	3,418	182	3,554	189	3,691	32	367	34	390	36	413
豊前町	42	800	42	800	43	820	20	390	20	390	20	390	18	360	18	360	19	380	4	50	4	50	4	50
豊後町	33	545	34	555	35	565	8	130	9	140	10	150	23	390	23	390	23	390	2	25	2	25	2	25
豊中市	1,228	20,835	1,253	21,355	1,279	21,889	399	5,992	407	6,057	415	6,123	773	14,184	789	14,623	806	15,075	56	659	57	675	58	691
吹田市	996	17,068	1,016	17,159	1,038	17,252	297	5,061	292	4,990	288	4,919	609	11,190	627	11,336	646	11,483	90	817	97	833	104	850
茨木市	612	10,564	624	10,761	636	10,960	133	2,305	137	2,363	140	2,422	442	7,843	448	7,961	455	8,080	37	416	39	437	41	458
堺市	243	4,127	247	4,192	250	4,238	54	721	56	748	58	775	158	3,047	160	3,085	161	3,104	31	359	31	359	31	359
岸和田市	70	1,261	76	1,371	84	1,514	2	40	3	60	4	80	67	1,206	72	1,296	78	1,404	1	15	1	15	2	30
泉南市	1,049	19,896	1,074	20,371	1,096	20,789	223	3,970	228	4,065	233	4,148	807	15,728	827	16,104	843	16,435	19	198	19	202	20	206
枚方市	995	18,467	1,022	18,969	1,051	19,498	331	5,839	339	5,980	348	6,130	630	12,317	648	12,669	666	13,021	34	311	35	320	37	338
守口市	731	13,598	743	13,784	755	13,971	149	2,585	151	2,620	153	2,655	520	10,374	525	10,474	530	10,574	62	639	67	690	72	742
宇治市	437	7,020	451	7,218	465	7,407	195	2,925	198	2,970	201	3,015	213	3,834	219	3,942	224	4,032	29	261	34	306	40	360
大東市	377	6,564	382	6,637	386	6,714	125	2,125	126	2,142	127	2,159	192	3,783	194	3,820	196	3,859	60	656	62	675	63	696
西條町	181	3,168	181	3,188	181	3,188	63	1,148	63	1,148	63	1,148	94	1,728	94	1,728	94	1,728	24	312	24	312	24	312
交野市	169	3,128	172	3,175	176	3,236	77	1,401	77	1,401	77	1,401	81	1,573	82	1,592	83	1,611	11	154	13	182	16	224
八尾市	673	13,162	700	13,554	722	14,044	144	2,771	144	2,771	144	2,771	502	10,040	522	10,341	537	10,740	27	351	34	442	41	533
真大津市	1,392	23,609	1,414	23,973	1,437	24,356	300	4,440	305	4,514	310	4,588	958	18,135	973	18,409	989	18,702	134	1,034	136	1,050	138	1,066
松原市	293	5,543	319	6,037	348	6,575	68	1,199	74	1,306	81	1,422	209	4,223	227	4,599	248	5,009	16	121	18	132	19	144
松原市	147	2,758	152	2,847	155	2,904	37	630	38	647	39	664	103	2,037	106	2,096	108	2,136	7	91	8	104	8	104
羽曳野市	317	6,072	322	6,158	327	6,247	108	1,990	108	1,990	108	1,990	202	4,022	205	4,091	208	4,162	7	60	9	77	11	95
藤井等市	187	3,543	198	3,762	210	3,993	45	766	46	785	47	805	135	2,700	145	2,900	155	3,100	7	77	7	77	8	88
富田林市	291	5,843	296	5,941	303	6,074	94	1,805	97	1,862	101	1,939	191	3,954	193	3,995	195	4,037	6	84	6	84	7	98
河内長野市	268	4,827	276	4,962	285	5,116	57	900	57	900	57	900	205	3,895	212	4,028	220	4,180	6	32	7	34	8	36
大阪狭山市	108	1,993	120	2,212	133	2,453	32	561	35	614	38	667	71	1,374	79	1,528	88	1,702	5	58	6	70	7	84
太子町	34	632	35	652	36	672	6	72	6	72	6	72	28	560	29	580	30	600	0	0	0	0	0	0
河内町	47	790	49	830	52	880	20	280	21	300	22	320	24	480	25	500	26	520	3	30	3	30	4	40
千里赤阪村	20	400	20	400	22	440	10	200	10	200	11	220	10	200	10	200	11	220	0	0	0	0	0	0
堺市	2,302	43,918	2,444	46,639	2,615	49,886	649	12,380	662	12,633	677	12,924	1,520	28,991	1,593	30,392	1,669	31,836	133	2,547	189	3,614	269	5,126
泉大津市	136	2,694	140	2,801	146	2,908	43	823	44	836	45	850	88	1,808	91	1,891	95	1,974	5	63	5	74	6	84
和泉市	375	7,239	391	7,528	410	7,882	133	2,527	137	2,600	142	2,698	226	4,520	235	4,700	246	4,920	16	192	19	228	22	264
恵石市	145	2,533	149	2,601	153	2,673	18	275	18	275	18	275	120	2,160	123	2,214	127	2,286	7	98	8	112	8	112
田園町	30	564	30	576	31	590	2	41	2	38	2	36	28	523	28	538	29	554	0	0	0	0	0	0
岸和田市	552	9,695	585	10,212	628	10,848	168	2,683	170	2,750	173	2,818	315	6,135	321	6,266	327	6,400	69	877	94	1,196	128	1,630
貝塚市	216	4,103	221	4,184	225	4,250	91	1,656	99	1,802	107	1,948	120	2,380	116	2,301	112	2,221	5	67	6	81	6	81
泉佐野市	237	4,726	250	4,984	261	5,203	70	1,299	75	1,392	79	1,466	163	3,375	171	3,541	178	3,686	4	52	4	52	4	52
泉南市	171	3,227	175	3,379	181	3,542	38	648	40	696	43	748	122	2,389	123	2,458	124	2,528	11	190	12	225	14	266
阪南市	119	1,959	125	2,012	131	2,065	61	968	64	998	67	1,028	56	956	59	979	62	1,002	2	35	2	35	2	35
熊取町	84	1,837	85	1,879	88	1,964	19	342	19	361	20	400	63	1,449	64	1,472	66	1,518	2	46	2	46	2	46
田尻町	16	291	16	291	14	255	7	112	7	112	6	96	9	179	8	159	0	0	0	0	0	0	0	0
堺町	38	746	40	788	42	830	6	127	7	149	8	171	32	619	33	639	34	659	0	0	0	0	0	0
合計	23,619	420,425	24,360	433,418	25,154	447,424	7,682	127,841	7,871	130,980	8,066	134,183	14,466	274,962	14,873	282,737	15,289	290,840	1,471	17,622	1,616	19,702	1,799	22,402

(3) 日中活動系サービス

② 自立訓練（機能・生活訓練）（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度	
	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月	人／月	人日／月
大阪市	401	6,223	411	6,391	422	6,564	78	1,082	79	1,101	80	1,121	130	2,122	134	2,184	138	2,247	193	3,019	198	3,106	204	3,196
津田市	16	285	19	330	20	345	3	50	4	60	5	75	6	115	7	130	7	130	7	120	8	140	8	140
箕面市	21	367	23	403	25	440	3	38	3	38	3	38	10	187	11	205	12	224	8	142	9	160	10	178
豊能町	4	80	4	80	4	80	2	40	2	40	2	40	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20
龍野町	1	2	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	1	2
豊中市	41	570	43	594	45	618	4	49	4	49	4	49	16	275	16	275	16	275	21	246	23	270	25	294
吹田市	113	1,836	138	2,242	171	2,763	6	142	7	198	9	285	52	1,005	63	1,272	77	1,611	55	689	68	772	85	867
箕本市	30	416	31	436	32	457	4	55	4	57	5	60	16	243	17	255	17	267	10	118	10	124	10	130
岸和田市	16	179	17	186	18	194	0	0	0	0	0	0	11	143	11	143	11	143	5	36	6	43	7	51
泉南市	11	120	14	154	17	188	1	9	2	18	3	27	3	48	4	64	5	80	7	63	8	72	9	81
堺市	72	819	76	869	81	922	11	113	11	113	11	113	40	588	42	630	46	674	21	118	23	126	24	135
枚方市	46	763	48	797	49	816	8	114	8	114	8	114	22	412	23	431	24	450	16	237	17	252	17	252
寝屋川市	78	968	81	1,016	84	1,063	3	45	3	45	3	45	22	417	24	455	26	493	53	506	54	516	55	525
守口市	33	564	35	596	37	628	2	38	2	38	2	38	10	190	10	190	10	190	21	336	23	368	25	400
門真市	17	217	18	225	20	242	3	24	4	32	5	40	7	130	7	130	7	130	7	63	7	63	8	72
大東市	27	414	28	443	30	474	4	61	4	73	5	88	16	288	17	306	18	324	7	65	7	64	7	62
四條畷市	13	141	17	185	21	229	1	9	1	9	1	9	6	78	8	104	10	130	6	54	8	72	10	90
交野市	13	214	13	214	13	214	2	31	2	31	2	31	6	119	6	119	6	119	5	64	5	64	5	64
八尾市	69	964	70	978	71	992	1	17	1	17	1	17	23	317	23	317	23	317	45	630	46	644	47	658
東大阪府	265	2,354	278	2,494	292	2,641	32	189	36	212	41	242	82	1,128	87	1,215	92	1,303	151	1,037	155	1,067	159	1,096
松原市	25	413	28	463	32	529	3	36	4	40	4	45	13	270	14	303	16	346	9	107	10	120	12	138
松原市	3	40	3	40	3	40	0	0	0	0	0	0	2	29	2	29	2	29	1	11	1	11	1	11
羽曳野市	10	177	14	250	21	378	1	11	1	11	1	11	7	128	11	201	18	329	2	38	2	38	2	38
藤井寺市	4	79	4	79	4	79	1	20	1	20	1	20	2	40	2	40	2	40	1	19	1	19	1	19
豊田林市	22	376	25	427	28	478	2	34	2	34	2	34	4	60	4	60	4	60	16	282	19	333	22	384
河内長野市	18	270	20	290	21	310	1	20	1	20	1	20	4	70	4	70	4	70	13	180	15	200	16	220
大阪狭山市	10	195	14	278	18	360	1	9	1	9	1	9	4	80	6	120	8	160	5	106	7	149	9	191
太子町	2	29	2	29	2	29	0	0	0	0	0	0	1	9	1	9	1	9	1	20	1	20	1	20
河内町	3	66	3	66	3	66	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22
千早赤阪村	2	35	2	35	2	35	0	0	0	0	0	0	1	15	1	15	1	15	1	20	1	20	1	20
堺市	119	1,502	130	1,642	145	1,826	37	436	46	568	59	737	28	366	27	364	27	360	54	700	57	710	59	728
東大阪市	16	199	17	222	18	243	0	0	0	0	0	0	4	42	5	49	5	55	12	157	12	173	13	188
和泉市	28	487	36	621	45	778	2	27	3	29	3	32	6	102	7	119	7	119	20	358	26	473	35	627
浪石町	8	124	8	124	8	124	0	0	0	0	0	0	5	82	5	82	5	82	3	42	3	42	3	42
豊岡町	3	52	3	52	3	52	0	0	0	0	0	0	1	19	1	19	1	19	2	33	2	33	2	33
岸和田市	35	396	38	403	41	409	1	22	1	22	1	22	8	135	8	131	7	126	26	239	29	250	33	261
泉南市	7	51	7	51	7	51	1	5	1	5	1	5	2	14	2	14	2	14	4	32	4	32	4	32
泉佐野市	13	262	13	262	14	280	1	20	1	20	1	20	5	114	5	114	5	114	7	128	7	128	8	146
新城市	16	279	20	331	24	393	1	18	1	18	1	18	13	220	16	264	19	316	2	41	3	49	4	59
阪南市	18	223	20	243	22	263	1	2	1	2	1	2	4	71	4	71	4	71	13	150	15	170	17	190
熊取町	4	65	3	51	3	51	1	14	1	14	1	14	1	23	1	23	1	23	2	28	1	14	1	14
田尻町	3	68	5	113	5	113	0	0	0	0	0	0	1	23	2	46	2	46	2	45	3	67	3	67
岬町	5	83	5	83	5	83	1	18	1	18	1	18	2	24	2	24	2	24	2	41	2	41	2	41
合 計	1,661	22,967	1,785	24,790	1,927	26,842	224	2,820	244	3,097	270	3,461	598	9,783	642	10,634	690	11,576	839	10,364	899	11,059	967	11,805

(3) 日中活動系サービス
③ 就労移行支援（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者														
	3年度			4年度			5年度			3年度			4年度			5年度			3年度			4年度			5年度								
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月			
大阪市	1,526	23,636	1,543	23,896	1,560	24,159	170	2,528	172	2,556	174	2,584	326	5,431	330	5,491	334	5,551	1,030	15,677	1,041	15,849	1,052	16,024									
池田市	46	839	48	862	52	920	3	54	4	72	5	90	15	285	16	290	17	300	28	500	28	500	30	530									
箕面市	56	893	62	990	67	1,069	9	131	10	146	11	160	15	253	17	287	18	304	32	509	35	557	38	605									
豊能町	10	180	11	200	12	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
豊中市	3	60	5	100	7	140	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1	20									
吹田市	215	3,217	230	3,420	244	3,640	11	160	11	160	11	160	35	633	35	633	35	633	169	2,424	184	2,627	198	2,847									
茨木市	165	2,335	182	2,382	202	2,444	12	270	13	328	15	400	43	607	46	571	49	536	110	1,458	123	1,483	138	1,508									
茨木市	102	1,736	107	1,819	112	1,905	10	162	10	170	10	178	21	353	22	367	23	381	71	1,221	75	1,282	79	1,346									
摂津市	65	707	70	758	75	811	4	14	5	17	6	21	21	298	23	326	25	355	40	395	42	415	44	435									
高槻市	16	270	18	305	20	340	1	8	1	8	1	8	7	126	8	144	9	162	8	136	9	153	10	170									
高槻市	223	2,007	239	2,151	256	2,304	8	97	9	104	9	112	61	506	65	542	70	580	154	1,404	165	1,505	177	1,612									
枚方市	160	2,552	166	2,646	173	2,755	15	237	15	237	16	253	45	792	46	810	47	827	100	1,523	105	1,599	110	1,675									
豊岡市	130	2,120	133	2,169	136	2,218	6	104	6	104	6	104	41	734	42	752	43	770	83	1,282	85	1,313	87	1,344									
守口市	83	1,463	89	1,571	95	1,679	6	102	6	102	6	102	26	494	29	551	32	608	51	867	54	918	57	969									
門真市	92	876	94	921	95	979	7	123	7	123	7	123	40	304	41	311	42	319	45	449	46	455	47	465									
大東市	54	846	58	909	64	992	4	64	4	64	5	80	12	216	13	234	14	252	38	566	41	611	45	660									
西條郡	19	283	22	333	28	383	1	19	2	38	3	57	4	68	5	85	6	102	14	196	15	210	19	224									
交野市	26	444	27	460	28	477	4	65	4	65	4	65	4	86	4	86	4	86	18	293	19	309	20	326									
八尾市	99	1,583	102	1,630	105	1,677	9	117	10	130	11	143	29	551	30	570	31	589	61	915	62	930	63	945									
東大阪市	473	4,181	520	4,535	572	4,924	29	222	30	233	31	243	129	1,166	137	1,180	146	1,195	315	2,793	353	3,122	395	3,486									
松原市	34	573	37	628	41	689	1	3	1	3	1	2	15	306	16	336	18	368	18	264	20	289	22	319									
柏原市	21	253	25	301	27	324	2	17	3	26	3	26	4	62	5	78	5	78	15	174	17	197	19	220									
羽曳野市	44	759	47	811	50	864	3	45	3	45	3	45	20	349	23	401	26	454	21	365	21	365	21	365									
藤井寺市	24	381	26	414	28	446	1	23	1	23	1	23	8	148	9	167	10	185	15	210	16	224	17	238									
富田林市	34	534	35	549	36	564	1	13	1	13	1	13	8	143	8	143	8	143	25	378	26	393	27	408									
河内長野市	27	380	29	390	30	400	2	17	2	17	2	17	9	100	10	103	11	108	16	263	17	270	17	275									
大阪狭山市	16	275	16	275	16	275	1	18	1	18	1	18	4	73	4	73	4	73	11	184	11	184	11	184									
太子町	5	100	6	120	7	140	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	1	20	4	80	5	100	6	120									
河原町	7	134	9	170	10	192	0	0	0	0	0	1	22	5	90	7	126	7	126	2	44	2	44	2	44								
三島赤阪村	3	60	3	60	3	60	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	1	20	2	40	2	40	2	40									
堺市	309	5,005	333	5,471	360	6,036	19	312	18	311	18	312	89	1,446	85	1,405	82	1,373	201	3,247	230	3,755	260	4,351									
泉大津市	24	368	27	434	29	473	2	18	3	46	3	46	7	133	8	152	9	171	15	217	16	236	17	256									
和泉市	53	829	60	925	67	1,015	3	42	4	56	4	56	33	396	38	455	44	522	17	391	18	414	19	437									
富石市	20	309	21	321	23	352	3	53	3	53	4	71	6	116	6	116	6	116	11	140	12	152	13	165									
志保町	11	209	11	222	12	237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
岸和田市	60	1,153	63	1,217	65	1,289	4	81	4	83	4	86	22	520	22	528	21	537	34	552	37	606	40	666									
貝塚市	21	355	23	386	25	422	3	39	4	52	4	52	8	141	8	141	10	172	10	175	11	193	11	193									
泉佐野市	38	698	39	715	42	769	2	48	2	48	2	48	17	321	17	321	18	340	19	329	20	346	22	380									
泉南市	17	353	20	392	21	420	3	54	4	59	4	64	11	232	12	254	13	277	3	67	4	79	4	79									
淡路市	24	392	24	392	24	392	2	23	2	23	2	23	8	132	8	132	8	132	14	237	14	237	14	237									
熊取町	10	208	12	251	12	251	1	16	1	16	1	16	4	92	5	115	5	115	5	100	6	120	6	120									
田尻町	4	57	4	57	4	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
岬町	4	30	4	30	4	30	1	1	1	1	1	1	1	14	1	14	1	14	2	15	2	15	2	15									
合計	4,373	63,643	4,600	66,588	4,839	69,733	364	5,320	378	5,602	391	5,916	1,165	17,923	1,214	18,529	1,266	19,133	2,844	40,400	3,008	42,457	3,182	44,683									

(3) 日中活動系サービス
④ 就労継続支援A型（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者											
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度	
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	2,755	47,358	2,791	47,974	2,827	48,598	777	13,396	788	13,570	798	13,746	768	14,289	777	14,475	787	14,663	1,210	19,673	1,242	19,929	1,242	20,189	1,226	19,929	1,242	20,189	1,226	19,929
池田市	70	1,382	77	1,520	82	1,620	17	346	19	388	21	430	19	390	20	410	21	430	34	646	38	722	40	760	34	646	38	722	40	760
箕面市	50	972	54	1,050	58	1,129	8	159	9	179	10	199	13	259	14	279	15	299	29	554	31	592	33	631	29	554	31	592	33	631
豊能町	12	240	13	260	14	280	2	40	2	40	2	40	3	60	3	60	3	60	7	140	8	160	9	180	7	140	8	160	9	180
能勢町	6	104	6	104	6	104	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	59	3	45	3	45	3	59	3	45	3	45
豊中市	273	4,926	282	5,088	292	5,269	42	792	45	848	48	905	92	1,731	94	1,768	96	1,806	139	2,403	143	2,472	148	2,558	143	2,472	148	2,558	148	2,558
吹田市	237	3,859	277	4,270	324	4,740	31	539	32	518	32	498	58	1,002	67	1,079	78	1,161	148	2,318	178	2,673	214	3,081	178	2,673	214	3,081	178	2,673
茨木市	147	2,584	155	2,704	162	2,829	27	463	29	477	30	491	42	762	44	800	46	840	78	1,359	82	1,427	86	1,498	82	1,427	86	1,498	86	1,498
摂津市	178	674	195	746	212	804	11	157	12	171	13	185	10	152	12	182	14	212	157	365	171	393	185	407	157	365	171	393	185	407
高槻市	19	339	21	375	24	428	2	34	2	34	3	51	8	152	9	171	10	190	9	153	10	170	11	187	9	153	10	170	11	187
枚方市	227	3,292	254	3,698	285	4,133	37	586	41	658	46	736	55	884	61	993	69	1,110	135	1,822	152	2,047	170	2,287	152	2,047	170	2,287	170	2,287
守口市	185	3,457	192	3,587	199	3,717	30	572	31	591	32	611	49	962	50	982	51	1,002	106	1,923	111	2,014	116	2,104	106	1,923	111	2,014	116	2,104
豊田川市	124	2,208	124	2,208	124	2,208	21	390	21	390	21	390	42	790	42	790	42	790	61	1,028	61	1,028	61	1,028	61	1,028	61	1,028	61	1,028
守口市	136	2,510	145	2,672	155	2,854	21	399	21	399	21	399	52	1,040	55	1,100	59	1,180	63	1,071	69	1,173	75	1,275	63	1,071	69	1,173	75	1,275
門真市	123	1,698	128	1,782	132	1,876	29	425	30	438	31	453	40	720	43	783	45	852	54	553	55	561	56	571	54	553	55	561	56	571
大東市	141	2,567	149	2,699	158	2,831	26	494	27	513	28	532	47	920	48	940	50	960	68	1,153	74	1,246	80	1,339	74	1,246	80	1,339	80	1,339
西條市	49	914	53	989	57	1,064	10	190	11	209	12	228	22	418	24	456	26	494	17	306	18	324	19	342	17	306	18	324	19	342
交野市	29	593	32	655	35	717	5	103	5	103	5	103	11	226	13	267	15	309	13	264	14	285	15	305	13	264	14	285	15	305
八尾市	261	4,662	261	4,702	263	4,742	50	850	49	833	48	816	69	1,273	70	1,330	73	1,387	142	2,539	142	2,539	142	2,539	142	2,539	142	2,539	142	2,539
東大阪市	489	6,349	490	6,367	492	6,397	99	1,544	98	1,539	97	1,533	133	1,859	138	1,914	144	1,981	257	2,946	254	2,914	251	2,883	257	2,946	254	2,914	251	2,883
松原市	98	1,979	101	2,019	103	2,060	27	550	27	560	28	571	28	582	29	594	30	607	43	847	45	865	45	882	43	847	45	865	45	882
柏原市	102	1,771	107	1,857	110	1,909	15	280	15	280	15	280	28	523	30	560	31	579	59	968	62	1,017	64	1,050	59	968	62	1,017	64	1,050
羽曳野市	56	1,006	56	1,006	56	1,006	7	135	7	135	7	135	20	386	20	386	20	386	29	485	29	485	29	485	29	485	29	485	29	485
藤井寺市	32	646	35	694	38	755	6	129	7	138	8	160	5	97	6	116	7	135	21	420	22	440	23	460	21	420	22	440	23	460
富田林市	62	1,143	63	1,143	63	1,162	19	361	19	361	19	361	14	260	14	260	15	279	29	522	29	522	29	522	29	522	29	522	29	522
河内長野市	53	902	55	922	59	960	12	240	12	240	12	240	8	122	8	122	9	130	33	540	35	560	38	590	33	540	35	560	38	590
大阪狭山市	30	564	30	564	30	564	8	154	8	154	8	154	8	149	8	149	8	149	14	261	14	261	14	261	14	261	14	261	14	261
太子町	25	500	27	540	28	560	10	200	11	220	11	220	5	100	6	120	7	140	10	200	10	200	10	200	10	200	10	200	10	200
河原町	12	208	12	208	15	253	2	44	2	44	2	44	2	44	2	44	2	44	8	120	8	120	8	120	11	165	8	120	11	165
三島赤阪村	3	45	3	45	3	45	0	0	0	0	0	0	1	15	1	15	1	15	2	30	2	30	2	30	2	30	2	30	2	30
堺市	403	7,472	413	7,658	423	7,843	83	1,638	79	1,654	75	1,669	119	2,204	124	2,301	130	2,392	201	3,630	210	3,703	218	3,782	210	3,630	210	3,703	218	3,782
泉大津市	61	1,035	68	1,178	77	1,321	11	179	12	208	14	238	19	352	21	388	23	424	31	504	35	582	40	659	31	504	35	582	40	659
和泉市	97	1,771	106	1,944	117	2,129	22	392	25	457	30	534	29	551	29	551	29	551	46	828	52	936	58	1,044	46	828	52	936	58	1,044
富石市	34	605	34	605	35	624	6	99	6	99	6	99	13	253	13	253	14	272	15	253	15	253	15	253	15	253	15	253	15	253
田園町	13	235	19	320	26	438	2	54	3	71	4	92	3	56	4	62	4	68	8	125	12	187	18	278	8	125	12	187	18	278
岸和田市	88	1,697	102	1,985	118	2,333	11	232	12	265	13	303	38	760	42	833	46	913	39	705	48	887	59	1,117	39	705	48	887	59	1,117
貝塚市	44	795	50	905	57	1,031	11	194	12	212	14	247	20	389	23	448	26	506	13	212	15	245	17	278	13	212	15	245	17	278
泉佐野市	60	1,036	67	1,154	71	1,254	11	195	12	213	12	213	16	307	17	327	17	327	33	534	35	566	38	615	33	534	35	566	38	615
泉南市	33	655	37	720	40	792	10	188	11	207	12	228	13	273	15	300	16	330	10	194	11	213	12	234	10	194	11	213	12	234
阪南市	32	566	32	566	32	566	9	158	9	158	9	158	6	104	6	104	6	104	17	304	17	304	17	304	17	304	17	304	17	304
熊取町	12	234	12	234	12	234	2	46	2	46	2	46	4	92	4	92	4	92	6	96	6	96	6	96	6	96	6	96	6	96
田尻町	2	28	2	28	2	28	1	19	1	19	1	19	0	0	0	0	0	0	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9	1	9
岬町	8	143	8	143	8	143	2	44	2	44	2	44	4	71	4	71	4	71	2	28	2	28	2	28	2	28	2	28	2	28
合計	6,871	115,724	7,134	119,840	7,420	124,250	1,532	27,010	1,566	27,683	1,602	28,401	1,939	35,638	2,013	36,934	2,096	38,299	3,400	53,076	3,555	55,223	3,400	53,076	3,555	55,223	3,722	57,551	3,722	57,551

(3) 日中活動系サービス

⑥ 就労定着支援

市町村	3年度	4年度	5年度
	人／月	人／月	人／月
大阪市	510	577	653
池田市	10	12	14
箕面市	17	19	21
豊能町	2	2	2
能勢町	1	2	3
豊中市	86	97	108
吹田市	61	70	81
茨木市	52	53	57
摂津市	23	25	27
島本町	8	10	12
高槻市	174	179	190
枚方市	35	36	37
寝屋川市	66	76	86
守口市	20	39	70
門真市	26	32	38
大東市	24	28	32
四條畷市	9	11	13
交野市	17	18	19
八尾市	33	42	54
東大阪市	182	191	202
松原市	32	34	37
柏原市	4	6	6
羽曳野市	11	14	17
藤井寺市	7	10	13
富田林市	15	18	22
河内長野市	9	12	13
大阪狭山市	6	9	11
太子町	1	1	1
河南町	1	1	2
千早赤阪村	1	1	1
堺市	110	135	168
泉大津市	7	8	9
和泉市	13	17	22
高石市	4	4	4
忠岡町	2	2	2
岸和田市	10	10	10
貝塚市	3	3	3
泉佐野市	2	2	2
泉南市	4	5	6
阪南市	12	15	17
熊取町	1	1	1
田尻町	0	0	0
岬町	0	0	0
合計	1,611	1,827	2,086

(3) 日中活動系サービス

⑦ 療養介護

市町村	3年度	4年度	5年度
	人／月	人／月	人／月
大阪市	313	313	313
池田市	11	11	11
箕面市	9	9	9
豊能町	1	1	1
能勢町	0	0	0
豊中市	52	52	52
吹田市	40	40	40
茨木市	20	20	21
摂津市	11	11	11
島本町	3	3	3
高槻市	52	53	54
枚方市	53	53	53
寝屋川市	22	22	22
守口市	15	15	15
門真市	21	21	21
大東市	12	12	12
四條畷市	6	6	6
交野市	8	8	8
八尾市	30	30	30
東大阪市	60	61	62
松原市	19	19	20
柏原市	3	3	3
羽曳野市	18	18	18
藤井寺市	6	6	6
富田林市	26	27	29
河内長野市	10	10	10
大阪狭山市	3	3	3
太子町	1	1	2
河南町	2	2	2
千早赤阪村	0	0	0
堺市	135	135	135
泉大津市	10	11	12
和泉市	9	9	9
高石市	9	9	9
忠岡町	0	0	0
岸和田市	25	25	24
貝塚市	13	13	13
泉佐野市	15	15	15
泉南市	4	4	4
阪南市	1	1	1
熊取町	3	3	3
田尻町	1	1	1
岬町	1	1	1
合計	1,053	1,057	1,064

(4) 居住系サービス
① 自立生活援助 (合計・障がい種別)

市町村	合 計				身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	3年度	4年度	5年度	人/月	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
	人/月	人/月	人/月		人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月
大田市	51	61	73	41	28	34	41	10	12	14	13	15	18
池田市	0	0	3	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1
其間市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊能町	2	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
能勢町	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊中市	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3
吹田市	8	8	8	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4
茨木市	3	4	5	0	0	0	0	3	4	5	0	0	0
摂津市	2	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
豊本町	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
高槻市	2	3	4	0	0	0	0	1	1	1	1	2	3
枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	7	11	15	2	1	2	3	2	4	6	4	5	6
守口市	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
門真市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
大東市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西條郡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交野市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
八尾市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東大阪市	42	44	47	5	5	5	5	11	12	13	26	27	29
水都府	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
柏原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽曳野市	1	2	3	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2
藤井寺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富田林市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河内長野市	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
大阪狭山市	2	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
太子町	2	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
河内町	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	9	12	15	0	0	0	0	2	2	3	7	10	12
島大津市	4	5	6	0	0	0	0	0	0	0	4	5	6
和泉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高石市	5	5	5	1	1	1	1	3	3	3	1	1	1
田園町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岸和田市	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉佐野市	2	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
泉南市	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
堺市	2	2	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
龍取町	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	188	211	241	47	54	63	53	60	69	88	97	109	

(4) 居住系サービス
 ② 共同生活援助（グループホーム）（合計・障がい種別）

市町村	合 計						身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者					
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度	
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	
大阪市	51	61	73				28	34	41	10	12	14	13	15	18			
池田市	100	107	114				4	5	6	78	82	86	18	20	22			
箕面市	145	152	159				23	24	25	95	100	105	27	28	29			
豊能町	22	24	26				5	5	5	12	13	14	5	6	7			
能勢町	11	11	11				1	1	1	9	9	9	1	1	1			
豊中市	389	409	427				53	56	58	263	273	282	73	80	87			
吹田市	397	419	497				63	65	74	272	287	342	62	67	81			
茨木市	290	305	319				10	10	10	233	245	257	47	50	52			
摂津市	93	93	93				2	2	2	74	74	74	17	17	17			
島本町	36	39	44				1	1	2	34	37	40	2	3	4			
高槻市	455	487	521				35	36	38	369	396	425	51	55	58			
枚方市	389	401	413				46	48	49	286	294	302	57	59	62			
寝屋川市	311	332	353				13	14	15	245	260	275	53	58	63			
守口市	286	304	322				42	43	44	207	222	237	37	39	41			
門真市	203	216	230				4	5	6	162	169	176	37	42	48			
大東市	150	156	162				30	31	32	102	106	110	18	19	20			
四條畷市	72	81	91				11	12	13	41	46	52	20	23	26			
交野市	108	110	113				20	21	22	72	73	74	16	16	17			
八尾市	283	306	329				13	13	13	240	260	280	30	33	36			
東大阪市	700	736	772				33	35	37	551	576	601	116	125	134			
松原市	199	216	233				6	6	7	154	168	181	39	42	45			
相原市	98	111	124				5	6	7	75	85	95	22	18	20			
羽曳野市	150	159	168				5	6	7	128	133	138	17	20	23			
藤井寺市	83	89	96				7	8	9	63	66	70	13	15	17			
富田林市	3	3	3				1	1	1	1	1	1	1	1	1			
河内長野市	127	131	136				8	8	8	110	114	118	9	9	10			
大阪狭山市	68	78	88				6	7	8	54	61	68	8	10	12			
太子町	20	22	24				2	2	2	17	19	21	1	1	1			
河内町	14	14	16				4	4	5	9	9	10	1	1	1			
千早赤阪村	4	4	4				1	1	1	2	2	2	1	1	1			
堺市	907	962	1,016				1	1	1	765	804	843	141	157	172			
泉大津市	81	87	92				4	5	5	56	58	60	21	24	27			
和泉市	266	300	338				29	35	42	187	209	234	50	56	62			
高石市	62	65	67				2	2	2	48	50	51	12	13	14			
中園町	10	11	11				2	2	2	4	4	4	4	4	5			
岸和田市	211	231	253				27	31	36	140	151	163	44	49	54			
貝塚市	90	112	113				20	26	26	49	64	64	21	22	23			
泉佐野市	129	138	147				10	12	12	86	91	98	33	35	37			
泉南市	121	125	129				7	7	7	100	103	107	14	15	15			
阪南市	65	70	75				11	11	11	41	45	49	13	14	15			
熊取町	40	41	42				3	3	3	20	20	21	17	18	18			
田原町	11	13	14				0	0	0	5	6	6	6	6	6			
岬町	29	31	33				2	2	2	22	24	26	5	5	5			
合計	7,279	7,762	8,291				600	647	697	5,491	5,821	6,185	1,188	1,294	1,409			

(4) 居住系サービス
③ 施設入所支援 (合計・障がい種別)

市町村	合 計						身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者		
	3年度		4年度		5年度		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月	人／月
大阪市	51	61	73	73	41	34	28	24	24	10	12	14	13	15	18
池田市	72	72	72	72	24	24	24	24	24	47	47	47	1	1	1
箕面市	62	62	61	61	26	26	26	26	26	36	36	35	0	0	0
豊能町	22	23	23	23	11	11	11	11	11	10	11	11	1	1	1
能勢町	9	9	9	9	3	3	3	3	3	6	6	6	0	0	0
豊中市	230	226	221	221	71	68	74	71	68	150	149	148	6	6	5
吹田市	167	166	165	165	67	67	68	67	66	97	97	97	2	2	2
茨木市	128	126	125	125	31	31	32	31	31	93	92	91	3	3	3
摂津市	66	65	65	65	9	9	9	9	9	57	56	56	0	0	0
豊本町	16	15	14	14	2	2	2	2	2	14	13	12	0	0	0
高槻市	213	212	211	211	89	89	89	89	88	124	123	123	0	0	0
枚方市	182	180	177	177	64	63	64	63	62	117	116	114	1	1	1
寝屋川市	117	117	116	116	24	24	24	24	24	90	90	89	3	3	3
守口市	70	70	68	68	31	31	31	31	30	39	39	38	0	0	0
門真市	76	76	76	76	22	22	22	22	22	54	54	54	0	0	0
大東市	66	65	65	65	23	23	24	23	22	40	40	41	2	2	2
四條畷市	35	35	34	34	15	15	15	15	15	18	18	17	2	2	2
交野市	30	29	28	28	12	11	12	11	11	17	17	16	1	1	1
八尾市	155	153	152	152	49	49	50	49	49	104	103	102	1	1	1
東大阪市	227	224	221	221	63	62	63	62	61	163	161	159	1	1	1
松原市	67	66	66	66	19	19	19	19	19	48	47	47	0	0	0
柏原市	35	34	33	33	10	10	10	10	10	22	23	23	1	1	1
羽曳野市	51	51	50	50	10	10	10	10	10	40	40	39	1	1	1
藤井寺市	61	61	60	60	14	14	14	14	13	46	46	46	1	1	1
富田林市	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河内長野市	99	98	97	97	24	24	24	24	24	75	74	73	0	0	0
大阪狭山市	31	30	30	30	11	10	11	10	10	18	18	18	2	2	2
太子町	6	6	6	6	0	0	0	0	0	6	6	5	0	0	0
河南町	13	13	12	12	3	3	3	3	3	10	10	9	0	0	0
千早赤阪村	7	7	7	7	3	3	3	3	3	4	4	4	0	0	0
堺市	321	320	319	319	3	3	3	3	3	316	315	314	2	2	2
泉大津市	42	41	41	41	17	16	17	16	16	23	23	23	2	2	2
和泉市	94	93	91	91	29	28	29	28	26	61	61	61	4	4	4
高石市	35	35	35	35	7	7	7	7	7	28	28	28	0	0	0
思兼町	10	10	9	9	2	2	2	2	2	8	8	7	0	0	0
岸和田市	145	144	143	143	51	51	51	51	52	92	91	89	2	3	3
貝塚市	58	59	60	60	23	24	23	24	25	35	35	35	0	0	0
泉佐野市	65	65	64	64	18	18	18	18	18	47	47	46	0	0	0
泉南市	35	35	35	35	7	7	7	7	7	27	27	27	1	1	1
阪南市	33	33	33	33	13	13	13	13	13	20	20	20	0	0	0
龍取町	33	33	32	32	7	7	7	7	7	24	24	23	2	2	2
田尻町	8	8	7	7	2	2	2	2	2	6	6	5	0	0	0
岬町	20	20	20	20	2	2	2	2	2	18	18	18	0	0	0
合計	3,266	3,251	3,228	3,228	947	941	938	938	938	2,263	2,252	2,230	56	59	61

(5) 相談支援

① 計画相談支援（合計・障がい種別）

市町村	合計			身体障がい者			知的障がい者			障がい児			精神障がい者		
	3年度 人／月	4年度 人／月	5年度 人／月	3年度 人／月	4年度 人／月	5年度 人／月	3年度 人／月	4年度 人／月	5年度 人／月	3年度 人／月	4年度 人／月	5年度 人／月	3年度 人／月	4年度 人／月	5年度 人／月
大坂市	9,346	10,413	11,480	2,544	2,775	3,006	2,555	2,863	3,171	10	10	10	4,237	4,765	5,293
池田市	99	126	177	11	12	13	13	43	45	48	22	44	88	23	25
豊前市	290	307	324	77	82	86	136	144	152	1	1	1	76	80	85
豊能町	22	25	28	5	6	7	11	12	13	1	1	1	5	6	7
能勢町	9	9	9	2	2	2	4	4	4	1	1	1	2	2	2
豊中市	438	453	468	80	82	84	200	210	219	4	4	5	154	157	160
吹田市	667	792	942	123	132	142	253	305	368	1	1	1	290	354	431
茨木市	694	728	764	160	168	176	332	348	366	2	2	2	200	210	220
摂津市	191	204	215	48	52	55	85	90	95	0	0	0	58	62	65
墨江町	29	37	46	3	4	5	19	24	29	1	1	2	6	8	10
高槻市	329	491	553	91	104	117	132	155	178	1	1	1	105	120	135
枚方市	74	76	78	18	18	18	25	26	26	0	0	0	31	32	34
寝屋川市	403	444	485	58	68	78	184	204	224	3	4	5	158	168	178
守口市	299	329	359	60	64	68	112	121	130	1	1	1	126	143	160
西宮市	1,252	1,292	1,337	183	181	179	667	690	715	29	26	24	373	395	419
大東市	252	257	262	76	77	78	115	116	118	1	1	1	60	63	65
四條畷市	91	109	130	28	35	45	38	42	46	0	0	0	25	32	39
交野市	139	148	157	32	33	34	59	63	67	0	0	0	48	52	56
八尾市	518	557	596	61	66	71	207	228	249	3	3	3	247	260	273
東大坂市	2,111	2,216	2,326	320	334	348	971	1,040	1,114	5	6	8	815	836	856
松原市	254	295	344	49	57	67	115	134	156	16	18	20	74	86	101
柏原市	189	208	223	21	23	24	66	72	77	30	33	35	72	80	87
羽曳野市	162	176	190	42	44	46	79	85	91	0	0	0	41	47	53
藤井寺市	94	97	100	17	18	19	46	47	48	0	0	0	31	32	33
富田林市	153	162	172	28	28	28	73	78	84	0	0	0	52	56	60
河内長野市	69	73	77	15	16	17	31	32	33	1	1	1	22	24	26
大坂狭山市	139	156	176	19	21	23	64	74	85	3	3	4	53	58	64
太子町	61	66	71	10	11	12	40	43	46	1	1	1	10	11	12
河内町	9	10	12	6	7	8	2	2	2	0	0	0	1	1	1
千早赤阪村	6	6	6	2	2	2	2	2	2	0	0	0	2	2	2
堺市	3,329	3,774	4,280	629	713	809	1,308	1,483	1,682	20	23	26	1,372	1,555	1,763
泉大津市	150	165	180	29	31	33	63	69	75	0	0	0	58	65	72
和泉市	267	277	289	55	55	55	114	115	117	4	4	4	94	103	113
高石市	75	78	81	10	10	10	35	36	37	0	0	0	30	32	34
忠岡町	18	22	27	3	3	4	15	19	23	0	0	0	0	0	0
岸和田市	354	360	367	74	73	72	149	155	161	1	1	1	130	131	133
貝塚市	120	125	133	31	33	35	50	52	55	0	0	0	39	40	43
泉佐野市	203	214	226	36	39	41	98	102	107	1	1	1	68	72	77
泉南市	94	106	123	16	21	29	54	57	62	0	0	0	24	28	32
阪南市	131	138	147	28	30	32	54	57	61	1	1	1	48	50	53
熊取町	84	87	94	17	18	19	40	41	45	0	0	0	27	28	30
田原町	15	15	15	4	4	4	6	6	6	0	0	0	5	5	5
岬町	36	36	36	5	5	5	18	18	18	4	4	4	9	9	9
合計	23,265	25,659	28,105	5,126	5,557	6,006	8,670	9,620	10,528	168	197	252	9,301	10,285	11,319

(5) 相談支援

② 地域移行支援 (合計・障がい種別)

市町村	合計				身体障がい者				知的障がい者				精神障がい者			
	3年度	4年度	5年度	人/月	3年度	4年度	5年度	人/月	3年度	4年度	5年度	人/月	3年度	4年度	5年度	人/月
	人/月	人/月	人/月		人/月	人/月	人/月		人/月	人/月	人/月		人/月	人/月	人/月	
大阪市	35	35	35		5	5	5		3	3	3		27	27	27	
池田市	2	3	4		1	1	1		0	1	1		1	1	2	
箕面市	5	5	5		1	1	1		1	1	1		3	3	3	
豊能町	2	3	3		0	1	1		1	1	1		1	1	1	
能勢町	3	3	3		1	1	1		1	1	1		1	1	1	
豊中市	2	2	2		0	0	0		0	0	0		2	2	2	
吹田市	6	9	12		2	3	4		1	2	3		3	4	5	
茨木市	5	5	7		2	2	3		2	2	3		1	1	1	
摂津市	2	2	2		0	0	0		1	1	1		1	1	1	
豊本町	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
高槻市	3	3	3		0	0	0		1	1	1		2	2	2	
寝屋川市	5	6	7		1	1	1		1	1	1		3	4	5	
市川市	2	3	3		0	1	1		1	1	1		1	1	1	
門真市	4	4	7		1	1	2		1	1	2		2	2	3	
大東市	4	5	8		1	1	2		1	1	2		2	3	4	
四條畷市	5	5	5		2	2	2		1	1	1		2	2	2	
交野市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
八尾市	6	8	10		1	1	1		1	1	1		4	6	8	
東大阪市	10	13	16		1	1	1		3	4	5		6	8	10	
松原市	2	2	2		0	0	0		0	0	0		2	2	2	
和泉市	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
羽曳野市	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
藤井寺市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
豊田林市	3	3	3		1	1	1		1	1	1		1	1	1	
河内長野市	1	1	2		0	0	0		0	0	0		1	1	2	
大阪狭山市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
太子町	0	0	2		0	0	0		0	0	0		0	0	1	
河内町	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
千早赤阪村	1	1	1		1	1	1		0	0	0		0	0	0	
堺市	6	7	7		1	1	1		3	3	3		3	3	3	
泉大津市	1	2	3		0	0	0		0	1	1		1	1	2	
和泉市	3	3	4		0	0	0		0	1	2		3	2	2	
高石市	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
嵯峨町	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
豊和田市	3	3	3		1	1	1		1	1	1		1	1	1	
貝塚市	1	1	2		0	0	0		0	0	0		1	1	2	
泉佐野市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
泉南市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
阪南市	2	2	2		0	0	0		1	1	1		1	1	1	
熊取町	2	2	2		0	0	0		0	0	0		2	2	2	
田尻町	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
岫町	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
合計	134	149	173		22	26	30		26	32	39		86	91	104	

(5) 相談支援

③ 地域定着支援（合計・障がい種別）

市町村	合計				身体障がい者				知的障がい者				精神障がい者			
	3年度 人/月	4年度 人/月	5年度 人/月		3年度 人/月	4年度 人/月	5年度 人/月		3年度 人/月	4年度 人/月	5年度 人/月		3年度 人/月	4年度 人/月	5年度 人/月	
大阪府	788	905	1,022		225	263	281		217	243	269		346	409	472	
大阪市	3	3	3		1	1	1		1	1	1		1	1	1	
池田市	5	5	5		1	1	1		1	1	1		3	3	3	
箕面市	2	2	2		0	0	0		1	1	1		1	1	1	
豊能町	3	3	3		1	1	1		1	1	1		1	1	1	
能勢町	2	2	2		0	0	0		0	0	0		2	2	2	
豊中市	4	5	6		0	0	0		1	1	1		3	4	5	
吹田市	3	4	6		0	0	0		1	1	1		2	3	5	
茨木市	2	2	2		0	0	0		1	1	1		1	1	1	
摂津市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
豊本町	2	3	3		0	0	0		0	0	0		2	2	2	
高槻市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
枚方市	10	11	12		2	2	2		3	3	3		1	1	1	
寝屋川市	16	19	22		0	1	1		1	1	1		15	17	20	
門真市	4	4	7		1	1	2		1	1	2		2	2	3	
大東市	8	10	12		1	1	1		6	7	8		1	2	3	
四條畷市	5	5	5		1	1	1		1	1	1		3	3	3	
交野市	7	8	9		1	1	1		0	0	0		6	7	8	
八尾市	3	3	3		1	1	1		1	1	1		1	1	1	
東大阪市	29	35	44		4	4	4		8	13	21		17	18	19	
松原市	13	13	14		0	0	0		12	12	12		1	1	2	
和泉市	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
羽曳野市	4	4	5		0	0	0		4	4	5		0	0	0	
藤井寺市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
富田林市	2	2	2		0	0	0		1	1	1		1	1	1	
河内長野市	1	1	2		0	0	0		1	1	1		0	0	1	
大阪狭山市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
太子町	0	0	2		0	0	0		0	0	1		0	0	1	
河内町	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
千早赤阪村	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
堺市	220	220	220		53	53	53		141	141	141		26	26	26	
泉大津市	1	2	3		0	0	1		0	0	1		1	1	2	
和泉市	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
高石市	2	3	3		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
岬町	0	0	0		0	0	0		0	0	0		2	3	3	
豊和田市	3	3	3		1	1	1		1	1	1		1	1	1	
貝塚市	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
泉佐野市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
泉南市	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
阪南市	2	2	2		0	0	0		1	1	1		1	1	1	
熊取町	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
田尻町	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
岬町	1	1	1		0	0	0		0	0	0		1	1	1	
合計	1,152	1,287	1,432		293	322	351		406	441	478		453	524	603	

(6) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

市町村	児童養育施設						児童福祉施設						児童相談所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	3年度			4年度			5年度			3年度			4年度			5年度			3年度			4年度			5年度			障がい児相談支援																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	人	入	出	人	入	出	人	入	出	人	入	出	人	入	出	人	入	出	人	入	出	人	入	出	人	入	出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
本郷市	4,315	47,403	4,779	55,144	5,403	63,985	34	326	34	326	34	326	8,724	107,570	10,036	121,056	11,146	137,766	662	1,131	961	1,663	1,306	2,377	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22	72	22

(7) 発達障がい者等に対する支援

市町村	発達障がい者支援地域協議会の開催			発達障がい者支援センターによる相談支援			発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言			発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修			発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への啓発		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
	回/年	回/年	回/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年	件/年
大阪市	2	2	2	2445	2445	2445	530	530	530	248	248	248	3	3	3
堺市	1	1	1	3057	3126	3195	15	15	15	17	17	17	4	4	4

(7) 発達障がい者等に対する支援

市町村	ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者数			ペアレントメンターの人数			ピアサポート活動への参加人数		
	3年度 人／年	4年度 人／年	5年度 人／年	3年度 人	4年度 人	5年度 人	3年度 人／年	4年度 人／年	5年度 人／年
大阪府	843	843	843	0	0	0	0	0	0
池田市	10	10	10	0	1	1	5	5	5
箕面市	55	55	55	1	1	1	4	4	4
豊能町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	98	110	110	0	0	0	12	12	12
吹田市	38	47	56	0	0	0	0	0	0
茨木市	12	18	24	0	0	0	30	30	30
摂津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島本町	10	10	10	0	0	0	0	0	0
高槻市	10	20	30	1	2	3	5	10	15
枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	10	10	10	0	1	2	14	14	14
守口市	108	120	120	0	0	0	0	0	0
西宮市	6	6	6	0	0	0	0	0	0
大東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四條畷市	5	5	6	0	0	0	0	0	0
交野市	200	200	200	0	0	0	0	0	0
八尾市	20	23	23	0	1	1	25	25	25
東大阪市	60	60	60	0	0	0	30	30	30
松原市	5	5	5	2	2	2	0	0	0
柏原市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
羽曳野市	0	10	10	0	0	0	0	0	0
藤井寺市	10	10	10	0	0	0	20	20	20
富田林市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河内長野市	10	10	10	0	0	2	0	0	10
大阪狭山市	30	30	30	0	0	0	0	0	0
太子町	5	5	5	0	0	0	0	0	0
河内町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	3	0	3	0	0	0	0	0	0
堺市	24	30	30	0	0	0	0	0	0
東大津市	15	17	18	0	0	0	0	0	0
和泉市	5	5	5	1	1	1	0	0	0
高石市	30	30	30	0	0	0	40	40	40
忠岡町	5	5	5	0	0	0	0	0	0
岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貝塚市	6	6	6	1	2	2	0	3	6
泉佐野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阪南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
能勢町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田原町	16	16	16	1	1	1	0	0	0
岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,659	1,726	1,758	17	22	26	195	203	221

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

[illegible]

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村	精神障がい者の地域移行支援						精神障がい者の地域定着支援						精神障がい者の共同生活援助						精神障がい者の自立生活援助					
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度	
	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
大田市	27	27	27	27	27	27	346	409	472	650	708	773	13	15	18									
池田市	1	1	2	2	1	1	1	1	1	18	20	22	0	0	1									
箕面市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	27	28	29	1	1	1									
豊能町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	6	7	1	1	1									
能勢町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
豊中市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	73	80	87	3	3	3									
吹田市	3	4	5	5	4	4	3	4	5	62	67	72	4	4	4									
茨木市	1	1	1	1	1	1	2	3	5	47	50	52	0	0	0									
摂津市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	17	17	1	1	1									
島本町	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0									
高槻市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	51	55	58	1	2	3									
枚方市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	57	59	62	0	0									
寝屋川市	3	4	5	5	5	6	5	6	7	53	58	63	4	5	6									
守口市	2	2	2	2	2	2	1	1	1	37	39	41	20	25	30									
門真市	2	2	3	3	2	2	2	2	3	37	42	48	1	1	1									
大東市	2	3	4	4	2	2	1	2	3	18	19	20	1	1	1									
四條畷市	2	2	2	2	3	3	3	3	3	20	23	26	0	0	0									
交野市	1	1	1	1	1	6	7	7	8	16	16	17	1	1	1									
八尾市	4	6	8	8	1	1	1	1	1	30	33	36	1	1	1									
東大阪市	6	8	10	17	18	19	17	18	19	116	125	134	26	27	29									
松原市	1	1	1	2	2	2	2	2	2	33	36	39	1	1	1									
柏原市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
羽曳野市	1	1	2	2	2	2	2	2	2	17	20	23	1	1	2									
藤井寺市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	15	17	0	0	0									
富田林市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	24	28	1	1	1									
河内長野市	1	1	2	0	0	0	0	0	1	9	9	10	0	0	0									
大阪狭山市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	10	12	1	1	1									
太子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
河南町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									
千早赤阪村	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
堺市	3	3	3	26	26	26	26	26	26	141	157	172	7	10	12									
泉大津市	1	1	2	1	1	1	1	1	2	21	24	27	4	5	6									
和泉市	3	2	2	0	0	0	0	0	0	50	56	62	0	0	0									
高石市	0	0	0	2	3	3	2	3	3	12	13	14	1	1	1									
忠岡町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4	0	0	0									
岸和田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	39	39	1	1	1									
貝塚市	1	1	2	0	0	0	0	0	0	21	22	23	0	0	0									
最上野市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	35	37	1	1	1									
泉南市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	15	15	2	2	2									
阪南市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	14	15	2	2	2									
熊取町	2	2	2	1	0	0	0	0	0	17	18	18	2	2	2									
田尻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
岬町	0	0	0	0	0	1	1	1	1	5	5	5	0	0	0									
合計	88	93	106	440	512	585	1,806	1,963	2,129	105	119	138												

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組

市町村	基幹相談支援センター			地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な助言・指導			地域の相談支援事業者の 人材育成の支援			地域の相談機関との 連携強化の取組		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
	有無	有無	有無	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	件／年	回／年	回／年	回／年
大阪市	有	有	有	894	897	900	307	326	345	1,380	1,401	1,422
池田市	有	有	有	4	4	4	4	4	4	4	4	4
篠原市	有	有	有	12	16	18	2	2	2	4	4	4
豊能町	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1
能勢町	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豊中市	有	有	有	24	24	24	6	6	6	14	14	14
吹田市	有	有	有	16	16	16	16	16	16	16	16	16
茨木市	有	有	有	16	16	16	2	2	2	2	6	10
摂津市	有	有	有	12	12	12	2	2	2	12	12	12
島本町	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高槻市	有	有	有	3	3	3	1	1	1	1	1	1
枚方市	有	有	有	6	6	6	6	6	6	13	13	13
藤屋川市	有	有	有	6	6	6	6	6	6	6	6	6
守口市	有	有	有	71	74	77	21	21	21	41	41	41
西宮市	有	有	有	76	80	84	20	21	22	39	40	42
大東市	有	有	有	90	90	90	14	14	14	80	80	80
四條畷市	有	有	有	48	48	48	48	48	48	33	33	33
交野市	有	有	有	24	24	24	12	12	12	10	10	10
八尾市	有	有	有	7	7	8	1	1	1	1	1	1
東大阪市	有	有	有	300	300	300	25	25	25	160	160	160
松原市	有	有	有	120	132	144	2	2	2	12	12	12
柏原市	有	有	有	12	12	12	1	1	1	12	12	12
羽曳野市	無	無	無	0	0	4	0	0	4	0	0	1
藤井寺市	無	無	有	0	0	1	1	1	1	3	3	3
富田林市	有	有	有	108	108	108	12	12	12	12	12	12
河内長野市	有	有	有	10	10	10	10	10	10	10	10	10
大阪狭山市	有	有	有	30	35	40	36	36	36	6	6	6
太子町	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1
河内町	有	有	有	1	1	1	1	1	1	4	4	4
千早赤阪村	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1
堺市	有	有	有	350	350	350	15	15	15	15	15	15
泉大津市	無	無	有	0	0	12	0	0	1	0	0	1
和泉市	有	有	有	6	6	6	6	6	6	6	6	6
高石市	有	有	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1
忠岡町	無	無	有	0	0	3	0	0	3	0	0	1
岸和田市	有	有	有	504	504	504	4	4	4	12	12	12
貝塚市	有	有	有	20	22	25	3	3	3	4	4	4
泉佐野市	有	有	有	40	45	50	1	1	1	4	4	4
泉南市	無	有	有	0	6	6	0	6	6	0	6	6
阪南市	有	有	有	2	2	2	2	2	2	12	12	12
能勢町	有	有	有	3	3	3	12	12	12	12	12	12
田原町	有	有	有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	無	無	有	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	36	37	42	2,822	2,866	2,924	606	632	661	1,947	1,979	2,009

(10) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

市町村	障がい福祉サービス等に係る 各種研修				障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果				※障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有			
	3年度 人／年	4年度 人／年	5年度 人／年		3年度 有無	3年度 回／年	4年度 有無	4年度 回／年	5年度 有無	5年度 回／年		
大坂市	43	43	43		有	1	有	2	有	1	有	1
池田市	5	5	5		有	2	有	1	有	1	有	1
寝屋川市	3	3	3		有	1	有	1	有	1	有	1
豊能町	1	1	1		有	1	有	1	有	1	有	1
能勢町	1	1	1		有	1	有	1	有	1	有	1
豊中市	43	43	43		有	313	有	327	有	330	有	330
吹田市	31	31	31		有	1	有	1	有	1	有	1
茨木市	64	64	64		有	12	有	12	有	12	有	12
津守町	1	1	1		有	0	有	0	有	0	有	0
島本町	5	5	5		有	2	有	2	有	2	有	2
高槻市	2	2	2		有	14	有	14	有	14	有	14
枚方市	10	10	10		有	2	有	2	有	2	有	2
寝屋川市	2	2	2		有	0	有	0	有	0	有	0
守口市	5	5	5		有	1	有	1	有	1	有	1
西宮市	5	5	5		有	12	有	12	有	12	有	12
大東市	20	20	20		有	12	有	12	有	12	有	12
四條畷市	6	6	6		有	0	有	0	有	0	有	0
交野市	10	10	10		有	3	有	3	有	3	有	3
八尾市	5	5	5		有	12	有	12	有	12	有	12
東大坂市	2	2	2		有	1	有	1	有	1	有	1
松原市	5	5	5		有	12	有	12	有	12	有	12
柏原市	50	50	50		有	1	有	1	有	1	有	1
羽曳野市	1	1	1		有	1	有	1	有	1	有	1
藤井寺市	8	10	12		有	0	有	0	有	0	有	0
富田林市	4	4	4		有	1	有	1	有	1	有	1
河内長野市	2	2	2		有	1	有	1	有	1	有	1
大坂狭山市	8	8	8		有	0	有	0	有	0	有	0
太子町	0	0	0		有	12	有	12	有	12	有	12
河内町	1	1	1		有	0	有	0	有	0	有	0
千早赤阪村	0	0	0		有	1	有	1	有	1	有	1
堺市	30	30	30		有	12	有	12	有	12	有	12
泉大津市	40	40	40		有	0	有	0	有	0	有	0
和泉市	1	1	1		有	1	有	1	有	1	有	1
高石市	0	0	0		有	0	有	0	有	0	有	0
島岡町	1	1	1		有	0	有	0	有	0	有	0
唐和田市	34	34	34		有	0	有	0	有	0	有	0
貝塚市	25	25	25		有	0	有	0	有	0	有	0
泉佐野市	3	3	3		有	1	有	1	有	1	有	1
阪南市	1	1	1		有	1	有	1	有	1	有	1
熊取町	1	1	1		有	0	有	0	有	0	有	0
田原町	1	1	1		有	1	有	1	有	1	有	1
岬町	1	1	1		有	1	有	1	有	1	有	1
合計	488	490	491		25	420	29	438	35	447	31	421
											32	425

※「障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有」は指定都市・中核市・指定権限を有する市町村で実施。

4. 各年度の指定障がい者支援施設及び指定障がい児入所施設等の入所定員総数

＜第6期障がい福祉計画＞

	指定障がい者支援施設の必要入所定員総数
令和3年度	4,800人
令和4年度	4,800人
令和5年度	4,800人

＊必要入所定員総数については、いわゆる整備法（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障がい児施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障がい者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者の数を除きます。

＜第2期障がい児福祉計画＞

	指定障がい児入所施設等の必要入所定員総数	
	福祉型	医療型
令和3年度	590人	280人
令和4年度	590人	280人
令和5年度	590人	280人

地域生活支援事業の実施に関する事項
郡連府県地域生活支援事業

			令和3年	令和4年	令和5年
専門性の高い相談支援事業	発達障がい者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1
		実利用者数	1,240	1,240	1,240
		箇所数	1	1	1
		実利用者数	1000人	1000人	1000人
専門性の高い相談支援事業	発達障がい者支援センター運営事業	箇所数	8	8	8
		箇所数	18	18	18
		実利用者数	10,120	10,420	10,720
		登録試験合格者数	20	20	20
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	発達障がい者支援センター運営事業	実養成講習修了見込み者数	15	15	15
		登録試験合格者数	5	5	5
		実養成講習修了見込み者数	10	10	10
		登録者数・実養成講習修了見込み者数	30	30	30
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	発達障がい者支援センター運営事業	登録者数・実養成講習修了見込み者数	10	10	10
		実利用見込み件数	125	125	125
		実利用見込み件数	65	65	65
		実利用見込み件数	13,525	13,525	13,525
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	発達障がい者支援センター運営事業	実施の有無	有	有	有
		相談支援に関する実アトハイザー見込み者数	11人	11人	11人
		ピアサポート従事者見込み者数	30	30	30
		協議会の開催見込み数	4	4	4

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	理解促進研修・啓蒙事業			自費的活動支援事業			相談支援事業												成年後見制度 利用支援事業			成年後見制度 法人後見支援制度		
	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	障がい者相談支援事業			基幹相談支援センター			基幹相談支援センター等 機能強化事業			住居人員等支援事業 (居住サポート事業)			3年度 人/生	4年度 人/生	5年度 人/生	3年度	4年度	5年度
大阪市	有	有	有	有	有	有	24	24	24	有	有	有	有	有	有	有	有	有	121	125	130	有	有	有
池田市	有	有	有	有	有	有	4	4	5	有	有	有	有	有	有	有	有	有	3	4	5	無	無	有
箕面市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	10	12	14	有	有	有
豊能町	有	有	有	有	有	有	2	2	2	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	無	無	無
能勢町	無	無	無	無	無	無	2	2	2	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
豊中市	有	有	有	有	有	有	8	8	8	有	有	有	有	有	有	有	有	有	6	8	10	無	無	無
吹田市	有	有	有	有	有	有	6	6	6	有	有	有	有	有	有	有	有	有	32	37	42	有	有	有
茨木市	有	有	有	有	有	有	10	10	14	有	有	有	有	有	有	有	有	有	12	13	15	無	無	無
摂津市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有
島本町	有	有	有	有	有	有	2	2	2	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
高槻市	有	有	有	有	有	有	8	8	8	有	有	有	有	有	有	有	有	有	12	14	16	有	有	有
枚方市	有	有	有	有	有	有	7	7	9	有	有	有	有	有	有	有	有	有	25	27	29	無	無	無
寝屋川市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	6	7	8	無	無	無
守口市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	無	無	無
門真市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	9	12	15	無	無	有
大東市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有
四條畷市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	有
交野市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	3	3	3	無	有	有
八尾市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	19	24	29	有	有	有
東大阪市	有	有	有	有	有	有	8	8	8	有	有	有	有	有	有	有	有	有	70	75	80	有	有	有
松原市	有	有	有	有	有	有	5	5	5	有	有	有	有	有	有	有	有	有	6	6	6	有	有	有
相原市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	無	有	有
羽曳野市	有	有	有	有	有	有	11	11	11	無	無	無	無	無	無	無	無	有	2	3	3	有	有	有
藤井寺市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有
富田林市	有	有	有	有	有	有	5	5	5	有	有	有	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有
河内長野市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	無	無	無
大阪狭山市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	4	4	4	無	無	無
太子町	無	無	無	無	無	無	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
河南町	無	無	無	無	無	無	5	5	5	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
千早赤阪村	無	無	無	無	無	無	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	無	無	無
堺市	有	有	有	有	有	有	8	8	8	有	有	有	有	有	有	有	有	有	50	60	70	無	無	無
泉大津市	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	3	4	無	無	無
和泉市	有	有	有	有	有	有	4	4	4	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	2	2	無	無	無
高石市	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有	有	有	有	有	有	有	3	3	3	無	無	無
恵庭市	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
岸和田市	有	有	有	有	有	有	6	6	6	有	有	有	有	有	有	有	有	有	9	9	10	無	無	無
貝塚市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	有	有	有	有	有	有	有	有	有	4	5	5	無	無	有
泉佐野市	有	有	有	有	有	有	5	5	5	有	有	有	有	有	有	有	有	有	6	7	8	有	有	有
泉南市	有	有	有	有	有	有	3	3	3	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
阪南市	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有	有	有	有	有	有	有	2	3	4	有	有	有
熊取町	有	有	有	有	有	有	3	3	3	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
田原町	有	有	有	有	有	有	1	1	1	有	有	有	有	有	有	有	有	有	0	0	0	無	無	無
岬町	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	有	有	有	有	有	有	有	有	1	1	1	無	無	無
合計	39	39	39	34	34	35	199	199	206	36	37	42	37	39	39	15	16	22	441	489	538	13	16	20

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	介護・訓練支援用具			自立生活支援用具			在宅療養等支援用具			情報・意思疎通支援用具			排泄管理支援用具			居生活動作補助用具 (住宅改修費)		
	3年度 件／年	4年度 件／年	5年度 件／年	3年度 件／年	4年度 件／年	5年度 件／年	3年度 件／年	4年度 件／年	5年度 件／年	3年度 件／年	4年度 件／年	5年度 件／年	3年度 件／年	4年度 件／年	5年度 件／年	3年度 件／年	4年度 件／年	5年度 件／年
大田市	238	238	238	813	813	813	543	543	543	664	664	664	61,859	62,516	63,196	55	55	55
池田市	7	8	9	8	9	10	25	25	25	20	23	26	1,966	1,982	2,000	1	1	1
豊面市	19	19	19	17	22	29	34	35	36	22	26	31	3,071	3,071	3,071	4	4	4
豊能町	2	2	2	2	2	2	5	5	5	3	4	5	510	520	530	1	1	1
能勢町	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	313	307	302	1	1	1
豊中市	25	25	25	85	85	85	70	70	70	87	87	87	9,400	9,400	9,400	4	4	4
吹田市	34	34	34	90	90	90	80	80	80	380	380	380	8,000	8,000	8,000	8	8	8
茨木市	23	24	26	43	44	44	61	64	67	41	42	42	4,921	4,970	5,020	3	3	3
摂津市	5	5	5	17	17	17	20	20	20	15	15	15	2,000	2,000	2,000	3	3	3
島本町	5	5	5	9	9	9	10	10	10	60	60	60	645	645	645	1	1	1
高槻市	36	37	38	96	96	96	86	86	86	95	97	99	6,866	7,072	7,284	10	10	10
枚方市	45	47	48	109	112	115	83	86	88	100	103	106	9,057	9,327	9,597	11	12	12
寝屋川市	22	23	24	50	55	60	55	55	55	50	52	54	6,600	6,700	6,800	5	5	5
守口市	14	14	14	40	40	40	30	30	30	23	23	23	4,276	4,396	4,516	1	1	1
門真市	7	7	7	25	25	25	32	32	32	35	35	35	3,119	3,205	3,294	1	1	1
大東市	15	15	15	42	42	42	24	24	24	34	34	34	2,867	2,867	2,867	3	3	3
四條畷市	3	3	3	6	6	6	4	4	4	7	7	7	1,199	1,211	1,223	2	2	2
交野市	18	18	18	17	17	17	24	24	24	22	22	22	1,807	1,832	1,857	3	3	3
八尾市	17	18	19	57	61	66	48	51	56	101	118	137	7,777	8,094	8,425	4	4	4
東大阪市	134	154	177	135	136	137	85	88	92	129	134	139	12,573	13,089	13,626	4	4	4
松原市	12	12	12	42	42	42	30	30	30	44	44	44	3,459	3,658	3,867	2	2	2
相原市	5	5	5	16	16	16	3	3	3	5	5	5	1,435	1,435	1,435	4	4	4
羽曳野市	10	10	10	25	25	25	20	20	20	25	25	25	3,200	3,250	3,300	5	5	5
藤井寺市	4	4	4	7	7	7	8	8	8	15	15	15	1,800	1,800	1,800	1	1	1
富田林市	8	8	8	25	25	25	28	28	28	23	23	23	2,762	2,762	2,762	3	3	3
河内長野市	5	5	5	23	23	23	20	22	23	23	23	23	1,500	1,600	1,700	1	1	1
大阪狭山市	6	6	6	9	9	9	19	19	19	32	32	32	1,749	1,923	2,115	3	3	3
太子町	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2	470	470	470	1	1	1
河南町	1	1	1	4	4	4	2	2	2	1	1	1	430	430	430	1	1	1
千早赤阪村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	130	130	130	1	1	1
堺市	70	73	76	264	275	286	187	198	209	205	203	201	25,776	27,732	28,688	40	43	46
泉大津市	1	1	1	23	23	23	21	22	23	23	26	28	1,453	1,481	1,510	2	2	2
和泉市	17	19	21	32	32	32	40	44	45	29	29	29	5,827	5,902	5,979	8	8	8
高石市	10	10	10	15	15	15	15	15	15	6	6	6	692	699	706	1	1	1
忠通町	1	0	0	7	2	1	5	2	4	1	2	3	394	369	397	2	0	0
岸和田市	19	19	18	64	58	52	62	64	67	96	77	62	3,976	3,952	3,928	9	10	11
貝塚市	35	37	40	22	25	27	25	25	25	30	35	35	2,300	2,300	2,300	2	2	2
泉佐野市	10	10	10	36	36	36	22	22	22	33	33	33	2,384	2,384	2,384	7	7	7
泉南市	5	5	5	18	18	18	8	8	8	12	12	12	1,602	1,657	1,715	1	1	1
阪南市	9	10	11	15	15	15	11	11	11	14	15	16	1,417	1,425	1,433	1	1	1
熊取町	2	2	2	7	7	7	7	7	7	3	5	3	1,000	1,025	1,050	2	2	2
田原町	2	3	3	2	2	2	6	7	8	5	6	7	320	328	335	0	0	0
岬町	2	2	2	2	2	3	6	6	6	69	69	68	392	392	392	0	0	0
合計	907	942	980	2,325	2,347	2,376	1,870	1,900	1,935	2,581	2,611	2,641	213,294	218,308	222,479	222	225	229

※排泄管理支援用具(スローマ器具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具)については、1ヶ月分を1件とカウントする。

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	手話奉仕員養成研修事業		
	3年度	4年度	5年度
	人／年	人／年	人／年
大阪市	990	990	990
池田市	13	13	13
箕面市	15	15	15
豊能町	6	7	8
能勢町	0	0	0
豊中市	43	45	45
吹田市	64	80	96
茨木市	60	60	60
摂津市	1	1	1
島本町	0	0	0
高槻市	46	48	50
枚方市	50	50	50
寝屋川市	30	30	30
守口市	10	10	10
門真市	20	24	28
大東市	30	30	30
四條畷市	8	8	8
交野市	27	33	40
八尾市	30	30	30
東大阪市	40	40	40
松原市	37	37	37
柏原市	20	20	20
羽曳野市	30	30	30
藤井寺市	17	17	17
富田林市	25	25	25
河内長野市	11	13	15
大阪狭山市	15	15	15
太子町	10	10	10
河南町	8	8	8
千早赤阪村	0	0	0
堺市	20	20	20
泉大津市	10	11	12
和泉市	63	66	69
高石市	4	4	4
忠岡町	0	0	0
岸和田市	50	30	50
貝塚市	17	17	17
泉佐野市	14	16	18
泉南市	7	7	7
阪南市	13	13	13
熊取町	10	10	10
田尻町	3	3	3
岬町	2	2	2
合計	0	0	0

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	合計					身体障がい者					移動支援					知的障がい者					障がい児					精神障がい者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	3年度		4年度		5年度	3年度		4年度		5年度	3年度		4年度		5年度	3年度		4年度		5年度	3年度		4年度		5年度	3年度		4年度		5年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	人/年	人/人	人/年	人/人	人/人	人/年	人/人	人/年	人/人	人/人	人/年	人/人	人/年	人/人	人/人	人/年	人/人	人/年	人/人	人/人	人/年	人/人	人/年	人/人	人/人	人/年	人/人	人/年	人/人	人/人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大阪府	5,877	134,629	5,894	134,629	5,911	134,629	304	6,387	305	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306	6,387	306

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	地域活動支援センター						※発達障がい者支援センター運営事業						※障がい児等 教育支援事業			
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度	
	箇所	人/年	箇所	人/年	箇所	人/年	箇所	人/年	箇所	人/年	箇所	人/年	箇所	人/年	箇所	人/年
大阪市	50	1,000	50	1,000	50	1,000	1	846	1	846	1	846	11	11	11	11
池田市	1	230	1	235	1	240										
箕面市	2	30	2	30	2	30										
豊能町	1	17	1	18	1	19										
能勢町	2	1	2	1	2	1										
豊中市	2	372	2	381	2	390							1	1	1	1
吹田市	4	9,820	6	12,560	6	12,560							1	1	1	1
茨木市	4	237	4	240	4	242										
摂津市	1	220	1	220	1	220										
豊本町	1	5	1	5	1	5										
高槻市	8	384	8	385	8	386							2	2	2	2
枚方市	9	944	9	944	11	1,064							1	1	1	1
寝屋川市	5	200	5	200	5	200										
守口市	1	100	1	110	1	120										
門真市	2	100	2	100	2	200										
大東市	2	200	2	201	2	202										
西條藻市	1	120	1	156	1	180										
交野市	1	62	1	62	1	62										
八尾市	10	173	10	173	10	173							1	1	1	1
東大阪市	18	90	18	90	18	90							1	1	1	1
松原市	2	209	2	212	2	216										
柏原市	1	35	1	35	1	35										
羽曳野市	3	70	3	70	3	70										
藤井寺市	3	40	3	46	3	48										
富田林市	2	30	2	30	2	30										
河内長野市	1	20	1	20	1	20										
大阪狭山市	3	130	3	141	3	152										
太子町	1	3	1	3	1	3										
河南町	1	4	1	4	1	4										
千早赤阪村	1	2	1	2	1	2										
堺市	17	650	17	445	17	600	1	1,997	1	2,016	1	2,035	8	8	8	8
泉大津市	2	30	2	32	2	34										
和泉市	1	148	1	148	1	150										
高石市	1	113	1	113	1	113										
忠岡町	1	6	1	6	1	6										
岸和田市	2	277	2	277	2	277										
貝塚市	1	120	1	120	1	120										
泉佐野市	1	120	1	120	1	120										
泉南市	1	50	1	50	1	50										
阪南市	1	55	1	57	1	59										
熊取町	1	44	1	46	1	46										
田尻町	1	12	1	14	1	15										
堺市	1	4	1	4	1	4										
合計	174	16,477	176	19,127	178	19,580	2	2,543	2	2,862	2	2,881	26	26	26	26

※「発達障がい者支援センター運営事業」は指定都市、「障がい児等教育支援事業」は指定都市・中核市で実施

(11) 市町村地域生活支援事業

	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業																			
	手話通訳者養成研修事業										要約筆記者養成研修事業									
	登録試験合格者数					実養成講習修了見込者数					登録試験合格者数					実養成講習修了見込者数				
	3年度 人/年	4年度 人/年	5年度 人/年	3年度 人/年	4年度 人/年	5年度 人/年	3年度 人/年	4年度 人/年	5年度 人/年	3年度 人/年	4年度 人/年	5年度 人/年	3年度 人/年	4年度 人/年	5年度 人/年	3年度 人/年	4年度 人/年	5年度 人/年	3年度 人/年	4年度 人/年
市町村	20※	20※	20※	20※	15※	15※	15※	15※	15※	15※	16	18	20	40	40	40	40	40	40	40
大阪市	20※	20※	20※	20※	15※	15※	15※	15※	15※	15※	16	18	20	40	40	40	40	40	40	40
堺市	4	4	4	4	20	20	20	20	20	20	3	2	4	13	0	20	20	20	20	20
豊中市	20※	20※	20※	20※	15※	15※	15※	15※	15※	15※	5※	5※	5※	10※	10※	10※	10※	10※	10※	10※
吹田市	20※	20※	20※	20※	15※	15※	15※	15※	15※	15※	5※	5※	5※	10※	10※	10※	10※	10※	10※	10※
高槻市	20※	20※	20※	20※	15※	15※	15※	15※	15※	15※	5※	5※	5※	10※	10※	10※	10※	10※	10※	10※
枚方市	20※	20※	20※	20※	15※	15※	15※	15※	15※	15※	5※	5※	5※	10※	10※	10※	10※	10※	10※	10※
寝屋川市	20※	20※	20※	20※	15※	15※	15※	15※	15※	15※	5※	5※	5※	10※	10※	10※	10※	10※	10※	10※
東大阪市	20※	20※	20※	20※	15※	15※	15※	15※	15※	15※	5※	5※	5※	10※	10※	10※	10※	10※	10※	10※
八尾市	20※	20※	20※	20※	15※	15※	15※	15※	15※	15※	5※	5※	5※	10※	10※	10※	10※	10※	10※	10※

※事業全体数(各共同実施市についてはそれぞれ内数) 大阪府全体での数値のため、見込値は内数である旨記載いただければ結構です。

(11) 市町村地域生活支援事業

市町村	専門性の高い、意思疎通支援を行う者の派遣事業										失業者向け意思疎通支援者派遣事業									
	手短派遣者派遣事業					要約派遣者派遣事業					若年者向け選抜・介助派遣事業					失業者向け意思疎通支援者派遣事業				
	3年度		4年度		5年度	3年度		4年度		5年度	3年度		4年度		5年度	3年度		4年度		5年度
	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年	件／年	時間／年	件／年	時間／年	件／年
大阪市	3799	10762	3824	10809	3850	10857	221	744	221	744	6325	25300	6400	25600	6475	25900	0	0	0	0
堺市	3007	4421	3157	4542	3315	4874	178	997	186	1046	1975	7900	2025	8100	2075	8300	0	0	0	0
豊中市	2	5	2	5	2	5	2	5	2	5	250	1000	275	1100	300	1200	2	5	2	5
吹田市	35	55	35	55	35	55	2	3	2	3	325	1300	350	1400	375	1500	0	0	0	0
豊御市	707	1100	719	1118	731	1137	28	54	29	56	350	1400	375	1500	400	1600	0	0	0	0
枚方市	844	2159	869	2224	894	2288	12	136	12	147	75	300	100	400	125	500	0	0	0	0
樟葉山市	320	695	340	740	360	785	20	50	20	50	25	100	50	200	75	300	0	0	0	0
狭大阪市	914	1371	953	1445	1015	1523	14	25	15	27	650	2600	675	2700	700	2800	0	0	0	0
八尾市	480	630	480	630	480	630	155	130	155	130	100	400	125	500	150	600	0	0	0	0

